

平成 29 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成 29 年 12 月 5 日 開会

平成 29 年 12 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成29年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月5日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
承認第6号から議案第38号まで9件一括提案説明	4
散会	7

12月7日（木曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○8番 荒井勝彦君	10
1 災害時の避難所開設について	
2 河川などに係留されている船舶について	
(1) 町内河川の河口付近に係留されている船舶はゲリラ豪雨などで流出の恐れはないか。 また、町として現状をどのように考えているか。	
(2) 町が管理する漁港における沈没船の処理は、持ち主にその費用負担をさせる努力をしているか。	
3 美浜町定住促進の具体的検討について	
○2番 山本辰見君	17
1 ため池の被災状況及び防災対策工事の進捗状況について	
2 奥田地区で発生した家屋の倒壊について	
(1) 奥田地区で発生した倒壊家屋は、以前町で調査した中に含まれていたか。 また、同様の物件、それに対する指導などへの対応は。	
(2) 旧市街地再編計画・道路拡張と合わせ、町の抜本的な取り組みはどうか。	
3 認知症の疑いのある方を含めた、介護予防・認知症予防への取り組みについて	
(1) 地域サロンなどとの連携を含めた町の取り組み状況はどうなっているか。	

- (2) 介護や障がい者の方々は、家族の会などで学び合い、助け合う取り組みもあるようだが、認知症の家族の会などの取り組みはできないか。

4 公契約条例への取り組みについて

- (1) 愛知県に準じて各市町村も準備することが求められているが、本町の対応状況はどうか。
- (2) 美浜町として、大型事業が連続して発注され、公契約条例の趣旨を生かすため早急な条例制定が求められるが、今後の準備・計画についてどのように取り組むか。

○7番 横田貴次君 26

1 美浜町の污水適正処理に対する取り組みの進捗状況について

- (1) アンケート「問1・2・3」の質問に対する回答から、整備が必要な浄化槽の数、各世帯の年齢構成等についてどう分析しているか。
- (2) アンケート「問4・5・6」の質問に対する回答から、各世帯の生活排水の処理状況、浄化槽整備に係る事業費の規模をどう分析しているか。
- また、アンケートにより判明した合併処理浄化槽設置世帯は、町の污水処理人口比率の算定に反映しているか。
- (3) アンケート「問7・8・9」の質問に対する回答から、合併処理浄化槽へ転換を希望、条件次第では希望すると答えた世帯と、世帯人数、整備に要する事業費はどれくらいか。
- また、後継者のいない高齢者世帯数及び転換希望の有無をどう分析しているか。
- (4) 行政報告会において「市町村設置型整備事業に色々な問題点がある」との説明があったが、具体的な問題点は何か。
- (5) 市町村設置型整備事業にするのか、現行の補助率を嵩上げするのかについて、いつまでに判断し、いつから事業を実施する予定か。
- (6) 本年度実施している、浄化槽整備事業調査等委託について、現在の進捗状況は。

○9番 大岩 靖君 35

1 美浜町の学校運営について

- (1) 本年度、各学校から出されている要望書の中で、早急に対応しなければならない要望は何で、費用はいくらかかるか。
- (2) 町内の各学校を年度ごとに所どころメンテナンスしたとして、それぞれいつまで使うことができると考えているか。
- (3) 今後、児童・生徒にとって健全な学校生活を送るために、また町財政においても、最善な方策は考えているか。

2 主要駅構内への防犯カメラ設置について

○3番 鈴木美代子君 43

1 防災対策について

- (1) いざという時、女性の力も必要になると思うが、災害対策本部に女性はいるか。
- (2) 避難所の運営について、男女別の更衣室としての、屋内テントの利用、男女別のトイレといったデリカシー的配慮はしているか。

(3) 授乳室、ミルク、離乳食、紙おむつ、女性専用物資の選定、量などについて、女性の意見が生かされた準備をしているか。	
(4) 高齢者、病人、障がい者などの弱者に対応できるスペース及び感染症患者を隔離するスペースは確保しているか。	
2 介護保険について	
(1) 町一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩しにより保険料を引き下げる考え、国に対して現行20%プラス5%の調整金を、25%プラス5%の負担とするよう求める考えはあるか。	
(2) 要介護1・2の人でも条件がクリアできれば入所できる特別入所制度があることを、広報などで周知する考えはあるか。	
3 ひとり暮らし、高齢者ふたり世帯などの、ごみ出し等への日常支援について	
4 町独自の介護保険料低所得者減免制度の実施について	
5 国民健康保険の資産割廃止について	
散 会	5 1

12月8日（金曜日）第3号

議事日程	5 3
会議に付した事件	5 3
会議に出欠席した議員	5 3
説明のため出席した者の職、氏名	5 3
職務のため出席した者の職、氏名	5 3
開議の宣告	5 4
町政に対する一般質問	5 5
○10番 横田全博君	5 5
1 「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」への取り組みについて	
(1) 6次産業化の推進について、特産品の商品開発の進捗状況はどうか。	
(2) ふるさと納税はどのように進展しているか。	
(3) SNSと映画等のエンターテインメントの活用によって、観光振興をはかる考えはあるか。	
(4) 運動公園に公共施設管理運営（PPP）を導入して、フィットネス等の施設の充実をはかり、町民の健康づくりに寄与する考えはあるか。	
○1番 森川元晴君	6 4
1 風水害対策について	
(1) 大雨、洪水、高潮等災害の危険が予測された時点での事前対策、対応はどうか。	
(2) 避難指示、避難勧告等発令時の緊急対応、体制は確立されているか。	
2 浸水・冠水対策について	
(1) 雨水出水浸水想定区域は把握しているか。	

- (2) 今回の台風21号での浸水・冠水した場所は11箇所と説明があったが、その箇所で事前に危険の可能性があると思われた箇所は、何箇所か。
- (3) 美浜町の雨水排水処理設備（排水路）等は万全に機能していると思われるか。
また、一時的な浸水・冠水は仕方ないと思えるか。
- (4) 町道、県道等幹線道路での浸水・冠水に伴う事故が発生した場合の町の対応はどのようにしているか。

3 都市計画税の使い方を含めた既成市街地整備事業について

○6番 江元梅彦君 7 4

1 美浜町の特性を生かした事業展開について

- (1) 新規就農を志す、特に若い夫婦に向けた家屋・農地の借入、もしくは取得に対し、町独自の助成制度、農協と一体となった営農指導といった事業を実施する考えはあるか。
- (2) 秘書広報課、企画政策課、産業振興課にまたがる現在の体制を見直し、一本化することにより、積極的に町の魅力を発信する考えはあるか。

2 町政懇談会における意見・要望について

散 会 8 2

12月12日（火曜日）第4号

議事日程	8 3
会議に付した事件	8 3
会議に出欠席した議員	8 3
説明のため出席した者の職、氏名	8 4
職務のため出席した者の職、氏名	8 4
開議の宣告	8 5
承認第6号（質疑・討論・採決）	8 5
承認第7号（質疑・討論・採決）	8 5
議案第32号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第33号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第34号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第35号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第36号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第37号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第38号（質疑・委員会付託）	8 8
発議第9号（提案説明・質疑）	8 9
報告第4号から議案第44号まで7件一括説明	9 1
議案第39号（質疑・委員会付託）	9 3
議案第40号（質疑・委員会付託）	9 3
議案第41号（質疑・委員会付託）	9 3
議案第42号（質疑・委員会付託）	9 4

議案第43号（質疑・委員会付託）	9 4
議案第44号（質疑・委員会付託）	9 4
散 会	9 5

12月19日（火曜日）第5号

議事日程	9 7
会議に付した事件	9 7
会議に出欠席した議員	9 7
説明のため出席した者の職、氏名	9 8
職務のため出席した者の職、氏名	9 8
開議の宣告	9 8
議案第32号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 0
議案第35号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 2
議案第36号から議案第44号まで9件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 3
発議第9号（討論・採決）	1 0 7
議案第45号から議案第47号まで3件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 3
閉 会	1 1 3

平成29年12月 5 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成29年12月5日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

承認第7号 専決処分事項の報告承認について

議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君
9番	大岩靖君	10番	横田全博君
11番	野田増男君	12番	大崎卓夫君
13番	丸田博雅君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	坂本順一君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	西田林治君	経済環境部長	天木孝利君
建設部長	石川喜次君	教育部長	竹内康雄君
総務課長	杉本康寿君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	夏目勉君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	日比郁夫君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	高橋ふじ美君	子育て支援課長	宮崎典人君

健康推進課長 久 綱 勇 君
環境保全課長 藪 井 幹 久 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
学校教育課長 竹 内 与 七 君
学 校 給 食
センター所長 夏 目 明 房 君

産業振興課長 小 島 康 資 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水 道 課 長 鈴 木 晴 雄 君
生涯学習課長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議会係長 山 下 美 幸 君

[午前9時00分 開会]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

早いもので、ことしのカレンダーが残り1枚となりました。この1年を振り返ってみて、世界に目を向ければ、核兵器の開発、ミサイルの発射など大きな出来事がありました。美浜町では、やはり台風21号の爪跡が大きかったようでございます。私が役場に来る途中に、いまだに大きく崖崩れしている箇所があります。そんな暗いことばかりではなく、先日12月2日、第12回愛知県市町村対抗駅伝大会が開催され、美浜町は町村の部で昨年と同じ7位となりました。選手の皆様、お疲れさまでございました。また、監督、スタッフの皆様、御苦労さまでございました。

それでは、始めさせていただきます。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

町長。

[町長 神谷信行君 登壇]

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まずもってお礼申し上げます。

先ほど議長からお話がありました愛知県市町村駅伝の関係につきましては、昨年と同順位の第7位ということで、また、5区の中学校男子であります木口君が区間賞を受賞したということで頑張ってくださいました。本当に監督を初めコーチの皆様、選手の皆様方につきましては大変お疲れのところでありました。また、厚く感謝を申し上げるところでございます。

そしてまた、きょうは早朝より議員の皆様を初め多くの町民の皆様には、この主要幹線道路において交通立哨をしていただき、まことにありがとうございました。県下飲酒運転検挙第1位という不名誉な記録を一刻も早く返上したいものだと考えております。また、町並びに議員の皆様方、そして住民の皆様方に、この飲酒運転の関

係につきましても呼びかけ、注意を促していきたいと考えております。

そして今、私がしておりますこのネクタイでございますが、これにつきましては、先月の1日、灯台の日になみまして、灯台の中を見ていただく、そして登っていただくという事業が行われたわけでございますが、そのときに美浜町のまちラボの皆様方が野間崎灯台を観光の施設としても広くPRしていきたいという思いの中で、このネクタイを50本つくったそうです。1本4,500円だったかな。50本つくったそうでございますけれども、このネクタイをデザインを変えて、また次回新たに販売をしていきたいということで、また皆様方にもPRしていきたいということでございますので、お気に召したらぜひこの灯台のネクタイを、これと同じものじゃありませんけれども、今度は、御購入いただければと思っております。

師走を迎えまして、今年も早いもので残りわずかとなりました。

朝晩の冷え込みも日ごとに増して、あさって7日は暦の上では大雪、いよいよ本格的に冬を実感させられるきょうこのごろであります。

議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただきますようお願いするところでございます。

また、私ども執行部は、この時期、来年度予算の編成作業を進めておりますが、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち」をつくることを第一の目標として取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましても、町行政に対しまして、御指導、御提言、そして御支援、御協力くださいますよう、改めてお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成29年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

また、美浜町議会広報用写真の撮影のため、カメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 森川元晴議員、7番 横田貴次議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と決定しました。

日程第3 承認第6号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで9件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてから議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日、御提案申し上げますのは、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを初めとして9件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、去る9月28日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。

これに伴いまして、選挙及び国民審査の執行に必要な経費を内容とする予算の編成を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月28日付で専決処分により行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

その結果、平成29年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億5,344万4,000円とするものでございます。

次に、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風被害による災害復旧のため、早急に予算を編成する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月8日付で専決処分により行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容は、町道や農道など計63カ所の災害復旧費に要する費用で、その結果、平成29年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,592万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,936万7,000円とするものでございます。

次に、議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、非常勤職員の育児休業期間が最長2歳までの再延長及び育児休業の取得可能期間の延長に係る特例規

定に、保育所待機児童を追加する整備を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日とするものでございます。

次に、議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、所得税法で定める用語の意義が改正されたことに伴う用語の変更でございます。

なお、施行日は、平成30年1月1日とするものでございます。

次に、議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ3億5,408万3,000円を増額し、補正後の予算総額を81億345万円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、まず、各款にわたり、本年度の人事異動等に伴う人件費の増減及び各課の時間外勤務手当の増を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では、人事管理事業において、育児休業職員にかわる臨時職員賃金を、ふるさと納税寄附運営事業において、ふるさと納税寄附件数の増に伴い返礼品の発送に要する経費を、会計管理事業において、賃金改定に伴う臨時職員の賃金を、庁舎管理事業において、機構改革に伴う看板等の要する経費及び庁舎雨漏り修繕工事に要する経費を、電算管理運営事務において、社会保障・税番号制度システムに標準レイアウトを改定する経費をそれぞれ計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、介護保険特別会計繰出金並びに障害福祉サービス事業において、障害者自立支援に関するシステムの改修及び平成28年度の精算金に係る経費を計上するとともに、臨時福祉給付金支援事業として、事務費の返還金をそれぞれ計上いたしました。

同款、2項児童福祉費では、保育所運営事業において、延長保育業務等で、応募者が少なく臨時職員での対応から正規職員の対応に要する経費、また、用途を指定する寄附金があったことに伴う経費を、放課後児童クラブ運営事業において、平成28年度の精算金に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

4款衛生費では、3項知多南部衛生組合分担金において、平成28年度の精算に伴う減を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、農地事務において、農業集落家庭排水処理施設特別会計の補正に伴う繰出金の減を計上いたしました。

同款、3項水産業費では、水産業振興事業において、事業量の増加に伴う経費を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費では、町道舗装工事において、国庫補助から町単独工事への振りかえに伴う経費を計上いたしました。

同款、5項都市計画費では、都市公園整備事業において、測量調査業務及び土地購入に伴う経費を計上いたしました。

同款、6項住宅費では、町営住宅施設整備事業において、上前田住宅の取り壊し工事追加に伴う経費を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費では、非常備消防事業において、消防団詰所の設置条件見直しによる減を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費では、小学校運営事業において、特別支援学級設置に係る経費を、教育振興事業において、準要保護児童新入学用品費に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

同款、3項中学校費では、中学校運営事業及び中学校施設整備事業において、教育上支援が必要な生徒のための環境整備に係る経費並びに教育振興事業において、準要保護生徒新入学用品費に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金においては、障害児入所給付費等負担金の平成28年度精算に伴う増を計上いたしました。

同款、2項国庫補助金においては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の増並びに町単独事業への移行に伴う道路舗装修繕補助金の減をそれぞれ計上いたしました。

15款県支出金、1項県負担金においては、障害児入所給付費等負担金の平成28年度精算に伴う増を計上いたしました。

17款寄附金、1項寄附金においては、児童福祉費寄附金及び小学校費寄附金の増を計上いたしました。

また、本補正による剰余金により、18款繰入金、2項基金繰入金においては、財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

20款諸収入、4項雑入においては、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金の増を計上いたしました。

21款町債、1項町債においては、運動公園用地購入に伴う公園整備事業債及び消防詰所の計画見直しにおける防災基盤整備事業債の減を計上いたしました。

次に、議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ233万4,000円を増額し、補正後の予算総額を19億6,810万7,000円とするものでございます。

歳出については介護保険システムの改修に要する経費を、歳入については介護保険システム改修事業の国庫補助金及び事務費等繰入金の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ4億1,816万4,000円を減額し、補正後の予算総額を1億421万円とするものでございます。

歳入歳出については、運動公園用地購入費を一般会計に振りかえることに伴う減を計上いたしました。

次に、議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ495万円を減額し、補正後の予算総額を2,936万7,000円とするものでございます。

歳入歳出については、人事異動による人件費の所要額の減を計上いたしました。

次に、議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的支出につきましては、617万1,000円を減額するものでございます。

資本的支出につきましては、2万7,000円を増額するものでございます。

内容でございますが、主に職員1名の退職に伴う人件費の所要額の減を計上いたしました。

これにより、補正後の収益的支出は5億1,597万2,000円となり、資本的支出は1億9,271万3,000円となるものでございます。

以上、提出案件9件について、慎重に御審議いただき、全案お認めくださるよう重ねてお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

[降壇]

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月6日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月6日は休会することに決定しました。
来る12月7日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。
本日はこれにて散会します。

〔午前9時25分 散会〕

平成29年12月 7 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成29年12月7日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君
9番	大岩靖君	10番	横田全博君
11番	野田増男君	12番	大崎卓夫君
13番	丸田博雅君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	坂本順一君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	西田林治君	経済環境部長	天木孝利君
建設部長	石川喜次君	教育部長	竹内康雄君
総務課長	杉本康寿君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	夏目勉君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	日比郁夫君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	高橋ふじ美君	子育て支援課長	宮崎典人君
健康推進課長	久綱勇君	産業振興課長	小島康資君
環境保全課長	藪井幹久君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	鈴木晴雄君
学校教育課長	竹内与七君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	夏目明房君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷充則君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

本日、私と町長が一般社団法人美浜まちラボがデザインしましたネクタイをしまいでいりました。野間灯台に登れる化プロジェクトとして11月5日に野間崎灯台を一般開放した折に販売していたものでございます。

今、GPSの発達で灯台の影は薄れていますが、やはり灯台の光には目で見る安心感があるのではと思います。また、このプロジェクトの中で、「100年後の海にも美しい灯台を」とありました。まさにそのとおりだと思います。

会議に先立ち、お願いします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入る先立ち諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は、答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度のある質問をお願いします。

また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

8番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

[8番 荒井勝彦君 登席]

○8番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。8番、チャレンジMIHAMA、荒井勝彦でございます。

師走に入りまして、慌ただしい時期になってまいりましたが、平成29年を締めくくる12月議会一般質問のトップバッターの栄に浴する機会を与您いただきました。気を引き締めて臨む所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、今回は3項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、災害時の避難所開設についてお伺いいたします。

本年10月22日、大型で非常に強い台風21号、これの接近により、同日22時45分、美浜町に土砂災害警戒情報が発表されました。これを受けて美浜町は、既に開設されていた役場、奥田公民館に加え、新たに6カ所の避難所を開設いたしましたが、この情報がメール配信されたのは、同日深夜23時59分でございます。

後日いただいた台風21号被害報告、平成29年10月31日の17時現在のまとめでございますが、町内で土砂崩れなどによる通行止めも含めて78件の被害が報告されております。避難所開設には諸般の条件がそろうことが必要だと思いますが、深夜の開設では、その実効性は乏しいと思われれます。住民が安全に避難できるよう、もう少し早い段階で避難所の開設は決断できないものでしょうか、お尋ねいたします。

次に、河川などに係留されている船舶についてお伺いいたします。

町内を流れる河川の河口付近に係留されている船舶は、ゲリラ豪雨などで流出のおそれはありませんか。

今から40年ほど前のことですが、河和地区の新江川河口に係留されていた船舶が、豪雨で流されて水門にひっかかり、流路を塞いでしまったことがありました。このことだけが主原因だとは思われませんが、このときは、河和の岡ノ脇、北田面両地区では床上浸水の被害も出ております。町内を流れる二級河川の維持管理は県が担当していると思いますが、美浜町としては、現状をどのようにお考えでしょうか。また、町が管理している漁港における沈没船の処理は、その船の最終持ち主にその処分費用を負担させる努力を日ごろからしておりますでしょうか、お答え願います。

最後の質問でございます。

美浜町定住促進の具体的な検討についてお尋ねいたします。

愛知県西尾市では、本年4月より子育て支援定住促進策として、3世代同居対応住宅支援事業を創設しております。西尾市の例では、共働きの夫婦のためにその両親が子供の面倒を見ることができ、かつ女性が働きやすく、家族同士で支え合うことのできる同居に限って一戸建て住宅及び併用住宅の工事に対して助成金を出しています。これ、上限が30万円だそうです。

今後、まちの人口を維持していくためには、出産、子育てを支援する施策により出生数をふやすとともに、若い世代のこのまちからの転出を抑え、定住を促進することが必要となってくると思われれます。美浜町もそろそろこの例のような具体的な検討をしていきませんか。

以上で私の壇上での質問を終わらせていただきます。わかりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆様、おはようございます。

先ほども荒井議員からもございましたように、いよいよことし最後の議会となりました。今回は8名の皆様方から町政に対する多くの一般質問をいただいております。私を初め、執行部一同しっかりと気合いを入れ、そしてまた、誠意を持ち、わかりやすい答弁に心がけてまいりますので、よろしくお願いたします。

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、災害時の避難所開設についての御質問でございますが、台風21号の接近に伴う町の対応を申し上げますと、10月22日13時36分に暴風警報が発令され、町の災害対策本部を設置したところ、その後、大雨警報も発令されましたので、17時に災害対策本部員会議を開催し、対応を協議いたしました。

その時点において、台風の勢力は強いものの、予想される進路等から町内において強風による被害が発生する危険性は高くはないと判断いたしました。自主的に避難をしたい旨の声がありましたので、18時に役場及び奥田公民館に避難所を開設いたしました。22時45分には、美浜町に初めての土砂災害警戒情報が発表されたため、布土小学校を初め6カ所に避難所を追加開設することといたしました。

議員御質問のもう少し早い段階での決断につきましては、私どもも大変悩ましい事柄であると考えております。先ほども申し上げましたが、台風の場合には、その進路と勢力の予想等を参考に、本町における被害の発生についての危険性を判断の上、避難所開設等の決定をいたしております。早目に避難所を開設することも必要ではありますが、むやみに早い開設には、住民の不安感をあおるとの意見などもございます。

今後適切な判断ができるよう、情報の収集等を行い、避難所の開設並びに運営を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、河川などに係留されている船舶についての御質問の1点目、町内河川の河口付近に係留されている船舶は、ゲリラ豪雨などで流出のおそれはないか。また、町として現状をどのように考えているかについてでございますが、船舶の所有者御本人の係留がしっかり行われていれば、流出のおそれはないと考えております。また、船舶の係留につきましては、河川管理者の県に現地確認を依頼していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の2点目、町が管理する漁港における沈没船の処理は、持ち主にその費用負担をさせる努力をしているかについてでございますが、沈没船や沈没しそうな船を確認した場合、船体に書かれた登録番号などにより、所有者を特定し、所有者に撤去処分をお願いいたしております。しかし、登録番号などの記載がなく、所有者が特定できず、漁港機能に支障及び危険があると判断した場合には、廃棄物として町の費用にて処分を行っております。

次に、美浜町定住促進の具体的検討についての御質問でございますが、まず、本町の定住化促進事業でございますが、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、自然資源を活かした交流人口の増加、女性や高齢者が働ける場づくり、住んでよかったと実感できる子育て環境の充実、安心・安全につながる住民間の絆づくりの4つを基本目標に、平成27年度より事業を進めているところでございます。特に、若い世代の流出を防ぐため、魅力ある婚活事業や安心して出産や子育てができる育児環境づくり及び6次産業における起業を含め、雇用の場づくりなどに取り組んでいるところでございます。

西尾市の三世代同居対応住宅支援事業は、市独自の施策であり、新たに多世代で同居するために、キッチン、トイレ等の住宅設備を複数箇所設置する場合に補助する事業でございます。また、その施策と別に住宅金融支援機構の住宅ローンサービスとの連携により、ローン金利の軽減が受けられる事業も実施しています。

本町におきましても、これらの事業を参考としつつ、定住促進及び空家等の対策の一つとして新たな補助メニューも検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問させていただきます。

本年9月議会において、豪雨災害に対する備え、いわゆるタイムラインと呼ばれるもの、これは美浜町ではで

きているでしょうかという私の問いに対して、タイムラインそのものではないが、同意義のものは整備はできていると御回答いただいておりますけれども、同意義のものはきちんとそのときに機能したのでありましょか、そこら辺のところをお答えいただきたいと思います。

○防災安全課長（石濱克彦君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

タイムラインのようなものは機能しておったかの質問でございましたが、災害対策本部を事前に立ち上げ、現場を見回るなど、事前に台風の状況を現地でも確認等行っておりますので、事前の対応はできているものと考えております。

以上です。

○8番（荒井勝彦君）

先ほど町長の御答弁の中でも、警報が発表された時点で町長を本部長として、美浜町災害対策本部を立ち上げ、現状分析と対策活動を協議し、同報無線、メール配信サービス、広報車などの幅広い手段により確実な情報伝達に努めていくとの回答をいただいておりますが、私がこの避難所を新たに開設したという情報を得たのは、メール配信サービスでございました。深夜、日付が変わる直前でございました。あと残りの同報無線と広報車というのは、深夜、豪雨の中でその機能を果たしたのでしょうか、お答え願います。

○防災安全課長（石濱克彦君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

同報無線につきましては、最初の2カ所の避難所開設のときも行っておりまして、深夜ではございましたけれども、台風の強い中も同報無線で行っておるところでございます。広報車につきましては、現場の状況確認のため使っておりますので、広報車での活動は行っておりません。よろしく申し上げます。

○8番（荒井勝彦君）

恐らく大型で非常に強い台風でございました。暴風雨の中、同報無線、広報車は今回出なかったということですが、戸別ラジオが設置されていない御家庭もまだまだあると思っておりますが、それで聞こえると思われましょか。情報が伝達できるとお思いになるでしょうか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

台風の強い時期には、同報無線は、外からの音声ですから聞こえにくいかと思っております。ただ、戸別ラジオにつきましては、同報無線の内容が聞けるということで、常日ごろから販売の広報に努めておるところでございます。よって、台風の後でもあったんですけども、非常に最近は、防災ラジオの売れ行きが上がっておるところでございます。よろしく申し上げます。

○8番（荒井勝彦君）

たしかこの日は、衆議院議員の投開票日で、恐らく町の職員の方も開票業務に当たられた方が多かったと思いますが、それ以外の職員の方が深夜に避難所を開設してそこに行くと、実際に避難所へ行くということで、私が今ちょっと考えておるのは、新たに6カ所、深夜に開設した6カ所に実際に避難をしてみえた町民の方の人数、これがもしわかれば結構ですけども、教えていただきたいと思いますが。

○防災安全課長（石濱克彦君）

新たに避難所を開設したときの人数でよろしかったでしょうか。

○8番（荒井勝彦君）

はい。

○防災安全課長（石濱克彦君）

新たにふやした6カ所につきましては、布土小学校におきまして2名の方が避難していただいておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

布土小学校に、新たに開設した6カ所のところに2名の方が実際に避難をしておみえになったということ、これは恐らく本当に暴風雨の吹き荒れる中、深夜の避難だったと思います。ひとり暮らしのお年寄りやら、もう免許を返納したりした方々、それと体の不自由な方、災害避難に対する弱者という方々は、やはり早目早目の避難が一番身を守ることだと思います。確かにどの時点でどれだけの避難所を開設するかというのは、非常に難しい判断だとは思いますが、やっぱり住民の安全を守るには、先ほど私がいただいた資料の中の78カ所、78件の被害が報告されているというのは、まさに被害が起こっているさなかに避難所を開設したのだから、避難をしてきてくださいよということです。

職員の方は、避難所に対して、6カ所に対してどういう配置でいくんですか。1人とか複数対応なのか、その辺のところはどうでしょうか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

避難所の設営の人数のことですけれども、今回1名の職員の配置で行っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

役場にはほかの職員の方が大勢お見えになったと思いますけれども、新たに開設した避難所に対しては、1名ずつ担当者が行ったということ、その人たちは、当然深夜の開設でしたので、朝まで対応していたということでよろしかったですか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

1名の職員の対応でございますけれども、朝まで、いわゆる解除されるまで避難所において設営しております。よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

1名の方が朝までずっと、来なかった住民の方のために待機をしていた、本当に御苦労さまでございました。私たちが子供のころの天気予報というのは、外れることもままにありましたが、宇宙から地球を見張っているこの時代においては、ほぼほぼ予想どおりに来ることが多くなってまいりました。地震とは違っていきなり襲ってくるものではありません。台風に関する暴風雨、それにゲリラ豪雨等、もうこれだけの規模のこういったものがこの地方に襲ってきますよということは、かなり前の段階から情報が伝わってくるようになりました。美浜町もやっぱり住民の一番の安全を考えて、早期に対応していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

船舶に関することでございますけれども、10月25日に町内全ての河川に係留されている船舶の状態を私、実際に見てまいりました。上野間の稲早川河口には、陸揚げ場が整備されており、河川における係留船舶は、この時点では確認はできませんでした。奥田山王川河口には、漁船だと思われませんが、多くの漁船が係留されておまして、しかしながら、河口は随分広い面積がございまして、両岸に整然と係留されており、河川の流路の真ん中を塞ぐ状態ではありませんでした。しかし、これは山王川ですけれども、上流には転覆しておまして、廃船らしき船舶も数艇確認できました。

町は、もちろんこれ2級河川でございますので、知多建設事務所の維持管理課というところが管轄していると
思いますけれども、本当に船底を裏返ってしまっていて、沈没している船が数艇見受けられましたが、この現状
を把握しておりましたでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

町におきましても、11月の中旬に町内の河川全体を調査いたしました。まず、県の管理する河川が、町内に7
河川ございます。そのうちの4河川に船が係留されておりました。計で84隻ございます。町の管理する施設につ
きましては14河川ございます。そのうち2河川につきまして、2隻だけ係留をしておるような状況でございまし
た。町の管理する時志川につきましては、常時出られているという河川ということも確認しておりますのでよろ
しく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

やっぱり美浜町も観光地であり、例えば山王川はビーチランドにも近いところですが、沈没船の持ち主、
これを特定し——恐らくきのうきょう持ってきたものではないと思われませんが——県を通じて撤去してくださ
いという、そういうような活動というのはしておりますでしょうか、行動はしておりますでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

過去におきましては、地域のほうから沈没船等がございました場合には、御連絡が、通報あります。そうした
場合には、県のほうに現地を調査していただきまして、指導していただくようお願いしております。

○8番（荒井勝彦君）

私の概念では、2級河川に係留されている船舶が沈没しておる場合は、これは県が対応していただけるという
ことで、もし、それがそのまま流れていって、海岸漂着物となった場合に、例えば今、隣国から多くの木造船が
日本海側の自治体には流れ着いておまして、その処分費用に頭を痛めておるということを昨今のニュースでよ
く伺うようになってまいりましたが、今、係留されている船舶が実際に流れた場合に、海岸に再度打ち上げられ
たというときには、美浜町の海岸に打ち上げられた場合には、美浜町の費用で処分することになるんですか。

○建設部長（石川喜次君）

もともとは、船におきましては、持ち主が処分する責任を持っております。先ほど、町長から答弁でも申した
とおり、不明船、所有者がわからない船または廃船、もう活用できないものは、一般廃棄物となります。そうし
た場合には、町が処分に責任を持つと定められております。または、海岸管理者が処分するという形になるうか
と思います。

○8番（荒井勝彦君）

そうなった場合に、町が負担しなくちゃならんということでは、未然に防ぐには、やはり沈没状態、これ、危
ない。私、船舶に関しては素人でございますけれども、奥田山王川の場合には、それをなりわいとしてその場所
に係留されている方、海で生活の糧を得ている漁業関係の方は、整然と係留されておりました。ほかの河川では、
今、建設部長も実際、自分の目で確かめられたと思いますが、流路の真ん中を塞ぐようにして、車でいうと縦列
駐車のように係留されている船舶もありました。まさに40年ほど前ですけども、新江川の河口ではそういう船
舶が、しっかりと係留されておったんでしょすが、切れて水門にひっかかって塞いでしまったということであり
ます。これ、現状を見ても、イタチごっこ言っちゃ失礼ですけども、何とも対策はできないものですか。

○建設部長（石川喜次君）

河川に船が係留されて、被害に遭ったというのは、テレビの報道でも実際ありましたので、町におきましても
承知をしております。特に河川に係留されていた船がきちとなされていない場合には、陸へ打ち上げられたり、

または二次災害といって建物に衝突して、災害を起こすというような情報も承知しております。そういうことがございますので、当然、河川には係留すること自体が禁止になってございますので、県にまた現地調査していただきまして、指導していただくようお願いしていきたくて思っております。

○8番（荒井勝彦君）

わかりました。

漁港に関しては、美浜町が管理している港だということで伺っておりますが、以前、漁港の廃船というか沈没船を美浜町の費用で処分をしたという報告がございましたが、どうでしょうね。不明船、転売転売されて、現状、本当は誰の持ち物なんだということがわからないから、美浜町がいわゆる漂着ごみのような、たばこのポイ捨てをさあ、そのまちが拾いますよということと同じだということを知多建設事務所の維持管理課の方には伺いましたけれども、常日ごろから、例えば漁業者の方と美浜町との関係で、最近こんな船が、知らん船が来たぞとか、そういうことは連絡とったりはしているんでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

具体的には、港湾漁港になろうかと思っております。過去におきましては、漁協さんから沈没しかけだというような報告をいただきまして、対応も町はしてございます。先ほどお話の中で、21年から28年の間に、実は13隻の船を町で対応しております。そのうちの11隻が沈没船で不明船で、町が費用を抱いて処分をしております。残り2隻につきましては、事前に通報いただきまして、組合から、町から所有者に移動等のお願いをいたしまして、適切に行っていただいておりますのが現状でございます。

○8番（荒井勝彦君）

今、21年から28年にかけて13隻あって、11隻を町の費用で処分したということによろしかったですか。今、私、資料持ち合わせておりませんが、例の隣国から日本海に流れ着く木造船は、結構、木造船としては大きい形なのかもしれませんが、聞くところによりますと、1隻当たり200万円ぐらいの処分費用がかかるということも伺いましたけれども、この11隻で幾らぐらいかかったものでしょうか。わかればお答え願います。

○建設部長（石川喜次君）

11隻の処分の費用といたしましては、273万9,700円でございます。

○8番（荒井勝彦君）

273万9,700円、これだけの費用を美浜町が出さなければならなかったということ、漁港ですよ。漁港ですから、全然知らない海岸に知らないうちに打ち上げられていたというのではなくて、もう限られたエリアの中に入っている船が11隻あって、この273万9,700円を支払わなくてもいい方法というのは、例えば海上保安庁とかとも連絡はとったりもしているんでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

沈没船につきましては、海上保安庁さんが漁港の中を調査する場合がございます。その調査の中で対応する必要があるものは町に依頼が来ます。それをもって前回は沈没船等の処理をしたのが現状でございます。

○8番（荒井勝彦君）

何か本当に決定的な、あ、この手があったかというようなことはないのかもしれませんが、もうみすみす、あれ、知らないうちにこんなに泊められちゃって、いやいや、処分費用に270万円も払わなきゃいかんということがないように、今後、何か漁業関係者の方からの通報だったりとか、そういうことを関係部署と密にさせていただいて、この費用を少しでも減らせるように、ゼロにするのが本当は理想的だと思いますけれども、ましてや港という限られたエリアの中ですので、そういう努力をしていただきたいと思います。よろしいです。

次に移りたいと思います。

それで、最後の質問に関する再質問をさせていただきます。

本年6月議会の私の一般質問に対して、町独自のリフォーム助成金についても今後、検討していくというお答えをいただきましたけれども、その後どうでしょうか、御検討はいただいておりますでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

以前、空家対策計画を作成するという事をお話しさせていただきました。今年度、空家対策準備協議会というものを設立いたしました。丸田議員さんにも参加していただいております。その中で、空家も含めた定住及び空家の活用、それを目標のもとに今、施策を考えております。今年度、計画を作成しますので、その中で具体的に施策を数本設けたいと今、協議を重ねている最中でございます。

○8番（荒井勝彦君）

実は、昨夜、私、婚活の支援するメンバーでもありますので、その婚活のメンバーで会議がありました。どうしたら結婚して定住してくれるんだろうねということで今、このリフォームに対する助成金だとか、今、建設部長おっしゃられた空家を何とか、恐らくもう相続もしないよと、放棄されるよというような空家もしあって、ないかもしれませんけれども、もしそういうのがあって、しかもそこそこ良好な状態で、ちょっと手を入れたら何とかなるよというのを町に御寄贈いただいて、それを新たにカップルになってくれた方に何年住んでくれたら、これあげますよというような、そのくらいの大胆な企画、先ほど検討しておる中にそのくらいの計画というのはありませんか。

○建設部長（石川喜次君）

今、荒井議員から御提案いただいたような案ではございませんけれども、それに同等する、例えば新築を購入した場合には、それに支援するとか、あと、中古住宅を購入した場合には、それに支援するとか、そういうような施策を今、考えておる最中でございます。

○8番（荒井勝彦君）

西尾市の場合は、三世帯同居のところは30万円、これすぐに埋まっちゃったそうです。追加はないのですかというようなことが。やはり、何かのきっかけでそういうことに踏み出そうという方は、潜在的に多くお見えになるのかなと私は感じました。私の知り合いの息子さんもお嫁さんをもらって、子供もできましたが、半田市内に立派なおうちを建てて、もう美浜町から出ていってしまうということを私、伺いました。それは、もうやっぱり美浜町に何か魅力がないのかな。今の空家云々じゃないんですけれども、全般的なことですけれども、そういう住んでよかった、住みたくなるようなまちにしていきたいと、今、私は率直に思っております。住宅に対する補助金や何かにも、その一つとして、今後、そうか、その手があったか。美浜町、さすが、やるなというようなアイデアを出していただきたい。また、広く町民の皆さんからそういうのを募ったりだとか、幅の広い意見を取り入れて、その中で最良の施策を行っていただきたいと思います。

残り10分ほどですけれども、私の質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔8番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、2番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

おはようございます。日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前に提出してあります質問通告書に基づき、順次質問いたします。町当局の皆さんの丁寧な回答を求めるものであります。

1点目は、先ほどの同僚議員も質問しました。そのほかにまたきょうは多くの議員さんも質問するようではありますが、10月22日、23日にかけて押し寄せた台風21号による被害と対応が心配されています。今議会において緊急に補正予算も組んで取り組んでおりますけれども、一部通行どめになった国道だとか県道なども含めて、愛知県にも強く要請することが求められると思います。私は、その中でも、ちょっと絞って質問したいと思います。

36カ所近くある大型のため池について、被害状況の確認、またその対応、あわせて防災対策工事の進捗状況についてお尋ねします。

ため池に関連する被害が、どの程度あったのか。また、以前、耐震補強の必要なため池が指摘されていて、ようやく、いわゆる補強工事というか対策工事が始まりましたが、その進捗状況を説明してください。

2点目は、奥田地域で発生した家屋の倒壊について、関連してでございます。

今回というか、先ほどの台風被害の中に、奥田のビーチランド近くの町道の横で家屋の倒壊がありました。幸い人的な被害はありませんでした。そしてすぐに片づけられました。この物件は、以前、町で調査している、いわゆる危険空家だとかそういう中に含まれていたのか。同様の物件はどの程度あるのでしょうか。また、それらに対して指導などはどのように対応されているのでしょうか。

2点目が、今回の事案は、いわゆる本宅に住民の方が住んでいて、その入り口の倉庫というか、そういう建物でございましたから、特定空家には含まれておりませんが、今、町が取り組もうとしている旧市街地再編整備計画あるいは道路拡張計画などとあわせて、これらの関係のところも町の抜本的な取り組みが必要だと思いますけれども、どんな取り組みをしているのか、お伺いいたします。

3点目は、高齢者のとりわけひとり暮らし、あるいは高齢者だけの世帯がふえてきている中で、介護問題も本当に大事な問題でありますけれども、あわせて認知症の疑いのある方への対応が緊急に求められております。そして、この方々の周りで支える親族の方や家族の理解と合わせて、地域の関係者の取り組みも大事になってくると思います。そして、認知症かもしれないということだけではなくて、その前段でのいわゆる介護予防、認知症予防の取り組みのほうが、むしろもっと求められると思いますけれども、以下2点、町の取り組みについてお尋ねします。

1点目は、御家族と一緒に住んでいる場合には、それ相応の対応が可能だと思いますけれども、先ほど紹介したようなひとり住まい、あるいは高齢者だけだとか、家族はいるけれども、離れて暮らしている、こういう場合などには、地域の方の連携が本当に大切になってくると思います。地域サロンなどとの連携、いわゆるサポートする取り組みについて、まちの取り組みの状況を説明してください。

2点目は、介護や障害者の方々方の取り組みの中で、いわゆる家族の会などで学び合いだとかいろんな助け合う仕組みもあるようではありますが、認知症の家族の会などの取り組みは、今、どのようになっているのでしょうか。

最後の質問ですが、愛知県の公契約条例が平成28年4月に公布されました。一般の県民の方、また町民の方にもこの公契約条例というのは何なんだということで、まだまだなじみの薄い課題であると思います。しかし、特に公共工事などに関連して働く皆さんにとっては、大変重要な課題であります。これは、愛知県の公契約条例の中で書いてあるわけですが、公共サービスの質の確保、社会的な価値の実現、そして労働環境の整備、これらを目的として、ひいては県民生活の向上、地域社会の持続的な発展、これを記した条例でございます。もっ

とわかりやすく言いますと、端的には、労働環境の整備という項目では、作業報酬の還元額、もっとわかりやすく言うと最低賃金を上回る賃金、これをきちっと設定して働く人たちを守りなさいという報告を求めるものであります。具体的には、愛知県に準じて各市町村も準備することが求められていると思いますが、その対応状況、美浜町はいかがでしょうか。

美浜町として、今後、大型の事業が連続して発注されます。これらに関連して、公契約条例の趣旨、目的を生かすため、早急な条例の制定が求められます。今後の準備や計画について、どのように取り組んでいるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、ため池の被災状況及び防災対策工事の進捗状況についての御質問でございますが、本年度、本町に影響を及ぼした台風は、8月7日の台風5号、9月17日の台風18号、10月22日の台風21号、10月29日の台風22号の4件でございました。これら台風によるため池の被害につきましては、議員の皆様には既に御報告をいたしましたとおり、台風21号がもたらした大雨にて布土地区菅刈池の堤体の一部で斜面に滑りによる段差を確認しておりますが、その他の池については、特段の被害は確認しておりません。現在、菅刈池の復旧工事の準備を行っているところでございます。

また、ため池の防災対策についてでございますが、本年9月議会の丸田議員の御質問にお答えしたとおり、東日本大震災で東北地方を中心にため池に被害が発生したことを受け、愛知県では早急に施設の現状を確認するため、平成25年から町内の防災重点ため池34カ所について、耐震性の点検調査を実施するとともにハザードマップ作成を行っております。平成28年度までに26カ所のため池で点検が終了しており、本年度、残り8カ所の調査を行っているところでございます。これまでの点検により耐震性不足と診断されたため池は16カ所であり、そのうち耐震対策を行ったため池が1カ所、現在、対策工事を行っているため池が1カ所あります。

今後も順次耐震対策工事を実施するとともに、本年度、学区別ハザードマップを作成し、全戸に配布するなど、被害軽減対策を実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、奥田地区で発生した家屋の倒壊についての御質問の1点目、奥田地区で発生した倒壊家屋は、以前、町で調査した中に含まれていたか、また、同様の物件、それに対する指導などへの対応はと、御質問の2点目、旧市街地再編整備計画・道路拡張とあわせて町の抜本的な取り組みはどうかについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

本件は、10月29日夕方、台風22号の強風により、奥田地区の住宅敷地内の作業倉庫が町道に倒壊したものでございます。この建物は、老朽化が進んでおり、所有者が取り壊す予定でしたが、2週続けて台風に見舞われたため、作業ができなかった折に倒壊してしまったということでございます。本物件は、住まいの一部であるため、昨年度に実施しました空家実態調査の対象ではございません。原則的に居住している建物については、離れも含めて所有者及び居住者自身が管理すべきもので、本町の指導の対象になってはございません。しかしながら、倒壊の危険や環境の悪化といった周辺への影響を及ぼす場合には、所有者や居住者に向けて注意喚起を行っております。

今後、空家につきましては、実態調査の結果をもとに、現在策定中の空家対策計画に基づき対応いたしますし、その他の建築物につきましても、職員や住民の方からの情報提供により、その都度必要に応じて所有者や居住者に連絡してまいります。

なお、既成市街地整備事業の路線においては、事業の中で対応していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、認知症の疑いのある方を含めた、介護予防・認知症予防への取り組みについての御質問の1点目、地域サロンなどと連携を含めた町の取り組み状況はどうなっているかについてでございますが、本町における地域サロン活動は、平成19年度より、高齢者の閉じこもり防止と近所の人々との触れ合いを目的とした地域のたまり場のサロンとして開設をされました。その後、美浜町社会福祉協議会と連携し、各地域でサロン活動の取り組みを推進した結果、現在、サロン活動を行う団体は、20を数えるまでになりました。いずれの団体も地域のボランティアの方々を中心となって運営がされており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、地域サロン活動では、お茶菓子を楽しみながらの交流や健康体操、ゲーム、趣味の活動など、ボランティアの方々の創意工夫によりいろいろな活動が行われ、それらの活動は、高齢者の方々の楽しみや介護予防、認知症予防につながっているものと思っております。私は、ことし全ての地域サロンにお邪魔をいたしまして、活動の様子を拝見させていただきました。どの地域でも多くの高齢者の方が、笑顔で楽しそうに生き生きと過ごされている様子を拝見し、地域サロン活動の大切さを改めて認識したところでございます。

今後とも美浜町社会福祉協議会とともに地域サロン活動の取り組みを推進し、より多くの方々に地域サロンへの御参加をいただけるように努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、介護や障がい者の方々は、家族の会などで学び合い、助け合う取り組みもあるようだが、認知症の家族の会などの取り組みはできないかについてでございますが、認知症対策につきましては、現在、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会において、主に5項目について取り組んでいるところでございます。

その内容は、1つ目に、認知症の人の家族への支援、2つ目に、美浜町認知症初期集中支援チームの設置、3つ目に、認知症サポーター養成講座の開催、4つ目に、パンフレット「認知症ケアパス」の作成・配布、5つ目に、認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業と地域見守り協定の推進でございます。

御質問の認知症の家族の会に関する取り組みについて申し上げますと、平成28年度に認知症の家族を介護する方々を対象とした認知症支援プログラムを開催するとともに、本年度は、認知症介護家族交流会を開催し、認知症の家族を介護する方々が、お互いに交流や情報交換ができる場づくりに取り組んでいるところでございます。

将来的に、家族の介護者の精神的、身体的負担の軽減の一助となる認知症の家族の会なるものが設立されるよう支援をしてみたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、公契約条例への取り組みについての御質問の1点目、愛知県に準じて各市町村も準備することが求められているが、本町の対応状況はいかがかと、御質問の2点目、美浜町として、大型事業が連続して発注され、公契約条例の趣旨を生かすため早急な条例制定が求められるが、今後の準備・計画についてどのように取り組むかについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

なお、愛知県等からは、公契約条例の制定について、特段の通知もございません。よって、この条例が「求められている」との解釈には至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

さて、愛知県の公契約条例は、平成28年4月1日から施行され、契約の適正化、提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び労働者等の労働環境の整備がその目的であると理解しております。

本町の対応状況でございますが、現在、愛知県を初め先進自治体及び近隣自治体での情報収集や調査を行って

おります。公契約条例を制定している自治体は、全国1,741団体のうち30数団体であり、県内では豊橋市及び碧南市のみでございます。各運用団体における条例の傾向につきましては、まず、賃金条項型として、公契約における最低賃金や報酬について規定するもの。2つ目は、基本理念型の公正さと人権及び適正な労働条件などのあり方を規定するもの。そして、3つ目は、建設に特化した基本条例の3分類があり、それぞれ異なっております。

これらの団体を調査した結果、条例制定後の運用として、我々行政の正しい理解が必要なことはもちろん、さらには、事業者と労働組合との合意形成が必要不可欠であります。仮に、本町が公契約条例を施行した場合、その条例の適用を受ける入札指名業者は、主に町内と郡内市町の事業者となります。知多5市5町の自治体がそろって施行しない場合には、必要書類の作成内容が異なることを初め、入札に参加する事業者は大変混乱するおそれがあり、また、公契約条例の施行に対応できなくなる中小の事業者が発生する心配もございます。

このような状況を踏まえまして、県内において産業別の最低賃金が定められ、違反した場合には罰則規定がございますので、平成25年3月定例会でも申し上げたとおり、本町では、公契約条例の制定について、現時点では考えておりません。今後とも近隣市町の情報収集を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

それでは、順次補充質問をさせていただきたいと思っております。

1点目のため池の状況ですけれども、今、町長の答弁では1カ所だけだったということでしたけれども、事前に担当部局のところでお話ししたところ、3カ所ほど、大きな被害にはなっていないけれども、漏水も含めてもう少しあるようなことをお聞きしたんです。それから、もう一つは、いわゆる補強工事の進め方が、25年度から県が調査することになると思っておりますが、調べたということですが、それにしては、もう今29年度、30年度になるというのに、工事は1カ所、済んだところが1カ所、それから工事中が1カ所ということですが、テンポとしてはすごく遅いような気がするんですけれども、その辺をもう一度お願いいたします。

○建設課長（鈴木 学君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

工事のほうの進捗状況でございますが、現在、重要ため池といたしまして34カ所定めておりまして、そのうち調査が終わっているところにおきまして、16カ所において点検し、耐震性に問題があるとなってございます。そのうち2カ所につきましては、現在既に工事が終わり、また、現在工事実施中というようなことでございまして、また、あと今年度8カ所調査を行っておりますので、その時点で耐震性の有無についてまた追加等があるかともございますが、現在のところ、費用等につきましても、県のほうで行っていただく事業というようなことから、事業費等のこともございまして、必要範囲の中で行っておるというのが現実でございますので、よろしく願いいたします。

それともう一つ、先ほど議員のほうから、これ以外にもあと2カ所、3カ所あると事前に私どものほうの御確認をとってございしましたが、今回、あと2カ所の分につきましては、堤体そのもの、池そのものが今回の台風で、1カ所については土砂の流入があった。これは、余水吐きの排水口に張ったということで、直接的被害とは捉えておりませんので、3カ所のうちそれについては除外させていただきました。もう一カ所については、漏水というようなことでございしましたが、これは今回の台風によって起きたものという認識がございませんので、

それについても被害の報告からは除外させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

私は細目地区に住んでいますけれども、私のところでは、住宅のすぐ上とは言いませんけれども、住宅の近いところに大型のため池があります。また、上野間小学校のちょうど上のほうにもため池がありますけれども、心配される箇所、今言いましたけれども、直接というか、住んでいるところへの影響を受けるところを優先してということになりますと、優先順位を決めて取りかかっていると思いますけれども、これまでの26カ所のうちの16カ所、あるいは今年度これで全て終わるわけですけれども、半分以上というんですか、もう3分の2に近いぐらいのところは補強工事が必要だということですが、今までの流れからいうと、1年に1カ所、あるいはもう2年に1カ所程度ですが、終わるのはこの計算でいくと、15年も20年ももっとかかるような気がするんですけども、そんな形でいいんでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

先ほど課長から御説明したとおり、県におきまして、委託管内全域をやっております。その中で、美浜町におきましては1カ所ずつ毎年やっておりますけれども、池につきましては、1年で工事が終わるものではないです。その間には、水田をつくる、時には一度水を戻すという形をとっておりますので、ほぼ多分2年ぐらい一池かかるという工程でございますので、このままこういう形で進むだろうと思っておりますが、ただ、ハザードマップも並行してつくっております。これは、地域の住民の方々に現状を把握していただいて、避難とか安全な道路を確認していただいて、避難に役立てていただきたいということもあわせてやっておりますので、池の進捗につきましては、今後、県に早くやっていただくようお願いしていきたいと思っております。

○2番（山本辰見君）

ぜひ、ハザードマップ、お聞きしたところ、学区ごとに、野間だったら野間、奥田ということで、少し大き目なやつをつくるということですが、よりわかりやすい形にしてほしいのと、先ほど紹介したような、住宅地に関連するところについては、本当に優先して工事に入っていただくように県にも強く要請していただきたいと思いません。

それから、次、2点目のところに移りますけれども、先ほどの実際に倒れたところは、一般の民間住宅のたまたま道路に面したところが壊れたということでしたけれども、私が質問したのは、そのほかのところでもそういう本当に心配な家屋はないのかと。もちろん空家のことは、先ほど空家対策準備協議会のほうでずっと進めていくということをお聞きしましたから、それはそれで大事な課題だと思いますから、進めていただきたいと思っておりますけれども、これまでの調査では、そういう物件はどのくらいあったんでしょうか。特に道路に面したようなところのことを私は心配しているんですけども、いかがでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

危険な建物の状況ということでございますが、空家も含めてうちのほう把握をしておりますので、細かく道路の近く云々というのは、個別のことになります。総数でいきますと、今、住民の方とかいろいろな方から報告いただいて、これまで所有者、居住者の方に危険ですよという対応をお願いしておるのが約50軒あります。この中には、当然、住んでいる家もありますし、空家もあります。空家に限って申し上げますと、昨年度、空家の実態調査の中でいろいろ分析をしておりますので、全体の空家と認定した約300軒がありますけれども、そのうちの約6割が昭和56年以前に建築されたものでございます。その6割の昭和56年以前に建築された建物のうちの約9割が耐震の診断をされていないということでございますので、相当数の、半数以上の建物が、大規模地震等が来たときに崩壊する可能性があるかと。今すぐに危険な状態というわけではありませんけれども、大規模地震が来たとき

に崩壊する可能性があるということは、データとして出ております。

ただ、全体の300軒程度の空家の中を見た目等だけで大丈夫かなという調査したところ、緊急でこれ、危険だなと思われるのは約1割程度で、9割については緊急的なものではないという結果が出ております。ただ、今後、空家対策計画もありますので、そちらに基づいて所有者の方には対応していくということでございます。よろしくをお願いします。

○2番（山本辰見君）

私は、2点目でなぜ旧市街地再編計画などの話を持ち出したかといいますと、とりわけ先ほどから道路道路ということをおっしゃってありますが、実際に地震が起きたとき、あるいは大きな災害があるときに、住民の方が利用する避難路になるわけです。先ほどの奥田の倒壊のところは、たまたま奥のほうというか、海岸のほうにはそんなに住宅ないところですが、皆さんが普通に生活している生活道路ですし、南知多ビーチランドを利用するほかから来るお客さんというんですか、いるところですから、特に道路の関係については、空家対策とあわせて、先ほど指導という言葉が出たと思うんですけれども、その辺では本当に危険なところをより積極的に指導していただきたいと思います。

この問題については、これで終わります。ぜひ、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

次の認知症、介護の問題ですけれども、私がたまたま地域サロンという言葉を使ったんですが、私は地域サロンのことを聞きたくて聞いたわけじゃなくて、地域の方々との協働、いわゆるサポート体制、あえて地域サロンと言ったのは、地域サロンの中で認知症の課題をもっと一緒に取り組めないかということで質問したので、例えば具体的に言うと、そこに町の担当者のほう、あるいは社会福祉協議会から含めて勉強会だとか話し合いだとか、そういうことが大事じゃないですかということをおっしゃったんですけれども、まず、地域との兼ね合い、いわゆるサポーターとの兼ね合いをちょっとお尋ねします。

○厚生部長（西田林治君）

地域サロンは、常にボランティアの方々が主体となって運営していただいております。その中で、認知症のことをもうちょっと知りたいよとか、そういう要望がございます。そういうときには、皆さんオレンジ色のリングを持っていると思います。あの講座を望まれてやったり、サロン以外でもそういう少人数が集まってそんな勉強会をしたいよという要望があれば、そういうサポーター養成講座を保健師が出向いてやったりして、認知症の人たちのかかわり方をPRしたりしております。もちろんサロンや何かの関係の方も、認知症の方や何かをちょっとこの人という情報があれば、そのときに包括支援センターの人も出向きますし、そういうところに来てくれる方については、機会を捉えてそういう人を確認したりしている場所にも活用して、ありとあらゆることをそこで情報をもとに使用させていただいております。ですので、そういう規則はつくっていませんが、サロンは地元の方がそういうことで気のある方がやっただいておられますので、それを邪魔しない程度に協力を要請しております。

昨年度、我々も事務局でサロンの方にこんなようお願い、ちょっとした認知症のある方を集めてやってもらえないかとかということをお願いに行きましたけれども、今の方を崩すと、今来ている方に影響を及ぼすというようなこともあって、なかなか踏み切れるサロン活動の場所がなかったんです。ただ、サロンの中には、コーヒー、お茶だけ飲みに来ていただくというような活動をやっているサロンもございます。そういうサロンには、来ていただいて結構ですよ。ただ、そういう方については、目くばせしてコーヒー出して、目くばせしているだけになりますけれども、周りの方とそういう方が集まってそこでおしゃべりしていただいている方については、家族の方がちょっと離れますよねと、ほかの人と一緒にしゃべっていただけますよねと、そういう場に使っていた

だいても何ら問題はないですよとっていただいたところもありますので、そういうところについては、その情報をケアマネの方に伝えて、こんな場所もあるからということでPRに努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（山本辰見君）

これは、町につくってもらった「認知症おたすけブック」というのがある。取り組みだとか認知症について学ぶこと、それから、周りがどういふ支援をしてほしいかというのがある。これで勉強されてもらっているんですけども、この中に、1人だといろいろ心配だということで、食べ物をあるだけ食べてしまう、こういう症状、もう相当進んでいると思ひます。私の知り合ひの方にそういう方がたまたまいました。そうなりますと、家族だけの介護では、たまたまその方は家族がいますが、家族だけでの介護で手に負えなくなっている。早急に施設も含めた入所が必要だと思ひますけれども、実は、介護ですと、介護認定では2の段階なものですから、施設に入りたくても申し込みもできないということですから、特によく徘徊する場合など、体が丈夫だと介護認定では低いというか、1、2で、ところが、認知症との兼ね合ひですと、そういう心配があるわけです。

1点は、介護認定と認知症の認定の関係を、もっとわかりやすく言うと、認知症で介護3とか4にならないのかということを知りたいのと、以前、私なりほかの方も質問したときに、施設は、今、美浜町の必要な分については足りていると。ピラ・オレンジと大地の丘、それから武豊のほうにもありますけれども、そういうことでは、新しく施設をふやしてほしいという要望はないというような言い方しましたがけれども、実際には、空き部屋待ちの方が相当いるんじゃないかなと思ひますけれども、その実態は、本当にそうなのか、2点お伺ひします。

○厚生部長（西田林治君）

実態の待ちということでございますが、当然、各ところに聞きますと、待ちの方は見えます。知多管内、愛知県でいうと、知多医療圏のほうで数を調整するということになっております。そういうところについては、今、順調にふえていっておりますが、知多管内の総枠からいくと、やっぱり今現在では足りていないという形、今現在は足りてはいますが、将来的に、2025年に向けての必要数では、今のふえ方を見ると足りていないだろうということになるだろうと言われております。今現在は、枠いっぱいベッド数はあることになっています。あくまでも知多医療域管内。ですので、東海市だとか知多市だとかいうところには、かなりの部分が集中していますので、そういうところも含めたという形になっておりますので、それを含まないで各施設はどうなんだということを尋ねると、順番待ちの方は見えるというふうになっております。また、同僚の議員の方の質問もそういうところありますけれども、そちらのほうでも御対応しなきゃならない部分があると思ひますが、確かに1、2の方でも希望されている方も見えるようです。そういう方も見えるというのが、待っているというのは事実でございます。

介護認定と認知症の関係でございますが、ちょっと人によるものですから、はっきりした、こうだからこうだよということはやっぱり言えないということで、複合的に、例えばどこも悪くないと。ちょっと認知症、だけど会話すると会話は成り立ってしまうという方は、どうしても低い認知症の結果になりやすいです。ですので、我々は、ケアマネジャーの方によく言うんですけども、その人の認知症の症状をよく伝えてほしいと。調査員が行きますので、伝えてほしいと言うんですけども、調査員も気をつけてはいるんですけども、家族の方が一緒に立ち合って受けていただいて、家族の方にそれを聞くと、家族の方は比較的できるよという答えが返ってきちゃうんです。そうすると、どうしてもできますねとなってしまうと、下がってしまうんです。後でケアマネの方が、こういうことで困っておるとかそういうのが出てくるものですから、我々としては、ケアマネの方にも立ち合ってほしいとは言ひますけれども、ケアマネの方も忙しいものですから、なるべく認知症が入って徘徊

が出る場合、徘徊のことが出てくる場合は、もう3についてもいいんじゃないかなと我々、担当やっている者は思っていますので、後はどのぐらい徘徊ぐせが出るんだということが非常に問題になってくるんですけれども、これがたまにであるとかちょっとつきにくいという部分があるものですから、その辺でなっておりますので、ちょっと一概には言えないということですのでよろしくお願いします。

○2番（山本辰見君）

もう一件、認知症の関係で、もう一人の私の友人なんですけれども、御夫婦で暮らしておりますが、ちょうど私と同じぐらいです。私、66になるんですけれども、70前の方ですけれども、私も余り徘徊という言葉は使いたくないんですが、犬の散歩をよくしています。うちの周りだったら普通に帰ってこれるんですが、少し遠くへ行っちゃったりすると、もうわけがわからなくなる状況で、相当実は進んでいるんです。特に、先ほどのお話じゃないですけれども、ここに古いうちがあったと思ったら、壊して更地になっていたりすると、その人の判断の中からもう消えちゃうわけです。例えば、コンビニがあったけれども、店の名前が変わったとかいうことで風景が変わったことによって、本当に戻れなくなる。その方は、部落の東の端に住んでいるんですけれども、西の端まで行っちゃると、もう全然戻れない。

この方はどうしているんだといたら、本人に携帯電話を持たせていますと、それまでも使っているんですけれども、出ていくほうの奥さんですけれども、旦那さんが、例えば30分ぐらいで帰るところが1時間もたっても来ないときには、GPS機能を使って居場所を探して迎えに行っているということですが、事前に担当の方に相談したら、この仕組みを町として取り組めないかというときには、なかなかGPS機能の載った探知機を持たせてということにならないと思うんですけれども、そういう検討も一つですが、先ほどの介護の会だとかいろいろところで、こういう方法があると、こういうことをやっているよとか、そういう指導だとか提供だとかがあると、思うんですけれども、もう一つ、先ほどちょっとお話の出たSOSネットワーク事業というものの説明も含めて美浜町が取り組んでいるところ、もう少し説明していただきたい。時間がないので、なるべく短くしてください。

○厚生部長（西田林治君）

先ほどありました1点目のGPSのあれにつきましては、各業者からいろいろな部分の宣伝で、無料で説明会や何かをやっていたということですので、今現在、認知症の検討委員会を新たに、今まで認知症のことを検討する部会はなかったものですから、部会の中で立ち上げていこうとなっております。ですので、その部分でそういうのの検討、どの機能、どういうものがあるかという研究もやっていきたいと考えております。ただ、今までケアマネの方や何かと話し合ったときに、持たせている、失えるときに限って持って出ていってこないということが多々あるということになっていきますので、そういう人、購入させてもそういうことが起きたら、宝の持ち腐れになりかねないものですから、その辺はよく検討したいと思います。

SOSネットワーク事業でございますが、課長から説明していただきますので。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

山本議員の質問にお答えします。

SOSネットワーク事業といいますのは、まず、支援が必要な方を登録していただいて、それから、支援に協力できる方も登録していただいて、支援の対象者の方がどこか戻れなくなってしまって困っているという情報が役場に届いた場合に、その協力者の方に情報を配信しまして、見つけていただくのに協力いただくというような形のものになります。よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

ありがとうございます。実は、民生委員さんたちがこれに関連した活動もたくさんやっていると思うんですが、

あえて私、きょう民生委員さんのことを質問しなかったのは、すごくやっぱり業務量というか、仕事が多いもの
ですから、もっと民生委員さんも含めたその周りの地域の方のサポートが必要だなということを感じて
いるので、たまたま地域サロンという言葉使ったんで、これは間違っておったと思うんですけども、地域の
方々、区の役員の方もそうですし、隣保班の方も含めて、私のところも高齢者いますけれども、すぐ身近でそう
いう方がいますので、本当に議員も含めてみんなでサポートしていきたいなと思っていますところでは。

最後の質問というか、公契約条例について、町長は、一定の目的、意義については評価しているけれども、ほ
かがまだやっていないんで、あえてしないということですが、この効果については、町長は中小の業者の方は大
変だということを言いましたけれども、多分、始めているところも、工事で一定規模以上の大きな工事だとか、
それから、買い物する場合も、工事だけじゃないですけども、いろんな形の条件はあると思いますけれども、
ぜひこれは今、町長なり当局でよその調査はしているということですけども、それに向けて町としてどうい
う準備ができるか、その検討をもっと前に向けて検討する用意はないでしょうか。

以上で終わりますけれども。

○議長（野田増男君）

時間が来ましたが、簡明に答弁できますか。

○総務課長（杉本康寿君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

現在、我々につきましては、調査研究をしておりますので、近隣市町の状況を見ながら条例の制定ができれば
いいのではないかと考えておりますけれども、まだまだ課題もたくさんございますので、その課題を克服しな
ければ条例制定に向けての議会の同意が得られることができませんので、それに努めてまいりたいと思
っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩といたします。再開を11時といたします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問をしてください。

〔7番 横田貴次君 登席〕

○7番（横田貴次君）

皆さん、こんにちは。7番 横田貴次です。

私ごとながら、先日、議員の勉強会がございまして、その中で学んだことですけども、新人議員研修の中で、
午前11時を超えてから「こんにちは」と言いなさい、それまでは「おはようございます」という、そのような細
かい研修まで受けておられる他市町の議員さんを見て、びっくりしました。深い意味はないわけではござい
ますが、皆さん、こんにちはというので、方々で事細かなことから勉強を重ねている7番 横田貴次です。

私たち議員は、年に4回、一般質問の機会をいただいております。任期4年、この間で16回チャンスをしていただいているわけですが、数えてみると本定例会で11回を迎え、残すところ5回となりました。これまで自分が行ってきた質問を常に振り返り、自分なりに検証を重ね、町民の皆様にしかりと報告をしていくのも議員の務めだ、そのようなことも研修会で学びました。

平成29年度の予算計画に、これまで一般質問で取り組んできました2つの内容について、計画の策定と事業の調査業務に関する予算でございますが、その委託費用の予算が計上されました。1つは、平成28年6月定例会で質問をした教育の現状の質問に関連する予算、美浜町学校再編計画策定委託料として350万円。もう一つが、本定例会で5回目の質問となりますが、污水適正処理の方向性に関する予算でございます。浄化槽整備事業調査等業務委託料として864万円計上されています。平成29年度も9カ月が経過し12月を迎える中、この2つの事業について進捗状況をお伺いし、町民の皆様方にしかりと報告もさせていただきたいと思っております。

本定例会におきましては、浄化槽整備事業調査等についてお伺いをさせていただき、来る平成30年3月の定例会では、美浜町の学校再編計画策定についての進捗をお伺いしてまいりたいと思っております。

本日は、本定例会をもって5回目の質問となりますけれども、本町の污水適正処理に対する取り組みの進捗状況についてお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、提出した通告書に基づき、質問をさせていただきます。

平成27年12月の定例会の一般質問にて、「本町は公共下水事業を見直し、浄化槽設置事業に転換し污水处理を推進する」との見解が示されてから2年が経過しました。環境省の発表では、本町の污水处理人口普及率は、平成26年度末47.5%、平成27年度末49.8%に推移し、昨年、平成28年度末は52.8%と報じられています。その間、本町の取り組みとして、平成28年11月に小野浦地区に当たる農業集落家庭排水処理区域、また美浜緑苑地区の集合処理区域と本町が把握する合併処理浄化槽を設置している世帯、アパートやマンション等の集合住宅を除いた世帯を対象として、合併処理浄化槽への移行に関するアンケート調査を実施し、平成29年5月17日に行われた行政報告会にてアンケート調査の結果が報告されました。

アンケート調査の結果とあわせて、本町の污水处理に対する取り組みの進捗状況について、以下6つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。アンケートの問い1・問い2・問い3の質問の内容と回答の状況を表示パネル1に示しました。このような内容になっておりますが、污水を適正に処理するため、今後整備が必要な浄化槽の数の把握と、より正確に污水处理人口の算定をするため、各世帯の住民登録の状況を詳しく把握することを目的とした質問だと見受けられます。人数、年齢層、お住まいの状況について細かく質問されています。この質問の回答から、整備が必要な浄化槽の数、各世帯の年齢や構成等について、どのような分析をされていますでしょうか。

このパネルですけれども、終わったら、環境保全課に飾っていただけるという確約をいただいております。

2つ目の質問でございます。アンケートの問い4・問い5・問い6の質問の内容と回答状況を表示パネル2に示します。対象となる世帯の生活排水の処理状況の調査と、整備すべき浄化槽の該当する人槽を把握し、全体の事業費の把握を目的とした質問だと見受けられます。この質問から、各世帯の生活排水の処理状況、浄化槽整備に関する事業費の規模について、どのような分析をしているのでしょうか。また、アンケート結果で判明した合併処理浄化槽設置世帯は、本町の污水处理人口比率の算定に反映しているかどうかをお聞かせ願いたいと思っております。

3つ目の質問です。アンケートの問い7・問い8・問い9の質問の内容と回答状況を表示パネル3に示しました。浄化槽設置に対する補助制度の認知度と、合併処理浄化槽への移行を促す意識調査を目的としていると見受

けられます。この質問の回答から、合併処理浄化槽へ転換を希望、また、条件次第では希望すると答えた世帯と世帯人数、整備に要する事業費はどれくらいだと判明しているでしょうか。また、後継者のいない高齢者の世帯数及び合併処理浄化槽への転換の希望の有無について、どのように分析しているかをお聞かせいただきたいと思えます。

パネルは以上です。

4つ目の質問です。過日、町内6学区で開催された町政懇談会において、執行部から、市町村設置型整備事業にいろいろな問題があり、現行の補助制度にて補助利率を上げることも選択肢の一つとして考える中、今年度中には事業の方向性を決定すると報告がなされました。市町村設置型事業の見通しは明るいとは私は理解していましたが、その問題点とは具体的にどのようなことがあるのかをお聞かせ願いたいと思えます。

5つ目の質問です。市町村設置型事業にするのか、また、現行制度の補助率をかき上げるのかについて、いつまでに判断し、いつからこの事業を実施するのかをお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問です。本年度、浄化槽整備事業調査等委託料として864万円の予算を計上し、市町村設置型浄化槽整備事業の可能性調査を実施しています。現在の進捗状況をお聞かせいただきたいと思えます。

汚水処理の問題でございますけれども、私も議員就任以来、取り組んできた問題でございます。そろそろ明確な着陸点を自分なりにも見つけない、その気持ちで今回、最後になればいいなと思って質問をさせていただきますので、執行部からの明確なお答えを期待しております。

以上、6つの質問をさせていただきます、壇上からの質問を閉じさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

[町長 神谷信行君 登壇]

○町長（神谷信行君）

それでは、横田貴次議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町の汚水適正処理に対する取り組みの進捗状況についての御質問の1点目、アンケートの問い1・問い2・問い3の質問に対する回答から、整備が必要な浄化槽の数、各世帯の年齢構成等についてどう分析しているかについてでございますが、整備が必要な浄化槽の数につきましては、今回のアンケート結果と本町の浄化槽台帳のデータを確認した結果、4,496基と算出いたしました。

また、各世帯の年齢構成等については、高齢者の割合が多く、世帯主が60歳以上の世帯は2,369世帯で全体の約7割を占め、そのうち同じ世帯に後継者がいない高齢者世帯は1,430世帯、2,481人と算出いたしました。

次に、御質問の2点目、アンケートの問い4・問い5・問い6の質問に対する回答から、各世帯の生活排水の処理状況、浄化槽整備に係る事業費の規模をどう分析しているか。また、アンケートにより判明した合併処理浄化槽設置世帯は、町の汚水処理人口比率の算定に反映しているかについてでございますが、各世帯の生活排水の処理状況として、浄化槽の種類や、くみ取り、自家処理をしているかなどをアンケートでお答えいただきましたので、町で保有するデータとの確認作業を進めているところでございます。

また、浄化槽整備に関する事業費の規模については、まず整備が必要な単独処理浄化槽、くみ取り、自家処理を合計した2,858世帯について、それぞれの人槽を判定し、そこに標準的な工事費用を用いて計算したところ、設置費は約27億7,000万円となりました。また、設置後においても維持管理費が別途必要となります。市町村設置型で整備を行う場合には、さらに、設計費、町職員の事務作業費及び起債償還に伴う利子などの費用を見込む

必要があります。

また、これらの費用について、国・県からの補助の割合は、市町村設置型または個人設置型といった整備方式により異なっております。現在、町民の皆様の御負担、地域環境、町の財政等さまざまな視点から、最もよい整備方式を検討しているところであります。

なお、アンケートにおいて合併処理浄化槽で処理していると御回答いただいた世帯については、法定検査記録等を再度確認し、合併処理浄化槽設置世帯に加えることにより、本年度の町の汚水処理人口比率の算定に反映していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の3点目、アンケートの問い7・問い8・問い9の質問に対する回答から、「合併処理浄化槽へ転換を希望」、「条件次第では希望する」と答えた世帯と、世帯人数、整備に要する事業費はどれくらいか。また、後継者のいない高齢者世帯数及び転換希望の有無をどう分析しているかについてでございますが、「合併処理浄化槽へ転換を希望」、「条件次第では希望する」と答えた世帯の合計は985世帯、世帯人数は2,884人ございました。整備に要する事業費でございますが、985世帯で、先ほどの質問と同様に計算いたしますと、設置には約9億5,000万円が必要で、その後の維持管理費も発生いたします。また、市町村設置型の場合は、さらに、設計費、町職員の事務作業費及び起債償還に伴う利子などが必要となっております。

なお、町民の皆様の御負担と町の負担のそれぞれの金額については、先ほどお答えしたとおり、現在、整備方式を検討しているところでありますので、まだ具体的にはお答えできないような段階でございます。

また、後継者のいない高齢者世帯数及び転換希望についてでございますが、最初の御質問でお答えしたとおり、後継者のいない高齢者世帯数は1,430世帯でございます。このうち合併処理浄化槽への転換について、「希望する」、「条件によっては希望する」、「設置工事費により判断したい」との回答が合計764世帯と半数を超える結果となっております。補助金制度自体を知らなかった方も多数おいでになるというアンケート結果も踏まえますと、このアンケートの目的の一つでもある合併処理浄化槽の補助金制度を知っていただく第一歩になったと考えております。

次に、御質問の4点目、行政報告会において「市町村設置型整備事業にいろいろな問題点がある」との説明があったが、具体的に問題点は何かについてでございますが、一番の課題は、浄化槽の設置において住民の費用負担は軽減されますが、町の財政支出が増加することでございます。また、設置後に家の状況が変わったときの課題が挙げられます。例えば、空家になってしまったときの維持管理をどうするか、故障したときや耐用年数経過後の扱い、災害時にどうするかなどでございます。その他、この事業を民間事業者により実施するPFI事業としても、現時点では有利性があるとは見込んでいませんので、お願いしたいと思っております。

次に、御質問の5点目、市町村設置型整備事業にするのか、現行の補助率をかさ上げするのかについて、いつまでに判断し、いつから事業を実施する予定かと、御質問の6点目、本年度実施している、浄化槽整備事業調査等委託について、現在の進捗状況はについては、関連がございますのであわせてお答えいたします。

市町村設置型整備事業にするのか、現行の補助率をかさ上げするのかについては、現在実施中の浄化槽整備事業調査等委託の結果を受け、今年度中に判断する予定をしております。この委託事業の進捗状況は、基礎調査及び住民アンケート調査の分析を終え、暫定的に町設置型と個人設置型の整備事業方式の比較検討を行い、課題等の抽出をしたところであります。今後、現地調査及びPFI事業の事業性の検討を進め、町設置型と個人設置型の整備事業方式の最終的な比較検討結果をまとめるという流れとなっております。

また、いつから事業を実施する予定かについてでございますが、いずれの方式になった場合においても、平成31年度から実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

[降壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

基本的な部分からちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、平成29年度は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として4,557万6,000円の予算が計上されております。内容としては、店舗5基、一般住宅1,000基を見込んでの予算立てだと聞いておりますが、今現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の進捗状況について回答させていただきます。

平成29年12月6日、きのうでございますが、きのう現在、店舗が2基。集合住宅、社宅、事業所、店舗併用住宅、それぞれ1基。一般住宅は67基。合計73基、今、ございます。補助金交付決定額としまして2,673万4,000円でございます。執行率としましては設置数では69.5%、補助金の金額ベースとしましては、計算いたしますと58.7%という進捗状況となっております。

以上です。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

思ったより数が伸びているということで、大変うれしく思います。特に、店舗の出店があったというのは本当にうれしい限りでございます。

それでは、各質問に対しての再質問をさせていただきたいと思います。

今回、先ほどの答弁から、整備が必要な浄化槽の数を割り出したということで4,496基と答弁をいただきました。アンケートの回答数3,321に対して73.26%だったのでしょうか、大変高い回答率をいただいているということでございますが、平成27年8月の段階では4,644基とかという数字がいろいろありますけれども、今回必要な浄化槽の数を割り出した根拠というのはどんなところにあるのでしょうか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、算出した根拠につきまして御説明させていただきます。

まず、平成27年8月の試算の段階で御説明させてもらった条件としましては、集合住宅を除く汚水未処理世帯に処理実態が不明な家屋を加えた4,644基と御説明させてもらっておりました。これは、議員がこの御質問の冒頭で言われました、今回の御質問で言われました小野浦地区の農業集落排水施設、美浜緑苑地区の集合処理区域、これを除く、さらには町が把握する合併処理浄化槽を設置している世帯、アパートとかマンションの集合自宅を除いた世帯、これらを除いて対象としたということでございまして、実は先ほど初めに4,644基を算出した条件と実質は同じ条件ということでございまして、同じ条件ですので時間の関係を整理しまして、28年9月には4,644基から、時間の経過でありました27年9月1日から28年8月31日までの間に合併処理浄化槽設置の把握できた数を引いて、これが89基ございましたので、その89基を引いて4,555基として、これをアンケートの対象者数として発送したという流れでございます。

4,555基、アンケートの対象者、そこから御回答をいただきました。回答をいただいた中で、問い1の回答の中に「同一建物で複数世帯になっている」と、そのような問いかけもさせていただいて回答をいただきまし

ので、そういった回答の浄化槽台帳とかも確認をしたり、あわせてアンケート実施の期間で合併処理浄化槽を設置したという数、そういった数を除いて、それが59基ございましたので、4,555から59基が除かれて4,496基という結果を算出したというものでございます。

以上でございます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

基本的な部分はわかりましたので、各質問に対する再質問をさせていただければと思います。

1つ目の質問で、60歳以上の世帯が全体の7割を占める。これも大変身の引き締まる思いだなと思うんですけども、2,369世帯、その中で後継者のいない世帯が1,430いらっしゃるということで、人数にして2,481人だったとお答えもいただきました。逆に、60歳以下の世帯数と人口はどのような結果を示しておられますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、60歳以下の世帯がどうなっているかということでお答えさせていただきます。

アンケートでは、世帯主が50歳代以下——60歳以下ということで——の世帯につきましては、全体の約3割の870世帯、人口としますと2,523人。870世帯の2,523人でございます。また、世帯主は60歳以上ですが、後継者が同居しているという世帯が939世帯、その世帯の人口は3,470人でございます。この2つを合計いたしますと、60歳以下がいる世帯が1,809世帯、5,993人となります。60歳以下がいる世帯で、これをパーセントにしてみますと、約55%の世帯に60歳以下がいる。45%の世帯は60歳以上だけの高齢者世帯と、そういうような割合になるかなということでございます。

以上でございます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

今回、このアンケートで非常に細かいところまでの数字を拾っていただいているというところで、大変ちょっとこの後の質問に期待しています。

2つ目の質問にいくのですが、今回アンケートの回答から得られた合併処理浄化槽への転換が必要な世帯、これが2,858世帯で、諸費用の設置費用が27億7,000万円だったということでございます。これについて伺いたいのですが、今からどんな手法になるかという選択はされてはいないのですけれども、市町村設置型を選択した場合、事業費の案分というのはどのような感じの数字になるのでしょうか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、市町村設置型での設置費に対する負担の割合ということで回答させていただきます。

設置費における負担割合につきましては、まず町民の皆様、個人の部分で負担するのがおおむね1割ということでございまして、それ以外で国の補助がおおむね3割から4割でございます。残りの5割、6割といったところが、町が負担する部分ということになりますので、よろしく願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

以前、これまでの4回の質問の中で伺ってきました。今まで個人負担、個人設置型だと負担割合が逆転するような感じですよ。これ、私、当時質問していたときに、国に概算要求を出しているということで、国の負担が2分の1の制度というものを申請されていたとも聞いておりますが、これ以上のまだ制度の負担割合というのは変化がないと受けとめてよろしいでしょうか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

今、説明した中で、個人負担につきましてはこれで、あとは本当に町がそれをさらに上乗せするかということだと思いますが、先ほど言われた国の2分の1という部分につきましては、町の負担の中で実は起債対応という、借り入れをするという対応をして町が負担する形になるんですけれども、実はそれをした際には、交付税の算出の中に半分はできると。ただ、交付税措置というのが具体的に国の負担が幾らになるというのは、直接ちょっとはっきりしませんので、先ほどの説明の中には入れないという形でございましたので、よろしく願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

大変基本的な部分が変わってまいりました。これは、神谷町長が選挙で当選されてから、本町が公共下水道事業を転換することからこの手法になったということで、2つ目の質問の答弁の中に、地域環境の整備、それに対する地域住民、我々町民の負担割合、それから本町が負担する財政的な負担ということで、後に触れますが、市町村設置型が大変難しい、第一に町の財政負担というのは挙げられておりましたけれども、これは必ず発生することでありまして、我々町民もやはり1割なのか3割なのか6割なのかということですが、昔、滋賀の近江商人のように、売り手よし、買い手よし、世間よしというような、そのような幸せな考え方ではなくて、町も町民もどこに気持ちよく負担がしていけるのか、その一方で地域環境がどれだけよくなっていくのかということ、いい落としどころ、あんばいのいいところで決めていかねばならないというのが、この事業の出口じゃないかなと思うんですけれども、今回、今まで聞いた数字の根拠で私も聞いたんですが、あんばいのいい落としどころというのは本当に美浜町として探ることができるのかどうか。今の執行部の感触といたしましうか、事業の方向性は決まっていなくて、市町村設置型も難しそうだし、かさ上げするにはどの辺の落としどころがいいのかというのは、今まで聞いた質問で事細かくやっぱり調査されていますので、そういった落としどころというのは、ぼやっとでも今見えている状況でしょうか。ちょっとそのことについてお伺いしたいです。

○経済環境部長（天木孝利君）

横田貴次議員のおっしゃる御質問、まさにいかにあるべきかということについて現在、委託業務をかけて調査をしておるところではございます。その基本にあるのが、先ほど横田貴次議員が申しましたように、町民の負担を減らせば当然普及する。財政の負担を多くすればもっと普及する。しかし、それでは厳しい財政、ほかの事業、いろいろなさまざまな事業、それを削ってでもやらないかんという事業かもしれませんが、そういった負担については非常に大きくなる。そうした中で、本当にまさに落としどころ、まさにそういったものの町長の政治的な判断といたしましうか、決断といたしましうか、その判断材料を探るために今現在、この調査委託業務をかけておるところで、その結果を見て、なおかつ調査結果ではこうでしたよ、だけどやっぱり美浜町としてはこうだよねというところについて、最終的に我々執行部、町長を含めて執行部として判断をしていきたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

細かく今まで再質問で聞いてきたんですけれども、特に60歳以上の世帯の方で後継者のいない高齢者世帯が1,430、2,481人いらっしゃるんです。ですので、この方々に今後、適正汚水処理率を上げていくからという負担を強いていくのかとか、やはり町民の顔が見える施策をとっていただきたいと思うわけでございます。

隣町である南知多町では、日間賀島、篠島のほうで集落排水に取り組んでいるということですが、島の

住民の方々の話を聞くと、やはり1世帯当たりの負担のお金が非常に高いと伺っております。しかしながら、今これをやっておかないと、子供たちにきれいな島を残せないというような価値観で取り組んでみえる市町村もあるというのは、やはり執行部側の持つ情報をストレートに町民の皆さんにもちゃんと提示をして、内容をまずわかりやすく理解していただくことも大事だろうと思います。こんな方向でいく、こんな方向でいくということだけでは、やはり町民の皆さんの理解も得られないと思いますので、こういった細かい数字もしっかり提示した上で今後の事業の決定に進んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一つ、続いてなんですけれども、1点不思議に思うことがあるのですけれども、町が把握していた合併処理浄化槽の数よりもふえている数字が出ていますよね、今回の、今まで伺った数字だと。というのは、どうしてこういう現象が起きるのでしょうか。浄化槽というのは結構、美浜町がちゃんと把握をしていて、差が生じる理由というのは、単独だと思っていたのが合併だったよとかという結果だと思うんですけれども、こういった違いというのはどういうところで起きるのでしょうか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

今、議員がおっしゃられている合併処理浄化槽の数の町が把握している部分といいますのは、具体的には町が直接補助をして設置してもらったというのは、すぐわかります。しかしながら、実は補助を受けてないで設置するといったこと、例えば建て売りで、補助申請せずに、建てたときにそのまま浄化槽と一緒に設置するとか、そういったことなどで、補助を受けずに設置したという浄化槽もございます。そういった浄化槽というのは、本当に時間がたって、例えば県に届け出がされて、それからこちらでも確認をするとか、そういったことで、なかなか手順として把握がすぐに進んでいないという部分がございますので、その関係がアンケート結果にもございましたが、我々実際にはアンケートを出す中には合併処理浄化槽ではないと我々としては思って送った結果が、合併処理浄化槽ですよという回答が返ってきたというのも、そういったこともございました。

以上でございます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

今後、事業の方向性も決定される、またアンケートを実際出しても未回答だった世帯もいらっしやると理解しております。

先ほど、5点目、6点目の質問に関して町長一括で御答弁をいただきました。事業の決定は本年度中に行って、実施が平成31年度から展開していくという御答弁をいただきましたので、今からの時期というのは非常に大切であろうし、今回アンケート調査の回答の得られなかった世帯の細かい調査も必要だと思っておりますので、その辺の今からは細かい作業に入るかと思っておりますけれども、今年度、調査を終えて、一つの方向性が出ますよね。市町村設置型であるならば条例の制定だとか必要になってくるかと思っておりますが、これが個人設置型のまま補助率のかき上げだとか行っていった場合、条例の制定だとか、現行どういう制度でやられているのかですけれども、事業の方向性を決定した、今年度やりますよね。30年、31年しかないですけれども、具体的なプロセスというのは、どういう動きになりますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、来年度、30年度、31年度、順番にどのようなプロセスだということを一通り説明をさせていただこうかと思っております。

まず、先ほど横田議員さんが言われた市町村設置型、最終的には条例を制定して、それを周知してということでございますが、それと並行して、本当にどういう事業、例えばPFI事業とかそういうようなこともどうしよ

うということも検討、決定するというにはあるかとは思いますが。

また、そのほかといいますか、個人設置型を説明します。個人設置型につきましては、補助要綱で今やっております。美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱という形でやっております。ですので、個人設置型につきましては、その要綱を改正して対応する形になるかとは思いますが。ただ、その要綱をやっぴり変更しても皆様に本当にわかってもらってということになりますと、周知期間を設けてということになりますと、来年度、30年度変更して、周知期間をしっかりと周知をさせてもらって、実施は31年からということになるかと思えます。

先ほどの市町村設置型も結構手続がございますので、同じように31年からということで町長からも答弁させてもらったとおりでございます。

ただ、いずれにしても、予算を執行するというところでございますので、そういった予算の関係につきましては、議会で審議をしていただいて認めていただいたという形で我々執行させてもらうということになりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

まさにそれを聞きたかったんです。例えば、市町村設置型であるならば負担割合は明確でございますし、これが個人設置型でいくなれば、我々地域住民としては、案分は例えば住民2割だよ、1割上がっておるじゃないかと言われても、はっきり言って納得がいけない人も多いわけございまして、そういった個人設置型で走ったときに、負担割合を皆さんの気持ちのいいところで話し合う機会があるのかなと思うと、一方的に何割と決めました、この制度が31年からスタートしますという、やはりそこに町民の皆さんの顔をうかがうわけじゃないんですけれども、声がやっぱり反映しにくいのかなという意味で、私はやっぱり条例制定をすべきだろうと基本的には考えておりますので、どうか今後の計画の中にも要綱ではなく条例の可能性も模索していただきたいなと思えます。

3年前、この事業の変更があつてから私もずっと質問させていただきましたが、そろそろきっちり決着をつけて、新しい方向性を神谷町長に示していただいて、そこに向かって地域住民みんなで歩き出していきたいなと思えます。汚水処理の質問は、私自身もこれで最後にしたいなと思っております。3年前に公共下水道事業の可否について本町の首長選が行われました。どちらの結果が出ようとも、やはり今まで積み上げてきたものがそこで壊れてしまうのかなというような私自身、思いがしました。今回、この事業を決定するプロセスの中では、やはりそのテーブルには公共下水道ももちろんのっかっているわけございまして、今回、今年度中に出る結果というのは、そういったのも全部踏まえた最善の今の本町の道しるべだという理解でよろしいものか。また、私がさっき申し上げましたとおり、今回はぜひ町民の声をしっかりと拾っていただいて、揺るぎない方向性を出していただきたいと思うわけございしますが、もうちょっと聞きたいことがあつたんですけれども、3分となりましたので、神谷町長、その辺はしっかりとお願いしてよろしいですか。

○町長（神谷信行君）

私も、今、横田議員が言われるとおりございまして、29年度に最終的な形をつくっていきなさい。また、これが今、先ほども担当からもいろいろ御説明ありましたが、最終的に一番本当にネックになっておるのが浄化槽の維持管理。そちらの市町村設置型であろうと個人設置型であろうと、これは維持管理が最終的には伴ってくるものでありまして、そういった中で住民の皆様方が少しでも安くやるについては補助率の高いものもいいに決まっておるわけです。ただ、それに対して維持管理が市町村設置型であれば当然これは市町村がすると。この町が管理していくということになってきます。そうすると、それに対するやはりコストがどういった形になってくるかというのもございまして、また個人設置型になれば、個人の皆様方に今の維持管理をお願いしていかざ

るを得んと。

ただ、その中でも一番本当は個人がしっかりと維持管理していただけるのが一番いいかと思っておるわけですが、そうした中で負担割合、先ほどの個人設置型であればどういった形で負担割合を持っていくかと。ただ、今の中の最終的などといった形になるかはわかりませんが、個人設置型になったとき、それなりの補助率、先ほどもちょっと言いましたかさ上げ、どれだけの部分でかさ上げすることによって、公共下水と違い、全ての町内に管を引いて、またそういった終末処理場を各それぞれのところへそういったものを置かないといけないという、当初のように2カ所、3カ所という終末処理のところと、それから管を全部引かなくてはいけないというような、こういった大きな工事だとか事業はございませんので、限られた、先ほどもそう言うておりました、数字の中で千何基だとか、そういった形になってくれば、当然補助率をかなりかさ上げしても、これは町としては公共下水をやることを思えば、かなりの事業費負担で抑えられるということも出ておりますし、ただその分、やはり個人で設置していただく場合には、当然公共下水よりも事業費の負担自体は、設置する負担自体は設置者の皆さんのほうがちょっとかなりふえるという部分がございますので、先ほどそう言いましたように、どの時点でこれを皆様方といい形でおさめていくことができるかというのを何とか今年中にしっかりと出ささせていただき、そしてまた来年度は、その形に向けて、31年度の実施に向けて調整をしまいたいと考えておりますので、また住民の皆様方にもしっかりと示させていただいて行っていきたいとは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員、自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔9番 大岩靖君 登席〕

○9番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。午後一番手でやらさせていただきます。チャレンジMIHAMA所属の大岩靖と申します。

それでは、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

私たち議員も、9月、10月、11月といろいろな学校関係の行事に参加してまいりました。以前から学校訪問等各学校を回っていきますと、授業の内容もそうですけれども、学校自体の中もいろいろ見させていただきます。

本日、一般質問につきましては、美浜町の学校運営についてお聞きしたい。

現在、美浜町内の小学校、中学校の児童生徒数は、6小学校で合計1,089人、中学校2校で667人となっております。各小学校の平均児童数を算出してみると、これは地域によって格差はありますが、1学校で約182人、1学年当たり30人であります。河和小学校以外は1学年1クラスとなっております。全国的に見てもより利便性の高い都心部に人口が集中する傾向にあり、地方の人口流出が加速化していると思われ、美浜町においても今後も児

童生徒数の減少傾向が考えられます。

毎年各学校から、施設設備の改善修理など要望書が出ていますが、美浜町内の小中学校も老朽化が進んでおり、毎年6小学校、2中学校で校舎備品の維持管理、教材の購入などでおよそ3億円の費用がかかっており、校舎の老朽化を考えると今以上に費用が膨らみ続け、町財政を圧迫することは避けられない状況だと思います。

以上のことを鑑み、今後の美浜町の学校運営について、以下3つの質問をいたします。

1、本年度、各学校から出されている要望書の中で、早急に対応しなければならない要望は何で、またその費用は幾らかかりますか。

2、町内の各学校を年度ごとにところどころメンテナンスしたとして、それぞれいつまで使うことができると考えていますでしょうか。

3、今後、児童生徒にとって健全な学校生活を送るために、また町財政においても最善な方策は考えていますか。

大きな質問の2点目、主要駅構内への防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。

安心安全なまちづくりは誰でも望むところでありますが、現在、美浜町内の防犯カメラは皆様も御存じだと思いますが、河和駅南駐輪場に1台、名鉄知多奥田駅駐輪場に2台の計3台しか設置されていない状況であります。この3台の年間の防犯カメラの維持費ですが、たったという言い方はおかしいですが、3台で36万円かかっています。防犯、また犯罪抑止のためにも主要駅構内に防犯カメラの設置を名鉄側に要望する必要があると思われませんが、どのように考えていますでしょうか。

以上、2項目4点について質問いたします。今後の美浜のためにも明確な答弁をよろしく願いいたします。

私からの壇上での質問は以上で閉じさせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

私からは御質問の2点目をお答えし、御質問の1点目につきましては、教育部長より答弁申し上げますのでよろしく願いいたします。

まず初めに、主要駅構内への防犯カメラ設置についての御質問でございますが、名古屋鉄道に確認いたしましたところ、無人駅における施設管理上及び防犯上の必要性から、河和駅口、上野間駅、美浜緑苑駅、野間駅につきましては防犯カメラが設置されているとのことですが、河和駅及び知多奥田駅については有人駅であるため、防犯カメラは設置していないとの回答でございました。

改めて申し上げるまでもなく、防犯カメラは治安の維持や犯罪の抑止効果が高く、事件発生時においても早期解決する手段として大変有効であります。また、今後ますます進行する高齢化に伴い、認知症を患う高齢者が行方不明となる事例が発生した場合においても、防犯カメラは有効であると考えております。

そのため、平成27年には、名鉄駅が設けられている知多半島のうちの4市4町の首長及び半田警察署長の連名にて、名古屋鉄道に対して、駅構内等への防犯カメラの整備について要望しております。また、今後においても機会のあるたびに整備をお願いしてまいりますのでよろしく願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降 壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、大岩議員の御質問、美浜町の学校運営についての1点目、本年度、各学校から出されている要望書の中で早急に対応しなければならない要望は何で、費用は幾らかかるかについてでございますが、各学校からの予算要望の中には施設修繕及び整備に係るものが数多く出されております。

まず、校長会からは、河和小学校を除く5小学校の体育館の天井等落下防止対策が未実施の状態であることを踏まえまして、つり天井の撤去が最重要事項となっております。東日本大震災の際、多くの学校体育館等で天井が落下し、大きな被害が発生したことを受け、体育館等のつり天井の落下防止対策工事が急がれるところでございます。既に工事を実施いたしました野間中学校で5,000万円、河和中学校で6,100万円の工事費がかかっておりますけれども、小学校は規模こそ若干小さいものの、相応の事業費が必要になると考えております。

学校体育館は災害時の避難場所に指定されていることもございまして、本町といたしましても、来年度2校分の撤去工事に係る補助を国・県に対して強く要望しているところでございます。

このほかにも、校舎の雨漏りやコンクリート壁の亀裂、給排水設備、プールなどの体育設備改修のほか、放送機器など電気設備の修繕、あるいは更新などにつきまして6,300万円余りの要望が出ております。これらの中で危険と判断されるものにつきましては、その都度修繕を行い、そのほかは学校運営に支障のないよう優先順位をつけて改修を進めております。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境を考慮いたしましたLED照明などエコスクール化の推進、教育内容、教育方法の多様化による一斉学習、一人一人の能力や特性に応じた個別学習、子供たち同士が教え合い学び合う共同学習、タブレット端末や電子黒板を活用したICT教育、障害のある児童生徒への対応を考えたエレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化等々、さまざまな社会的要請に適切に対応するため、教育環境の質的な向上を図ることが求められているところでございまして、未来を担う子供たちのため、ソフト、ハード両面を含めて努力をしておるところでございます。

次に、御質問の2点目、町内の各学校を年度ごとにとりどころメンテナンスしたとして、それぞれいつまで使うことができると考えているかについてでございますが、一般的に鉄筋コンクリートづくりの建物の耐用年数は60年と言われております。そして、老朽化対策のための大規模な改修は、おおむね築30年を目途に、屋上防水、外壁改修のほか、床、壁などの内装についても改修を行うとされております。

建築後30年以上を経過した町内の学校施設は全体の約7割を占めておりますが、今後さらなる児童生徒数の減少が予想される中、現状のまま維持し続けることは、教育上の観点からだけでなく、財政上も困難であると言わざるを得ません。

現在の6小学校、2中学校という体制を前提に、平成29年3月作成の美浜町公共施設等総合管理計画で使われました大規模改修工事費の平米当たり17万円をもとに、建築後30年を経過している学校の改修費を計算しますと約43億円となりまして、学校設置者である町として大きな課題でありますけれども、今後の学校再編に合わせた施設のあり方を検討する中で、整備計画を固め、財政計画とあわせて対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の3点目、今後、児童生徒にとって健全な学校生活を送るために、また町財政においても最善な方策は考えているかについてでございますが、御質問の1点目、2点目でも答弁申し上げましたように、施設の老朽化が相当進んでいるということに加えて修繕にも多額の費用がかかるため、本町の学校施設を現状の6小学校、2中学校という体制で維持していくのは大変難しいと言わざるを得ません。本年度、小中学校の児童生徒数の推移を考慮しながら、ハード、ソフト両面での調査研究を行っているところでございます。

そして、来年度には、美浜町公共施設等総合管理計画に基づきまして、いわば学校施設の個別計画ともいうべきものを策定したいと考えております。これは数十年先を見据えた長期の整備方針でございまして、今後はこの方針に沿って改修等の整備水準、実施時期及び整備費用等の内容を整理し、良好な教育のための計画として策定してまいりたいと考えております。

以上、申し上げました大きな課題に対応するため、国や県の補助金を活用するとともに、基金の積み立てなど、さまざまな財源の確保を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9番（大岩 靖君）

いろいろ再質問で聞きたいと思うんですが、まず先ほど町長の答弁の防犯カメラの件なんですが、先ほど町長の答弁で平成27年に4市4町で半田署も含めて名鉄さん側に要望していると聞いておりますが、その後ほかの地域でも進展か何かはあったんですか、そこだけちょっとお聞きしたい。

○防災安全課長（石濱克彦君）

大岩議員の御質問にお答えします。

ほかの地域での進展という御質問だったと思うんですけども、南知多町では駅ではないんですけども、主要道路等では3カ所ついたと聞いております。あと、武豊町及び半田市内でも順次市街地の中で整備を進めておると聞いております。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

今お聞きしていると南知多町さんも含めて3カ所と、それは交差点ということなんですが、カメラの設置はいんですが、その維持管理も町がしているということで理解してよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

南知多町におきましては、町で管理しておると聞いております。武豊町ですけれども、武豊町は地域団体等で管理しておると、そのように聞いております。

以上です。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。何分防犯カメラの件に関しましては、名鉄さんも含めていろいろそちらに要望も出しているということで、今後ともぜひとも駅だけに限らず防犯、それから抑止のためにも設置の要望を強く多方面にしていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

それでは、学校関係はいろいろ聞きたいことがありますので、再質問を聞かさせていただきます。

先ほど答弁で、一番最初に小学校の体育館のつり天井の撤去が最重要項目となっておりますとお聞きしたのですが、全国の公立学校施設は97%まで管理をしていますが、愛知県は全国的にも整備が遅く、その中でも美浜町がおくれているのはどういう要因があるのでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

平成25年と26年に小中学校の校舎と体育館のトイレ改修をしたためでございます。これは国の緊急経済対策で成立しました補正予算に伴う地方負担額の100%まで地方債にて借入れすることができ、その元利償還金の50%までを後年度以降の交付税になることからトイレ改修を優先させていただいたものでございます。

体育館のつり天井撤去がほかの市町村よりもおこなわれておりますが、美浜町は伊勢湾、三河湾の海岸沿いに住居地域が広がっております。住民の避難場所として重要な役割を果たすことから、国や県に補助金の要望をしているところがございますのでよろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

要するに天井の撤去事業より先にトイレ改修をしていただいたということでわかりました。今後、逆に天井の撤去作業を進めていただきたいと思います。

先ほど教育長の中で、修繕費の要望が出されている6,300万円という金額が出ていますが、6,300万円の中にプールに係る費用はどのくらい費用がかかるのでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

校長会からの要望ですと2,200万円余りの要望が出てございます。学校、プールの建設は中学校は昭和40年代に建設され、小学校につきましては50年代から60年代に建設され、建設後30年以上経過し老朽化が進んでおりますので、適切な維持管理が大きな課題となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

費用的にはかなりかかるというのは理解できるんですが、実は10月でしたか、河和学区の学区会に出させていただいたときに、河和中学校の要望書の中に出されている事項の中で、河和中学校の外側にある非常階段が非常に老朽化が進んでおり、一度に大勢の生徒が使用すると崩落の危険性があるという報告が出ていました。河和中学校は美浜町の災害避難所の2次避難所に指定されていると思いますので、その点を含めて今年度、次年度も含めて簡単な補修で進めていくのか、そしてまた、それが予算的にかなり大規模で修復ができない場合はどのような指導をするのかちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（竹内与七君）

大岩議員が言われるように河和中学校の北校舎の屋外階段につきましては、避難時に直接地上へおりるという階段としてつくられたものでございまして、避難者が3階から屋上に上がることはできないものでございます。現在は北校舎の2階から南校舎の通路を利用して行くことができますので、屋内階段を利用するようにしております。階段を撤去するための費用がかかることから、コンクリート片の落下防止の補修を行う予定をしております。災害時には、避難者が屋上へ行く場合には屋内階段を利用して上がることになります。

なお、美浜町の小中学校では屋外階段を避難経路には入れておりません。主に現在では設備点検用として利用されておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

河和中学校は生徒はそういう指導でやっているというのは今お聞きしたんですが、近隣の住民の方、2次避難所として思ってみえる方が結構みえると思うのですが、その方たちに対していざというときの避難経路の確保というのはどういう指導をするつもりでいるのか。

○学校教育課長（竹内与七君）

現在、階段につきましては鎖の程度でございますけれども、もしそういう被害があった場合には校舎内の階段を利用していただくように、案内等も看板ができればその階段のところにつけたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。やっぱりこれは町民の方に対しても非常に大切なことだと思いますので、その対応の仕方はき

ちっと対応していただきたいと思います。

学校関係に関しては結構いろいろ質問したいので、次にいかさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもそうなんですが、美浜町内の建築後30年経過している学校の改修費を平米当たり17万円と計算して43億円と言っていました、どこからその数字は出てきているんですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

その数字につきましては、学校の校舎と体育館で築30年以上経過している建物の中から大規模改修を実施していない面積を合計した2万5,280平米に、美浜町の公共施設等総合管理計画の大規模改修の単価を使用して平米当たり17万円で算出しました数字が約43億円となります。屋外倉庫とプール管理棟は含んでおりません。

それから、学校施設全体を計画的に大規模改修するとした場合には、今後30年間で81億円となります。1年当りに計算しますと約2億7,000万円となる計算になってきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

大変な数字で驚いております。

それでは、建築後30年以上経過している建物で大規模改修を行った学校はどこで、幾らかかっておりますか。

○学校教育課長（竹内与七君）

現在、美浜町内で大規模改修を行っていますのは、河和小学校と河和南部小学校が大規模改修を行っております。河和小学校では昭和49年に建築した北校舎の大規模改修を平成10年に実施したところ、当時の金額で2億3,000万円ほどかかっております。また、河和南部小学校の普通教室棟では、昭和36年に建築され、築30年後の平成5年に特別教室の増築とあわせて大規模改修を行っており、金額についてはちょっと把握はしておりません。ことして築56年が経過することになり、4年後には耐用年数60年の時期が到来いたします。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

各学校も耐震補強が済めば、今度はいろいろな面でもっともっと金がかかってくる。いや、今数字だけ聞いていると驚くばかりでありますけれども、先ほどの部長の答弁の中で、美浜町の公共施設等総合計画の学校施設にかかわる個別計画の具体的な内容、またそれをどこから進めるのかお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（竹内与七君）

個別計画につきましては、平成27年3月31日付で文部科学省からの通知により、学校施設ごとに個別施設計画を平成32年までに作成することになったため、来年度、美浜町公共施設等総合計画の個別計画を策定する予定をしております。

具体的な内容につきましては、今後の維持や更新コストの把握で現状の施設を維持していくと幾らぐらいかかるか、また解体をすると幾らぐらいになるか、新たにつくるとどのくらいになるかの試算をするものでございます。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

今の話の中で、学校施設整備基金などが当然財源の確保には必要になってくると思うのですが、補助金を含め、それでは行政サイドはどのぐらいの、例えば具体的な積み立ての数値目標だとか、そういうのはどのぐらい見込みを考えておりますか。

○学校教育課長（竹内与七君）

平成6年から8年にかけて上野間小学校を全面改築したときの事業費を挙げれば、事業費は14億3,500万円ほどの相応の費用が必要となってきます。先ほど教育部長より答弁いたしましたように、再編計画に基づいて国・県の補助金を確保し、借入金等も含め、財政計画を作成してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

確かにこの金額などの今、答弁を聞いておりますと、学校の運営に関しましては、この先やっぱり長期で考えてきちっとしたものをつくっていかねばならないと思います。

次の質問として、先ほど僕、壇上の質問の中でも言ったんですが、現状の学校規模、美浜町の学校適正規模というのはどのように考えている、どのようが一番最適だと思っているのかと、それと今の現状をちょっとお聞きしたいんですが。

○教育長（山本 敬君）

最適規模ということではありますが、国、文部科学省は、小中ともに12から18ぐらいという一つの指針を出しております。ただ現状は知多管内にも1,000人前後の学校が幾つもあるわけで、その反対側には、うちで言うと河和南部小学校とか、南知多にも100人に満たない学校もあります。

以前の答弁でもお話をしましたが、小さい学校が悪いわけではないということの一つ明らかに言えます。ただ皆さん一度お考えになっていただきたいのが、例えば皆さんが小学生のころ、運動会で上級生が颯爽と走る姿を見て、「あ、僕も6年生になったらあんなふうに速く走れるのかな。」そんな憧れの目で見た覚え、皆さんあると思います。廊下を歩いていて絵が張ってある、6年生の子の描いた絵を見て、「わあ、上手だな、すごいな。」そんな感心した覚え、皆さんあると思います。学校は授業は大切です。ただ授業だけではない、上級生を見て下級生の世話をして、いろいろなことを考え、感じて経験する、それは学校にとって非常に大きい意義であります。

したがって、話が戻りますが、国が言う12から18、それが正しいかどうかはわかりませんが、でもある程度の子供の数、児童生徒数が必要なんだ、そういったある一定規模以上の数がそういった学校で育つことが子供たちのためになるのだということは、私は間違いのないことであると考えております。

そういう規模、議員の皆さんがお子さんのころは、1学年30人、40人おられたと思いますよ、小さな学校でも。中学校はどうですか、100人超えていたでしょう。そういう状況が今厳しくなっているということでもあります。その話をします。かねてからお伝えしておりますが、本町の少子化は依然として進んでおります。野間中学校を例にとります。平成39年度、10年後であります。39年度から1年生、新入生が40人台になってきます。39、40、41年度の全校生徒数は135人です。恐らく皆さんが中学生であったころの1学年の生徒、これぐらいになるんですかね、もっと少ないかもしれません。

過去を振り返ってみます。平成の頭、平成初期ですが、野間中学校、400を超えて450ぐらいいました。平成初期、平成41年には135であります。実に3分の1以下に学校が縮小してしまうということでもあります。もうちょっと詳しく見ますと、平成21年は309でした。平成31年、再来年ですが227です。平成41が135、10年ごとに100人近い数が減っていつているという、そういう計算になります。この傾向は河和中学校でも同じであります。河和中も平成21年度から10年ごとに100名近い、野間中が減ると同じぐらい数が減ってきます。河和中でもそうです。中学校でそうありますので、小学校はさらに厳しい状況が生まれてくるであろうと思います。

このように大変深刻な状況であります。これは遠い未来の話ではないんですね。今お話ししたことは10年後の

ことなんです。さらにその10年後、またその後の10年後、どんなふうになっているのか、なっていくのか。美浜町の子供たちのために何をしたらいいのかということをお私たち、議員の皆さんも町民の皆さんもそうです。行政はもちろんであります。そのことを真剣に考えなければならない、そういう時期だということです。今がその時期なんです。財政的に厳しい、しかも少子化はどんどん進んでいく。この状況の中で私たちは、まず子供第一です。子供を第一に置いて、30年先、40年先のことを考えていかなければいけません。そのためにどういう形がいいのか、みんなで知恵を絞ってよりよい形というのを築き上げていく、これが私どもの仕事であると考えております。どうか議員の皆様も、御理解、御協力いただきますように何とぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの教育長の答弁をお聞きしまして、私も今回、学校のことに関しましていろいろ自分なりに調べて思ったのですが、今教育長がおっしゃるとおりこれは数字だけの問題じゃない、財政の金額だけの問題じゃないと思います。

最後の質問にしたいんですが、美浜町の少子化問題というのは、以前同僚議員も質問しましたが、加速度的に進んでおります。来年成人式を迎える子たちが生まれた20年前、そのときは美浜町内の児童数が2,590人いたんです。ことしの児童数は全部で1,756人、20年間で834人減少しております。この834人の減少というのは、例えばちょっと失礼なんです、河和小学校、河和中学校以外の学校の生徒数全部と同じ数字なんです、ほぼ。それを考えると、現在でもそうなんです、小学校の単位なんです、5年後には学校の機能すら働かなくなる学校が出てくると思っております。そういう現状を避けなければならないと私たちは思っておりますので、今後、先ほどの答弁の中でも総合管理計画の学校施設にかかわる個別計画を作成すると言われてましたが、調査研究をし、あらゆる手を尽くして近い将来のために財源確保していかなければならないと思っております。

よく私も耳にするのですが、子供や孫に借金を残すようなことはできないと聞きますが、その子供や孫が10年、20年後に住んでよかったというまちづくりをしていかなければならないと思っております。それについて最後に町長一言、これから子供に対してどういう思いを持ってみえるか、最後に町長、簡単で結構ですので一言お願いいたします。

○町長（神谷信行君）

今、大岩議員がおっしゃられるとおりでございまして、本当に10年先、20年先のこの少子化の中の問題のいかに子供たちにとっていい教育ができるかということも一つの視点でありますけれども、先ほど申し添えておりました借金を子や孫に残してはいけないという以前に、子や孫がいなくなるというような状態をつくっては必ずいけないと思っております。そうした中で、やはり人口減少、そしてまた少子化に対して、若い方たちが少しでも多くの皆様方が美浜町に住んでいただき、また美浜町から出ていかない、そういったまちづくりを議員の皆様方、また私たち執行部、そしてまた住民の皆様方と一体となってそういったまちづくりを進めていかななくては、先の未来の美浜町はこれからまた子供たちに引き継いでいくことができなくなると考えておりますので、その関係につきましても続けて御協力を賜り、またよりよい学校の運営ができることも皆様方と一体となって考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○9番（大岩 靖君）

本当に子供や孫に住んでいただけるような、そして子供や孫が夢を持てるようなまちづくりをぜひともお願いして、多少時間が残っておりますが、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、3番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔3番 鈴木美代子君 登席〕

○3番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

この地域も大型の地震などがいつ起きてもおかしくない状況にあると言われていています。先日あったような大型の水害でも避難所開設をする場合もあり、避難所マニュアルについてお伺いいたします。

先日、地域開発みちの会の中で男女共同参画の視点で防災を考える集いがありました。その中で美浜町独自の避難所マニュアルを他市町と比較する機会があり、他市町より準備がおこなわれている点が多々見られてとても残念に思いました。

防災対策について4点お伺いいたします。

1、いざというとき女性の手も必要になると思いますが、災害対策本部に女性はいますか。

2、避難所運営について、男女別の更衣室として屋内テントの利用とか男女別トイレといったデリカシー的配慮は考えていますか。

3、授乳室、ミルク、離乳食、紙おむつ、女性専用物資の選定、量などについて、女性の意見が生かされた準備をしていますか。

4、高齢者、病人、障害者などの弱者に対応するスペース及び感染症患者を隔離するスペースは確保していますか。

以上、避難所マニュアルの内容で他市町と比較したとき、先ほど言いましたように非常におくれた感があるんです。これは競争ではないのですが、ほかよりもおこなわれているのが気になります。おこなわれても準備がすぐできるものなら問題ないんですが、やはり急いで準備をしていかななくてはなりません。

第2点目は、介護保険についてであります。

1、介護保険は3年ごとの見直しで引き上げが続いています。2000年度にスタートした当時、2,500円だった介護保険料は、第6期、2015年ですか、5,100円にまで引き上がり、住民の暮らしが重くのしかかってきました。来年は第7期の改定時期であり、自治体が一般会計や基金の取り崩しによって繰り入れを行い、保険料の引き下げはできないのでしょうか。国に対しても、せめて現行20%プラス5%の調整金を25%プラス5%の調整金とするように保険料の引き下げを国に対しても求めてはいかがでしょうか。また、求める考えはありますか。

2、特別養護老人ホームへは、原則として要介護度1、2の人は入所できません。しかし、要介護度1、2の人でもどうしても困っている人など、条件がクリアできれば入所できる特別入所制度があることを広報などで周知する考えはありますか。入所できなくてとても深刻に悩んでいる人がいます。生活のために介護離職はできないのに誰が親の面倒を見るのか深刻です。また、老夫婦で1人が認知症になって困っている方もいます。ぜひ特別入所制度を周知してください。

第3点目は、ひとり暮らし、高齢者2人世帯などのごみ出し等への日常生活支援についてお伺いいたします。

ごみ出し、買い物などの日常生活支援施策の実施状況を把握していますか。また、担い手がない場合、介護

保険の中でできませんか。

第4点目は、町独自の介護保険料低所得者減免制度の実施についてです。

現在、県内27市町村、約50%で制度化され、減免の実績を上げていますが、本町でも実施する考えはありますか。

第5点目は、国民健康保険税算出の際の資産割廃止について。

町民の負担軽減のため廃止すべきだと考えますが、いかがですか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、防災対策についての御質問の1点目、いざというとき女性の力も必要になると思うが、災害対策本部に女性はいるかについてでございますけれども、主に風水害に対応するための災害対策本部の設置等につきましては、美浜町災害対策実施要綱に基づき実施することとなっております。

この災害対策本部の本部員会議を構成する者は、町長、副町長、教育長、各部長及び建設課長という役職者を充てることとなっておりますが、女性で当該職につく者は現在のところおりません。しかし、災害対策本部を構成する4つの班には女性職員が配置されておりますので、女性の視点、女性の力は得られるものと考えております。また、大規模地震が発生した場合においては、各地区に設置される現地災害対策本部にも女性職員が配置されますので、この場合においても女性の力を活用することは可能であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の2点目、避難所の運営について、男女別の更衣室としての屋内テントの利用、男女別のトイレといったデリカシー的配慮はしているかについてでございますが、本町では各学校の体育館等を避難所として指定しております。そのときの被災状況にもよりますが、学校等のトイレが使用可能であれば男女別に利用することができます。また、それとは別に、各地区防災倉庫に配備してある男女別々に使用できる仮設トイレを配置しております。更衣室についても、学校等の更衣室が利用できれば男女別で活用いたしますし、利用できない場合には体育館内に間仕切りを設置する等の配慮いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の3点目、授乳室、ミルク、離乳食、紙おむつ、女性専用物資の選定、量などについて、女性の意見が活かされた準備をしているかについてでございますが、現在、従来約8,000食であった備蓄食糧を約2万食に拡充するため、計画的かつ重点的に食糧の備蓄を進めているところです。

この食糧備蓄は平成31年度に計画備蓄数に達し、また飲料水の備蓄は平成36年度に達する予定であります。計画どおり備蓄が進むめどが立ってまいりましたので、ミルク、紙おむつ、女性専用物資等につきましても、来年度の当初予算から計画的に備蓄を開始する予定であります。

なお、現時点におきましても、町内大規模店舗等と「災害時における物資調達に関する協定」にて、離乳食、粉ミルク、生理用品、紙おむつ、下着等の協力を要請できる内容となっておりますので、対応できるものと考えております。女性の視点からの意見を尊重することは、当然必要であると考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、御質問の4点目、高齢者、病人、障害者などの弱者に対応できるスペース及び感染症患者を隔離するス

ペースは確保しているかについてでございますが、本町では大規模災害の発生に備えて、町内小中学校の教職員と町職員とで避難所運営に関する図上訓練を毎年実施しており、本年度も8月に実施いたしました。

その訓練では、避難所として使用する学校の図面をもとに実際に避難所を開設した場合を想定して、避難所のレイアウト、病人や障害のある方へのスペース確保等を念頭に置きつつ、円滑な避難所運営ができるよう知識の習得等を図っております。また、地域住民の皆様を対象とした減災カレッジにおいても同様の訓練を取り入れ、知識の習得のみならず、いわゆる弱者の避難に関する配慮ができるような意識の向上に努めているところでもあります。これらが災害発生時に避難所における配慮が必要な方々のスペース確保につながっていくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、介護保険についての御質問の1点目、町一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩しにより保険料を引き下げる考え、国に対して現行20%プラス5%の調整金を、25%プラス5%の負担とするよう求める考えはあるかについてでございますが、介護保険制度の趣旨は、助け合いの理念により高齢者の自立を支援するものであります。社会保険方式を採用し、国民相互で支える制度となっております。そのため、介護保険の費用は保険料が5割とし、そのほかは法律で決められた負担割合に応じ、国、県、町が負担し運営しております。一般会計からの法定外繰り入れを行うことは、介護保険の対象者として既に保険料を納めている40歳以上の方々にとり、二重の負担を強いることになることから、現在のところは考えておりません。

また、介護給付費準備基金は介護保険財政の均衡を保つために設置された基金でもあり、3年間の介護保険事業計画の最終年度に保険給付費等の不足が生じた場合の対応として準備しているものでございます。したがって、介護保険事業の健全で安定的な運営を行う観点から取り崩しは難しいものと考えております。

なお、国庫負担の引き上げにつきましては町単独での要望は考えておりませんが、全国町村会を通じて国の負担割合をふやすことを既に要望いたしておりますのでよろしく願いいたします。

次に、御質問の2点目、要介護度1、2の人でも条件がクリアできれば入所できる特別入所制度があることを広報などで周知する考えはあるかについてでございますが、特例入所制度は、法改正により、平成27年4月以降の施設への入所が原則要介護度3以上の方に限定される一方で、施設以外での生活が著しく困難であり、やむを得ない事情による場合に特例的に入所を認められる制度であります。

介護度1、2の認定を受けられた方につきましては必ず介護支援専門員がかかわっており、その専門員を通し、全ての対象者に制度の周知ができているものと考えております。よって、あえて広報へ掲載することは考えておりませんのでよろしく願いいたします。

次に、ひとり暮らし、高齢者2人世帯などのごみ出し等への日常支援についての御質問でございますが、ごみ出しでの介護保険の生活援助に規定する所要時間を満たすことは難しく、介護保険を利用することができません。また、ホームヘルパーの勤務時間の関係からも、ごみ出しの利用ができないなどの課題があり、高齢者のごみ出しの問題は現行の介護保険制度だけでは解決することが難しく、介護保険の枠組みと別に、シルバー人材センターなどと協力しながらの支援が必要であると考えております。現在、美浜町シルバー人材センターと連携し、ごみ出し等の日常支援について既に検討をいたしているところでございます。

具体的なことを申し上げますと、美浜町シルバー人材センターが、広報みはま10月号にて日常のごみ出し、買い物などの簡単な家事援助ができる会員を募集しております。まずは担い手を募集し、支援体制を整えた上で日常生活支援を行ってまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

次に、町独自の介護保険料低所得者減免制度の実施についての御質問でございますが、当町の介護保険料は所得段階別に12段階で設定しており、被保険者の所得が低い場合には、保険料負担が低くなる仕組みとなっております。

ます。また、平成27年4月からは、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い第1段階の方を対象に軽減強化をしております。

このほか本町の減免制度は、所得制限はあれど、議員が言われる独自の減免を制度化している市町村の制度内容とほぼ同様のものであります。先ほども申し上げましたが、介護保険制度は国民相互で支え合う制度であり、被保険者の皆様にも応分の負担をいただきたいと考えております。よって、これ以上、町独自の低所得者減免制度を実施することは現在のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

次に、国民健康保険の資産割廃止についての御質問でございますが、美浜町国民健康保険税は、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税しております。

平成30年度より国民健康保険の財政運営が県下一本となることから、国民健康保険税の税率についても見直す必要があり、県から示される納付金額や標準保険料率に基づき、税率を検討していく予定でございます。資産割を廃止すれば、国民健康保険税として集める金額が同じ場合、所得割、均等割、平等割を上げる必要がございます。資産割は所得の低い世帯にとって大きな負担となっているために、以前議員の勉強会でも説明したとおり廃止する方向で検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、よろしく御願いたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

[降壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

地域開発みちの会の男女共同参画の中で女性の視点で防災を考えるということがありまして、そこで多分イベントの前に、美浜町に避難所マニュアルについてのアンケートに答えてくれということで問い合わせがあったと思うんですけども、22項目のアンケートですけれども、その中で15項目が美浜町だけ「いいえ」になっているんです。全然準備はしていないと、「いいえ」ばかりなんですけど、これを見てびっくりしちゃったんですけども、これは知っていましたか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

鈴木議員の質問にお答えします。

マニュアルのアンケートのことについては、存じていないので申しわけございません。

○3番（鈴木美代子君）

これは例えば最初の対策本部に女性はいますかというので、全部5市5町にアンケートをとっているんです。いますかというところにはいないというのは美浜町だけなんです。あとの4町は全部いるんです。確かに違う形でいるかもしれないけれども、やっぱり対策本部に1人いるというのといないとは大違いだと思うんですけども、その辺はどうですか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、本部員会議ということでございますので、各担当の一応責任を持つ部長以上が出てくるということでございます。なお、その会議で決めること自体につきましては、まず女性だけ不利になるようなことを決めるのではなく、町全体として災害に対してどのように向かっていくかということを検討する部分が本部員会議であります。その次にそれを実行する段階になれば、幸いなことに今まで大きなものはないのでいいんですけども、女性の立場というのは当然、今聞く流れはできておりますので、その会議の中の要員としてはおりませんけれ

ども、そういう意味では「いいえ」なんですけれども、災害対策本部としては女性の数はおります。その声は当然上がると言うといかんですね。ちゃんと上のほうに流れてくる、そういうものはできておりますので、その点はまたもちろん御心配をおかけする部分がございますけれども、対応できていると自信を持っておりますのでよろしく願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

先ほど言いましたように、こういう厳しいときだからこそ男女間のデリカシーというのか繊細さはやっぱり持っていないとちゃいけないと思うんです。男女別の更衣室、例えば授乳室、そういうのが本当に問題だと思うんですけれども、おしめをかえる場合もありますしね。例えば私、室内テント、屋内テントというのがあるということを知ったんですけれども、確かに段ボールで間仕切りをやればいいですが、なかなか上手にできないものなので、私もやった覚えがあるんですけれども、なかなか上手にできないものなので、屋内テントなんかは1つあるとなかなかいろいろ役に立つと思うんですけれども、いかがですか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

鈴木議員の御質問ですけれども、屋内テントはあるかという質問だったと思うんですけれども、屋内テントは用意してございます。数は十分ではないにしても用意してございます。また、間仕切り等についても、毎年の防災訓練で組み立て等を職員が毎年行っておるところで、鈴木議員も御存じのことだと思っておるところです。よろしく願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

屋内テントがあるんですしたら、やっぱり男女の別に更衣室が必要だと思うんです。そういうのに使えると思うんですよ。授乳室なんかは間仕切りがぱたんと取れたり、そんなになったら困りますので、やっぱりその辺はきちんと女の人に気を遣って屋内テントを使ったほうがよほどいいと思うんですけれども、そういうのを考える機会だと思うんですけれども、この中は。いかがですか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

先ほどの町長の答弁でも申し上げたと思うんですけれども、毎年学校の先生方と御一緒に図上訓練を行っておるところでございます。その中におきまして、各学校の実際の平面図を使いまして教室の中でどのように割り振りをするかということも実際に行っております。その中で更衣室だとか授乳室だとか、障害の人はこうだとか病人の方はこうだと実際の学校の図面で行っておりますので、その部分は十分生かされておると考えておりますのでよろしく願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

確かに学校を一つの避難所に見立ててハグゲームですか、やりました、私も。ただ更衣室にしたって女性の授乳室にしたって、だだっ広いものだから、教室なんかは。やっぱり女性特有のいろいろ問題がいっぱいあるものなので、そう高くないと思うんですよ。屋内テントなんかもやっぱり用意すべきではないかなと思います。別にそれにこだわっているわけではないんですけれども、例えば子供のスペースがあるかとか、ミルクや離乳食、おむつなんかは準備できていますかとか、ほかのところはみんなしてあるというのに美浜町だけ「ノー」だから、それはすごい気になったんですね。準備はしているんですか、していないんですか。

○総務部長（本多孝行君）

まず、先ほどの町長の答弁でもございましたけれども、現時点で町内の大型店舗と協定を結んでおりますので、そういった備品については、品については供給される体制はまずはとっております。ですが、今議員おっしゃったように、じゃ、町単独で各避難所に準備しているのかといいますと現時点ではできておりません。その理由は

先ほど申し上げましたように、まず食糧、従来8,000食だったものを2万食までふやすというところに今力を入れております。

ですが、これも町長の答弁でありましたようにめどが立ってまいりましたので、平成30年度の予算要望の段階、今ちょうど査定をしておりますけれども、遅まきといえは遅まきではございますけれども、そちらの品についても予算を計上して、来年、町単独でも進める準備は今進めております。先ほど申し上げましたが、やや遅いとは思いますが、確実に前へ進んでおりますので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○3番（鈴木美代子君）

防災対策になると、あれもしないかん、これもしないかんとかやらなきゃいけないものばかりで本当に職員も大変だと思うんですけども、そういう中においてもまず優先的に何をやるかという、もちろんそれは食べることもかもしれませんが、その中でもやっぱり私はそういう厳しいときだからこそプライベートとも違うんだけれども、繊細な、私はデリカシーと書いたんですけども、そういう気持ちを忘れないでぜひ準備していただきたいと思うんです。

介護保険ですけれども、介護保険の第6期は5,100円まで上がりましてけれども、来年、第7期なんです、2018年。今のところ保険料は上がりそうですか、少しでも下がりますか。

○厚生部長（西田林治君）

来年度第7期の保険料についてでございますが、ただいま計算を積み上げている最中で運営協議会にも御提示はしておりませんので、ここでどうだと言われてははっきりした答えはできかねるんですが、大きく上がるようなことはないだろうという予想は立てております。

6期の3年間の使用料は伸びていけませんので、その分少し助かっております。ですので、第7期分については大きく伸ばさなくてもいけるんじゃないかなという予想は立てております。

以上でございます。

○3番（鈴木美代子君）

そういう予想だということですが、ここに書きましたように保険料を引き下げる工夫はしませんか。

○厚生部長（西田林治君）

引き下げる工夫と言われましても、質問にありました基金繰り入れということだと思うんですが、先ほど町長も言いましたように基金を使って3年の中期計画で保険料を計画しております。していかなきゃいけないということで、ちょっと予想が難しい部分があります。ですので、基金があるときとないときで3年目をどうしようかというのが非常に微妙なラインになってきます。ですので、今大きく引き上げがないだろうというのは3年目の伸びを機械どおりに国からこうやって計算してねというものが来ますので、そのとおりにやっちゃってこの数字で本当に大丈夫という数字が使えるんじゃないかなと。過去で言うと、だけど美浜町、高齢者の伸び大きいよねというようなことで、本当にこれで大丈夫、基金もそんなないよねという部分がありますので、その辺で基金を意識した計算方法にはできるんじゃないかなという意味で、町長には3年目に充てるんだよという答弁をしていると御理解願いたいと思っております。

○3番（鈴木美代子君）

いろいろ介護保険も国保も一緒ですけども、助け合い保険だと言われていますが、保険あって介護なしといってまた言われ出しましたように難しいですね。本当にお年寄りが安心して介護保険を使っていけるかという、なかなかそうでもないんです。担当の方はよくわかると思うんですけども、介護保険で苦情とかそういうもの

はないですか。

○厚生部長（西田林治君）

介護保険での苦情というのは、ないことはないです。我々の耳にも、ケアマネジャーがどうのこうのだからという話は常に入ってきております。苦情処理については国保連合会という専門の部署があって、そこに連絡していただく和我々のほうについでに来るような形にもなっておりますし、直接受けた場合には我々のほうが事情調査したり、業者に連絡したりしておりますのでよろしく申し上げます。

○3番（鈴木美代子君）

苦情もあることはあると言われましたが、一番多い苦情はどんな苦情ですか。

○厚生部長（西田林治君）

一番よく電話がかかってくるのが、ケアマネジャーの方との対応が非常に多くかかってきます。中には、うちの調査員が調査に行ったときに本当に簡単な動作を確認するために簡単な質問をしますので、そんなことはできるわよ、当たり前のように、ばかたれと言ってこちらに電話がかかってくる時があるんですが、それもちよこちよこありますが、一番多いのがケアマネジャーとの対面談。要するに自分が望んだことができない、当然ケアマネジャーの方は介護保険で許されていることしかできますよとは言いませんので、その辺の行き違いの部分が多いこととなっております。本当に対応がまずくてというのは、言葉使いの行き違いや何かは多少あるものの、今のところ我々に、これは対応がまずいよねというのはそんなに見当たっていないというのが現状でございます。

○3番（鈴木美代子君）

特別入所の要介護度1、2の人が入れる特別入所制度ですけれども、あえて広報などで周知する必要はないと町長は言われましたけれども、これは本当に深刻なんです。深刻に悩んでいる方がいました。本当にどうしたらいいんだろうと、そういうこともあるものですから、ぜひどうしても困った場合にはこういう制度もありますよということを私は周知すべきだと思うんですけれども、これは本当に深刻で大変なんです。例えばお年寄りで認知症のお年寄りを介護している方なんかは、本当に死にたくなるぐらい悩んでいるんですね。その辺でやっぱりこういう入所制度もありますよということを知らしめるということは大事じゃないかなと思うんですよ。

○厚生部長（西田林治君）

町長の答弁でも申し上げましたとおり、1、2がつくとケアマネジャーの方がついてみえるということなんです。ケアマネジャーに訴えていただくのが、その人の状況で特別入所制度に該当するかどうかという部分をケアマネジャーがまず一度判断します。その判断によって、じゃ、施設へ申請しようということになれば、施設のほうもまた別途その方の生活状況を調査していただきます。うちのほうにその結果、もし申請でこれは入れなきゃいけないという方については、うちにとりあえず先に報告が来ることになっております。報告が来た後、入所の枠ができれば、施設の判定委員会が開かれて完全に入れるということになると美浜町に意見を求めてきます。ですので、今現在はそういう制度になっておりますので、もしそういう方のお耳に入ればケアマネジャーに1回相談するのが一番だよということを言っていたきたいと思います。

この特別入所制度が非常に複雑なものですから、表現が。広報で誤解を招くと混乱を来すことがありますので、あえて今のところ広報には載せないような形をとっております。

以上です。

○3番（鈴木美代子君）

広報の載せ方だと思うんですけれども、こういう制度もありますよと、でも全部が全部入所はできませんと、いろんな条件がありますと、そういう載せ方で広報に載せるのなら、ああ、そういう制度もあるんだと、問い合

わせてみようかなと、必ず入れるとは限りませんがというそういう文章でやれば、私は特別入所制度があるということ町民に知らせるといことは大事だと思うんですけども、いかがですか。

○厚生部長（西田林治君）

確かに鈴木議員のおっしゃるとおりのことはあると思いますので、今現在は載せるということ、いついつ載せるとかそういう計画はございませんけれども、ケアマネジャーの方たちとも一度相談したいと思いますが、ケアマネの方にはよくそういう人がいるという話を、また1回ケアマネ会議がありますのでそういうところで相談してちゃんと広報、もし1、2の人を担当した場合で認知症で困っているという方がいたら、変更も考えて介護度の認定申請を再度していただいて変更も考えていただいて、介護認定の申請はお金がかかりませんので変更も考えていただいて、その上でもしそれで変更がなかったときにはこの部分を使っていただくということをもう一度ケアマネジャーに周知したいと思います。その上でケアマネジャーの意見を聞いて今後の対策を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○3番（鈴木美代子君）

これは本当に私たちも行く行くは世話になる可能性がある。誰もが世話になる可能性があるという制度だと思うんですけども、やはりよく制度を知らないということは恐ろしいことで、知らないがために例えば介護離職しちゃって生活ができなくなったという人も耳にしたこともありますので、やはりそういう制度があるんだよということは知らしめる、そういうことはあると思ふですよ。全然知らないで教えないで、いざというときに困った人を助けることができなかったというのは大きな問題ですから、必ず入れるとは限りませんが条件さえクリアすればこういう制度もありますよということ言うべきだと思うし、それは行政マンとしてそういうことを町民に知らせる、それは大事なことじゃないんですか。

○厚生部長（西田林治君）

我々が介護保険制度のことを広報である程度載せますが、なかなか読んでいただけない方も多いためです。ですので、ケアマネジャーが必ずついていますのでケアマネジャーから広報していただくのが一番だと思います。ケアマネジャーにも、認知症の困ったこととかそういう部分についてもそういうパンフレットもつくっておりますので、まずケアマネジャーにこのことを伝えるように我々は伝えていきたいと考えております。ケアマネジャーにこういう広報をしてほしいということをして、広報しないと自分たちの怠慢になるんだよということをよく言い聞かせていきたいと思ふのでよろしくお願ひいたします。

○3番（鈴木美代子君）

今回のことではケアマネジャーに話はしておりませんが、あちらがこう言えばこちらがこう言うで、どうしてもケアマネジャーと何かなすり合いじゃないですけども、そういう危惧があるものですからやはりきちんとやってほしいと本当に思ふます。

介護保険料の引き下げもですけども、低所得者の減免制度の実施ですけども、半分の自治体がやっている、それで大したことはないかもしれませんが。介護度1、2の方で収入の制限もあって、そういう中の減免制度ですから、試算したことはないですか、こういうのを。

○厚生部長（西田林治君）

減免制度の試算はしてございません。町が持っている減免制度については、先ほど町長が申しましたとおりの所得制限はあるものの所得激減が起きたときに対応するようになっております。例えば稼ぎ頭の人が入院しちゃってそのところからもう所得がなくなっちゃったと、入ってくる見込みがないというような場合に減免できるという制度はございます。ただそのかわりその前までの所得が幾らあったかという部分が非常に重要になってくる

と思います。そうすると、蓄えがありそうな人までやるのかという分のこともありますので、その辺で所得制限がかかっているということでございますのでお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

減免制度をやっている自治体もあるものですから、そういう先進地もあるものですからそういうところに学んで、見ると大した額ではないから何十万円から何百万円とあるんですけども、そういうところに倣って試算をしてみたらいかがですか。

○厚生部長（西田林治君）

試算をするというより、もともとの考え方によって法の制度化のされた中で最大限の生かした減免制度をつくっていくというのが基本姿勢でございますので、法の制度にないものを単独で減免するというようなことは美浜町はしないということでございますので、試算をするということは考えておりません。

○3番（鈴木美代子君）

半分の自治体が保険料の低所得者対策で減免制度をやっていますよ。半分近くの自治体が利用料の減免制度もやっているんです。そうやって努力しているところがあちらこちらにあるわけです。できないはずがないんです、そういうところに倣えば。ぜひそういうところに倣ってきちんと減免制度ができるようにぜひ検討していただきたいと思います。

国保税の算出の際の試算割の廃止についてですが、確かに資産割を廃止すれば所得割だとかそちらが高くなる可能性が大かもしれませんが、でもやはり資産はあっても本当に資産がお金を生むわけじゃないものですから、生活に困っている人はたくさんいるんです。どうやって払っていくんだという人もたくさんいるものですから、ぜひ資産割廃止については一歩踏み出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田増男君）

時間ですが、答弁求めますか。

○3番（鈴木美代子君）

はい。

○厚生部長（西田林治君）

先ほど町長の答弁の中で、前向きに考えていくということでその方向でということで答弁しておりますので、我々もその方向で積み上げのほうを試算をさせていただくつもりでおりますのでよろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

あす12月8日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後2時37分 散会〕

平成29年12月8日（金曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月8日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君
9番	大岩靖君	10番	横田全博君
11番	野田増男君	12番	大崎卓夫君
13番	丸田博雅君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	会計管理者	坂本順一君
総務部長	本多孝行君	企画部長	沼田治義君
厚生部長	西田林治君	経済環境部長	天木孝利君
建設部長	石川喜次君	教育部長	竹内康雄君
総務課長	杉本康寿君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	夏目勉君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	日比郁夫君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	高橋ふじ美君	子育て支援課長	宮崎典人君
健康推進課長	久綱勇君	産業振興課長	小島康資君
環境保全課長	藪井幹久君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	鈴木晴雄君
学校教育課長	竹内与七君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	夏目明房君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷充則君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（野田増男君）

おはようございます。

傍聴される皆様、早朝よりお出かけいただきましてありがとうございます。

昨日は二十四節季の一つ大雪でございました。暦どおりの冷たい朝でございました。またけさは冷たい雨となり、こういう時期こそ体調管理に十分お気をつけていただきたいと思います。

会議に先立ちお願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

発言してください。

○総務部長（本多孝行君）

それでは、お時間をいただきまして、失礼いたします。

昨日の鈴木美代子議員の御質問に対する答弁で、議員を初め住民の皆様には誤解を与えてしまう心配がございましたので、ここで補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、昨日の防災安全課長の答弁において、アンケートのことを知らない旨の発言をいたしておりますけれども、これは、議員の言われるアンケートがどのようなものかが確認できなかったため、他のアンケートとの混同・誤解により誤って発言したものでございます。おわびして訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

さて、アンケートの控えを確認した結果を申し上げたいと思います。

きのう鈴木議員がおっしゃったこのアンケートは、平成26年度に作成いたしました現行の避難所運営マニュアルの文言に基づき回答いたしております。

既に現場では、実施していることについてもこのマニュアルには文字として明示してございませんので、「いいえ」とお答えしたものが多々あることが判明をいたしました。まずはその点を御理解お願いいたします。

さて、議員が「災害対策本部に女性がいない」旨をおっしゃいました。これは、設問の意味を、町長を初めとする災害対策本部員と解釈し、アンケートに回答した結果を議員がごらんになったものでございます。ですが、昨日の町長の答弁のとおり、災害対策本部を構成する班員として、女性は必ず配置され、結果として、災害対策本部に女性は多数いることとなります。

また、アンケート結果で美浜町の避難所マニュアルは、他の市町に比べて「いいえ」が多かった旨の御指摘がございました。ですが、先ほど申し上げたように、マニュアルには、文字として記載はしていませんけれども、現在既に実施済みの施策もたくさんございます。例えば女性専用物資につきましては、既に取り扱い店舗との協定により、物資の確保をしつつ、その内容についての助言等がいただけることとなっておりますし、また、さらに

は、女性職員の意見に基づき、来年度に購入する予定でございます。

また、授乳や着がえのスペース等の確保についても、女性用の更衣室、授乳室、おむつ取りかえ等多目的に利用できる室内用の簡易テントは、既に備えております。

これらを初めといたしまして、実際の対応状況をもとに前日のアンケートにお答えするのであれば、22の設問中20ないし21は「はい」、要するに整っているということになります。そうしますと、議員が御心配になられました女性に対する配慮というのは、他の市町と比べて遜色のないものになると考えております。

安全面で住民の皆様様に誤解を与えて、その結果、必要以上に不安感が生じないようにするために補足説明のお時間をいただきましたが、趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

また、これは、執行部からお願いですけれども、御質問いただく場合には、例えばアンケートを使う場合、こういったものを使うとお声をかけていただければ、今回のように皆様様に御迷惑をおかけすることもございませんので、その点につきましても御理解と御協力をよろしくようお願いいたします。私からの補足説明は終了いたします。

続きまして、厚生部長からございますので、よろしく申し上げます。

○厚生部長（西田林治君）

それでは、失礼いたします。

昨日の鈴木美代子議員の質問に対する答弁で、議員を初め住民の皆様様に誤解を与えてしまう心配がございますので、ここで補足説明をさせていただきます。

議員のおっしゃる特例入所制度についての周知方法についてでございますが、特例入所制度は、介護度1、2の判定を受けられた方に限定されていますので、介護度1、2の方は必ず介護支援専門員ケアマネジャーがかかわっております。そのケアマネジャーの方を通して全ての対象者に制度の周知ができているものと考えております。

また、ケアマネジャーの方を通したほうが制度の周知が必要な方に迅速かつ確実に伝わり、特例入所が必要な方にも確実に伝わることとなります。広報に掲載しますと介護度が1、2でない方も対象となるような誤解を与える心配もございます。よって、町長より答弁いたしましたとおり、広報に掲載する必要性はないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

失礼いたします。

○議長（野田増男君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

10番 横田全博議員の質問を許可します。横田全博議員、質問してください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

本日は、非常に寒い日でございますので、執行部の温かい答弁を期待しております。

少子高齢化の進展が進む中、本町は依然として地方交付税等に依存した経営を余儀なくされております。今後は、国・県の協力が今以上に得られることはなく、むしろ厳しさが増すものと予想されます。それゆえ、町独自の戦略的経営が求められ、町内の産業や経済活動全般に関与し、新たなにぎわいの空間づくりや地域づくり、雇用の受け皿である産業振興や新産業創出など町民や企業と連携して本町そのものを振興する責務も有しております。

そこで、本日の質問をさせていただきます。

1番目、6次産業化の進展と特産品開発の進捗状況はでございますが、今年度予算において、地域ブランド化推進事業交付金として400万円を計上しております。美浜町地域ブランド化推進協議会が主体となって、地域の食材を使った特産品の調査、研究及び開発を進め、全国に発信することにより地域活性化を図っております。

しかし、今までの実績は厳しいと言わざるを得ません。それは、生産者、加工者、行政中心で販売者、消費者の目線で商品づくりがなされてこなかったのではと思われまます。顧客のニーズがどこにあるのか、そのニーズにどう応えるのか、検討の上で上がった名産品の魅力をどのように伝え、どの販路で売り出すのかといったビジネスモデルが欠けているように思います。

このビジネスモデルの構築は、行政だけではできません。商工会を中心とした販売業者の皆さん、農協、漁業等の各団体、観光協会、日本福祉大学の協力も仰がねばならないかもしれません。まさしく地域一体となつての取り組みが欠かせません。消費者が望むものを欲しい時期に適正価格で提供すること、流通も含め消費者機能も必要でしょう。ただ、このビジネスモデルが成功すれば、地域経済の活性化につながると思っております。

以上の観点から、どのように取り組まれるのか御説明をお願いいたします。

2番目、ふるさと納税の進展はですが、美浜町のふるさと納税の特典は、米やえびせんべいなど各種名産品のほか、ビーチランドの入場券と御努力をさせていただいております。しかし、平成28年度の寄附金は799万円、一方、町税流出額は1,500万円、諸経費が400万円かかり、1,100万円の損失分となっております。納めていただくべき貴重な税金が他市町村へ納められております。

北海道中央部に人口5,000人ほどの小さなまち上士幌町があります。2008年よりふるさと納税に取り組みましたが、この年は1件、5万円でした。また、同年よりSNSをスタート、2010年からは、地域おこし隊によるホームページの作成などIT関係の充実を図ってきました。その努力が実を結び昨年度は10億円の寄附額となりました。町税が7億円のまちにとっては大きな収入増であり、その財源で認定こども園の10年無料化を実現いたしました。地域経済にとっても3億円の経済効果が生まれ、活性化に寄与しております。また、まちのイメージアップも図られ、定住促進も活発化し、本年は10月末までに9人の人口増となりました。

他市町村の成功例を見ても積極的なSNSの活用が大きな武器となっております。本町においても特産品の開発とともにそれをフォローするSNSの今以上の活用が必要ではないかと思いますが、今後ふるさと納税の寄附金アップにどのように取り組まれるのかお考えをお尋ねいたします。

3、SNSと映画等のエンターテインメントの活用による観光振興を図る考えはをお尋ねをします。

観光産業は、本町においては主要産業の大きな柱であり、まち・ひと・しごと創生プランにおいても地域の観光振興に取り組みますとあります。美浜町の情報発信としては、広報紙、ホームページのほかみはまデイズや観

光協会ホームページがありますが、観光協会のフォロワーが1,410でした。このように世の中の情報発信収集方法が変わってきている中、それに対応できていないのではないのでしょうか。

スマートフォンの世帯普及率が64.5%となっている現在、若い世代を中心にツイッターや写真の投稿を目的としたインスタグラムが情報の主流となってきました。インスタグラムは文字ではなく、ビジュアルによる発信ですから、言葉を超えてより魅力が伝わりやすい利点があります。

この情報は、国内だけでなく、またたく間に世界に発信されます。セントレアが近く、インバウンドにも目を向けるべき本町では、有力な情報ツールであることは間違いないと思います。

今、CBCで放映中の「陸王」で1万人のエキストラを集めたマラソンシーンがあります。そのシーンは行田市で撮影され、その経済効果は一カ月で1億5,000万円に上りました。

また、今、若者の間で聖地巡礼がブームになっております。「君の名は」で一躍脚光を浴びた飛騨古川では、巡礼客は昨年8月から本年3月まで6万3,000人を数え、今なおにぎわっております。

このように観光客の増加を図り、地域を活性化するために、美浜町の魅力を発信し、人を呼び込む手段としてSNSとエンターテインメントの活用は町内産業の活力に結びつくものと思っております。

また、本町では、防災メールを活用しておりますが、その他の情報にも拡大したらいかがでしょうか。まだ浸透していないごみ捨て日や子育て関連等町民の皆さんが欲しい情報を確実に伝達できるツールと思います。執行部の皆様はどのようにお考えでしょうか。

4番目、運動公園に公共施設管理運営（PPP）を導入して、フィットネス等の施設の充実を図り、町民の健康づくりに寄与する考え方はありませんかについて質問いたします。

国民医療費のうち医科診療医療費の約3分の1は、生活習慣病関連と言われております。この分野は、公的保険外の予防、健康管理サービスを積極的に導入することにより、医療費の削減につながると言われております。

三重県いなべ市の事例では、運動体験プログラムを実施した結果、年間で全体の約2.8%の医療費削減効果が見られました。

また、グレーゾーン解消により、健康寿命延伸産業分野で医師の指導、助言に基づく運動指導サービスが可能になり、リハビリメニューを加えることができるようになり、介護予防の効果が期待されております。

現在、運動公園整備事業に取り組まれております。35億2,000万円の事業費のうち19億5,000万円が町負担となっており、町民の皆様の中には、財政的にどうかなと危惧されている方も多くおられます。

少子高齢化を迎え、医療費の増大による財政の圧迫、少子化から将来担保力の低下が避けられず、財政規模の縮減、基礎的収支の均衡が求められております。そのため、公共サービス分野においても行政が人と金を負担する施設サービスの提供形態は、行き詰まりが予想されます。

その対応として、先進の自治体では、公民連携と言われるPPP、そのうち多くは民間活力導入と訳されるPFIを導入しております。PPPでは、質の高いサービスの提供を持続できる財政基盤や施設の複合的な利用による稼働率の向上と多様な収入源の模索、さらには、効率的施設運営によるサービスの向上と維持管理費用圧縮の両立が求められております。

これは、町民の皆様が懸念されております利用料収入で賄い切れない費用を誰がどのように負担するのか、さらに、その費用を行政が負担することに納税者である町民の大方の合意は得られるのかに対する一つの答えとなり得るものと思います。

日本再興戦略改訂2016では、単機能型のスポーツ施設ではなく、公共施設や商業施設などとの複合的な機能を組み合わせるなど、周辺のエリアマネジメントを含めた持続可能な交流施設としてのスポーツ施設、いわゆるス

マート・ベニューに取り組む地方公共団体に対する支援措置を検討するとあります。

広報みはま12月号に運動公園のコンセプトが発表されました。美浜町民、日本福祉大学生等関係者、陸上競技大会イベント参加者がスポーツと交流を通じて誰もが主役になれる場所とあります。誰もが主役になれる場所、さらに、そのコンセプトを実現するために、1番、ユニバーサルデザインに特化、2番、さまざまな交流を実現するための交流場所、集客の仕掛けづくり、3番、多様な主体を巻き込むため、民間、NPO、地域住民との連携による管理運営とその運営に配慮した設計とあり、まさしくスマート・ベニューの実現となります。

それでは、どのような仕掛けづくりを持つ施設とするのか、私は、カフェ等を併設したりハビリ機能も備えたフィットネスクラブはどうかと思っております。それも小規模で低価格のコンビニタイプの機能特化型施設、つまり事務とスタジオのみの施設なら低予算での設置が可能となります。

経済産業省の第3次産業活動指数のスポーツ施設提供業の推移を見てみますと、フィットネスクラブは、他の施設が低迷する中、平成15年度を100とした指数で129.5と高い伸びを指しております。これは、シニア層の健康志向に支えられた結果であり、高齢化が進行する本町に適した施設と思われれます。

スポーツを通して健康寿命延伸を図り、子育て世代から高齢者まで集う公園エリアの実現を期待して壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き私初め執行部、わかりやすい答弁に心がけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略への取り組みについての御質問の1点目、第6次産業化の推進について、特産品の商品開発の進捗状況はどうかについてでございますが、特産品の商品開発におきましては、平成28年度より地方創生交付金を活用し、アサリの天敵であるツメタガイ——通称ウンネですが——ツメタガイや生ノリを使ったつくだ煮セットを地域特産品として商品化いたしました。

また、平成28年8月には、美浜町の資源を活用した商品開発等の強化を図るため、美浜町地域ブランド化推進協議会を立ち上げ、町内で栽培されたカボチャを使った洋菓子の開発、特産品であるミカンを使ったゼリー等の試作を重ねるなど、民間との連携にも力を入れ、地域ブランドの推進を図っているところでございます。

まだまだ商品化には至っていないものもありますが、開発と研究を通じてかかわった生産者を初めとする関係者との人脈を大切に、今後も連携を図りながら、新たな商品開発に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、ふるさと納税はどのように進展しているかについてでございますが、本町のふるさと納税制度は、平成26年4月から始めました。制度当初の仕組みは、寄附者から役場にて受け付け、返礼品を発送する形式でございました。

一方、他の市町村では、インターネット活用が主流となり、本町も平成28年1月からインターネットを活用し、現在では、大手3社のインターネット運営会社を通じてワンストップでの手続となりました。また、クレジットカード決済が可能となるシステムを導入するとともに、返礼品を従前の21種類から76種類と大幅にふやしました。その結果、平成26年度では件数が78件、寄附額147万9,000円であったものが、本年11月末現在595件、832万円と

件数及び寄附金額が大幅にふえております。

この貴重な御寄附を本町の発展のための事業に使わせていただきたいと考えております。今後とも本町の魅力の詰まった特産品を全国の多くの方に周知し、ふるさと納税につなげていくよう努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、御質問の3点目、SNSと映画等のエンターテインメントの活用によって、観光振興を図る考えはあるかについてでございますが、現在、美浜町観光協会では、ホームページやフェイスブック、ツイッター、LINE等のSNSを既に活用し、泊まる、遊ぶ、食べる等本町の情報発信を行っております。

また、本町のシンボルである野間灯台を初め、町内の観光施設、自然豊かな田園風景、黒塚の町並みなどの素材を使ったプロモーションビデオ「恋する美浜」や「みはまデイズ」などを、役場1階ロビーやイベント等で機会あるごとに流しております。

さらに、ユーチューブにアップしたところ、アクセス数も上昇していると報告を受けており、着実に観光振興につながる手段であると考えております。

最近の本町でのロケ地情報としては、映画「世界でいちばん長い写真」が、知多半島でのロケによりクランクアップしたと聞いております。ちなみに、この映画にちなんだ360度回転パノラマカメラを用いて撮影した全長145メートルの写真は、「世界一長い写真」としてギネス記録に認定されたとのことでございます。また、ことしで7回目を迎える知多半島映画祭で上映されました「あのまちの夫婦」で、野間灯台がロケ地として採用されております。

このような状況を踏まえ、観光協会等と連携を図り、本町の魅力をさらに発掘・発信し、町の活性化と交流人口の増加及び観光振興につなげていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、御質問の4点目、運動公園に公共施設管理運営（PPP）を導入して、フィットネス等の施設の充実を図り、町民の健康づくりに寄与する考えはあるかについてでございますが、PPPはパブリック・プライベート・パートナーシップの略語で、公民連携のことです。

PPPの中には、民間の資金やノウハウを設計、施工、維持管理に活用するPFIや公設民営があり、また、本町でも実施している指定管理者制度も含まれているものでございます。

運動公園につきましては、完成後の維持管理や施設利用の面で、何らかの民間活力導入が必要と考えております。町民の皆様の健康づくりにつながるさまざまな事業展開がスムーズに行えるよう、いろいろな手法を検討してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

壇上での私からの説明は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

ありがとうございます。

順次再質問をさせていただきます。

ふるさと納税、町長の回答にもありましたけれども、ウンネのうま煮とか生ノリのつくだ煮の評判がいいというところでございますけれども、売れ行きはどうですか。

○産業振興課長（小島康資君）

ただいまの横田議員の質問にお答えさせていただきます。

現在ふるさとセットは、PR用を含めて300セットほどが出ております。また、単品での販売を希望する方が多いので、7月から美浜町の観光協会、つくだ煮街道、食と健康の館等で販売をさせていただきまして、PR用を含めて347個が出ている状況でございます。

以上です。

○10番（横田全博君）

一時原材料のウンネがとれなくなったということを知ったんですけども、その辺のウンネは大丈夫なんですか。

○産業振興課長（小島康資君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今現在、漁としては出ていないのが現状ですけども、冷凍等で今保管をさせていただいておりまして、それをもとに瓶詰め等の特産品の開発をさせていただいております。

以上です。

○10番（横田全博君）

今の回答の中でも販売場所というのが町内、結構限られているわけですね。名産品といえばそうなんですけれども、そのほかに販路を拡大するというような取り組みはされておりますか。

○産業振興課長（小島康資君）

今の販路拡大についてでございますが、美浜町としても、今後の拡大方法としましては、実は、今ふるさとセットということで3つの瓶、ウンネのうま煮、ウンネのオリーブ漬け、あとは生ノリの瓶詰めに販売させていただいているんですが、このセットを3セットではなくて、今現在2つのセットにかえまして、今セントレアで販売できるように事業展開をさせていただいております。

ちなみにこちらのほうの瓶詰めの2つのセットなんですけれども、知多信用金庫さんから今回ちょっと要望というか、相談がありまして、420セットを知多信用金庫さんに購入をさせていただいているのが現状です。

以上です。

○10番（横田全博君）

大変ありがたいことでございますけれども、そういう部分で、今、もうちょっと遅いかもしれませんが、お歳暮の時期でございますので、各企業の方にもう一度売り込みをかけられるような御努力はされますか。

○産業振興課長（小島康資君）

ほかの販売なんですけれども、実は12月2日、3日、東京国際フォーラムで開催されましたグルメイベント、「町イチ！村イチ！2017」というイベントがありまして、こちらにも美浜町の地域ブランド化推進協議会が出展をさせていただきました。こちらでウンネの販売をさせていただいたところ、大変好評で、とてもおいしいという評判を受けております。

こちらは、同時に開催されました商談会が実はありまして、大丸松坂屋さんを初め4つの業者と商談会をさせていただいて、かなりいい手応えがあったという報告を受けております。

以上です。

○10番（横田全博君）

大変心強い回答でうれしく思いますけれども、ただ、その場合、商談会のときにそれを売るだけでなく、次にどういうものが欲しいですかというような、百貨店とかそういうところは、非常にそういう情報を持っているので、ぜひそういうところでの情報収集をお願いいたします。

次、続けて、先ほど「あのまちの夫婦」の野間灯台のところ、町長から説明ありましたが、たしか野間灯台があの映画のポスターになっていると思うんですね。そういう点では、非常にうれしい限りなんですけれども、映画はそういう形でやっています。

今、非常にテレビなんかのパラエティーで、撮影が町内で結構流れているんです。今以上にそういうテレビのパラエティー番組や何かを呼び込むような施策というのは、対応というのか、そういうものはございますでしょうか。

○産業振興課長（小島康資君）

今、新たな手法ということなんですけれども、先ほど横田議員さんがおっしゃられました SNS の活用ですか、こちらも今後町及び観光協会等も含めて考えていかないといけないかなと思っております。

その中で、実は、美浜町観光協会の中で、15の無料の SNS サイトに登録しております。こちらでその中の一つ、日本自動車連盟の J A F ナビなんですけど、平成28年度におきまして、愛知県と岐阜県の地元一押しドライブコースとして、1万1,554アクセスを獲得して見事1位になっております。

また、若い世代を中心に写真や投稿を目的として、先ほど出ていましたインスタグラム、こちらも、やはり情報発信する上で欠かせないコンテンツだと考えております。

ことし話題となった言葉に贈られます新語・流行語大賞でも年間大賞に選ばれたインスタ映えですか、これは、スマートフォンなどで写真を見えよく撮影することや場所そのもののことですが、本町といたしましても、インスタ映えするような風景や食べ物といった若者受けするネタの情報を発信していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○10番（横田全博君）

本当に SNS の活用で世間に非常に美浜町というものをアピールしているということを知って安心いたしましたけれども、ただ、その情報が今度は、町内に出されていないというのも一つ問題じゃないかなと思っております。

SNS の活用、特に子育て世代ですとか、若い世代の皆さんにまちの情報を直にお伝えするというのが非常に有効な手段だと思いますので、例えば健診の日がいつで何時かとか、こういう子育てのものをしていますよというようなことも必要だと思います。

そういう SNS の使い方もあるかと思うんですけれども、その辺のやっぴいこうかなという考え方はありますか。

○企画部長（沼田治義君）

ただいまの横田議員の御質問でございますが、SNS を使った地域、住民の方々への周知といいましようか、そういったところ、私ども、今、企画でシティプロモーション事業というものも地方創生事業の中で取り組んでおります。

そうした中で、住民同士のネットワークが、まだまだ構築が不十分だという認識も持っておりますので、何とかそこら辺を、SNS を使った、どういう形でそういう、SNS はこういうもんだという部分の研修会だとか、セミナーだとか、こういったものを今後開催して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（横田全博君）

ぜひその部分を進めてください。それも企画が中心になってというよりも、各部が各部の情報をそれぞれ発信

するというようなネットワークがつくれればなと思っております。その辺どうですか。

○厚生部長（西田林治君）

先ほどのSNSを利用したということで、今現在検討に入っております。予算措置ができればいいという段階までいっております。今最終段階で、各幾つかのメーカーが健診だとか、子育て情報だとかという配信のための、スマートフォンを使った利用のものを持っておりますので、その研究をして、何とか予算化までこぎつけるだけの研究をしたいなと思って、今やっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（横田全博君）

ぜひ予算化、お願ひいたします、町長。

次にいきます。先ほどの町長の答弁の中で、運動公園、PFIを中心とした民間の活力を導入することもやぶさかではないというような回答のニュアンスだと思ったんですけども、これは、導入するのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまのPFI導入の件につきましてですけれども、先ほどの町長の答弁では、PPPの中の一つとしてPFIというものもありますよという御紹介をさせていただきました。

今現在、運動公園の整備につきましては、PFIの導入はしておりません。PFIですと、設計施工から民間にお任せするというので、今回の運動公園の整備につきましては、PFIの導入は現在いたしておりませんし、この後もしていく予定はありません。

ただ、議員言われるPPP、広い意味での公民連携につきましては、でき上がった後の維持管理、運営については必要だと思っておりますので、民間活力を生かしながら、より多くの住民の方もそうですし、本来のコンセプトであります町外から観光の方、運動公園を使っただけの方、どんどん美浜町に来ていただくということの目的の達成のために民間活力を使っただけの方、考えております。

以上です。

○10番（横田全博君）

PPPの代表的な手法がPFI、そのほかにも、町長の答弁にもありましたように、指定管理者制度とかコンセッションもありますね。そういう民間のノウハウ、技術、能力を活用するということは、今の活用していただきという国の指針でもあるわけです。

本当に今からの地方自治体は、やっぱり財政的な基盤がだんだんと今から弱くなっていきます。それを補完し、なおかつランニングコストをいかに削減して、それもなくなるようにするかということのあらわれだと思ひますけれども、そういうものを導入することによって、本当に建築費自体の削減も図れるようになりますし、同じ予算の中でもそれをほかの民間の手法を導入することによって、より大きく立派なものができるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の考え方はどうですか。

○建設部長（石川喜次君）

今議員のおっしゃるのは、PFIの話だと思ひますけれども、先ほど課長から答弁したとおり、設計から施工、維持管理まで民間の活力を活用するというものでございますけれども、今回、うちのこういう事業につきましては、収益的な施設ではございませんので、非常に民間を導入することが難しい、全体に。と考えておりまして、現在のところ町が設計施工を自営でやっておるという状況になっております。

先ほど申したとおり、その中で、今後、実は、今お話のあったとおり、国においても、ことしから民間活力を特に活用するというので、都市公園の中で喫茶店が設置できるように法の改正がございました。これが今議員のおっしゃる民間を活用、特に、今後活用するという国の方針だと思ひますけれども、そういうこともございま

すので、私ども、今後、いろんな施設ができます。その中の運営等につきまして、今後、例えばPFIを使って違う施設をつくるのか、そういうことも可能になるかと思っておりますので、その辺は、今後も進めてまいりたいと思っております。

○10番（横田全博君）

運動公園というのは、本当に厳しい財政の中で非常に大きなものを割いているわけです。35億円の金を使ってやるわけです。それをつくったことはいいんだけど、あとなかなか使っていただけるという部分も含めまして、あのあたりの、要するに奥田の駅前という大きな立地、利点がございますよね。それも生かしながらあの近郊のあの地域の、やっぱりにぎわいを生み出すんだと、そういう大きな使命もあると思います。

そういう点では、にぎわいを生み出すような装置をどういうふう構築するかということも、一方では必要だと思います。

例えば日本福祉大学がございいますものですから、その日本福祉大学も含めた大きなゾーンの中、もうちょっといけば、南知多ビーチランドもあります。本当に奥田地区、あの奥田の駅前地区をどういうふう再開発するかということも次の大きな目標の部分だと思います。

その辺を見つめながら、じゃ、その中の運動公園は、どういうふうにするんだということが必要だと思います。その辺、もう一度回答をお願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今御質問のありました奥田地域のにぎわいのための方策でございますけれども、当然、今回の運動公園自体が奥田地域のもともともありました駅周辺整備、平成4年から始まりました約50ヘクタールの、当時は住宅開発の計画でしたけれども、そちらがもととなって現在に至っております。

今、人口減少の時期を迎えまして、住宅整備から入っていくのはなかなか難しいということもございます。それで、大学もありますし、駅もあります。それを生かした形で今回運動公園をつくって、まずは起爆剤としてこの地域に人を集める、または、住民の方にも使っていただくというのがまずこれが始まりでございます。

今、議員言われるように、いろんな南知多ビーチランドさん、日本福祉大学さんを使ってどうだという話ですけども、美浜町にはもともとの総合公園体育館という資源もあります。また、海岸の資源もありますし、オレンジラインとか、そういった資源もありますので、対外的に発信しますのは、そういう運動公園だけではなく、運動公園、総合公園、旅館、自然のオレンジラインとか、そういったものをパッケージにしていろいろな活動に使っていただきたい。例えば合宿をするにしても、グラウンドだけで合宿するのではなく、トレーニングルームは体育館にあります、クロスカントリーをやろうと思えばオレンジラインに行けます、浜でもトレーニングができるのか、いろんな、先ほどお話にあった健康づくりにも、いろんな活用の仕方があると思っておりますので、町内にある資源をフル活用して、パッケージしてPRしていきたいと思っております。

○10番（横田全博君）

そのパッケージはわかります。ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、そのパッケージをどういうふう町民の皆さん、それと、町外の皆さんにお伝えするような形をとるんでしょうか。その辺の取り組みをちょっと説明願えますか。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

パッケージをどのようにやっていくかということだと思います。

現在、例えば合宿なんですけれども、商工ですとか観光、あと旅館の方々ですとか、そういった方々で協議会のようなものを一度つくってみたいなどは考えています。

例えばスポーツの募集をインターネットでした場合、スポーツをしていただいて利用料金が落ちます。宿泊していただく、あと観光していただく、お土産も買っていただくというような広い意味でパッケージ化した形の運用を考えています。来年度以降にそういった計画づくりも行おうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（横田全博君）

ぜひ、本当にあのゾーンのにぎわいを演出していただきたいし、構成していただきたいと思っております。

どうしても何もないまちというのが町民の多くの感想なんです。非常に寂しい感想なんです。ですから、本日、私がずっと質問した事柄は、本当に何にもないまちじゃないよ、たくさんこんないいこと、すばらしいところがありますよ、だから、もっと胸を張りましょう。それと、町外の人につきましても、こんないいところなんだから、遊びに来てくださいよ、こんなすばらしいところなんだから、本当に住んでみてくださいよ、そういうアピールもしたいなと思っております。

ぜひそういう部分で、まだまだ皆さん奥ゆかしいものですから、美浜町をアピールするということがなかなかできていないなと思っております。本当に胸を張っていいまちだということを声高に言っていただきたいなと思っております。

2分残しましたけれども、質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、1番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔1番 森川元晴君 登席〕

○1番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

昨日も2名の議員より防災対策、また、避難体制について質疑等がありました。私も同じような内容等になると思いますが、住民の皆様にも周知をするという思いで質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長の許可をいただきましたので、通告文を読ませていただきます。

1、風水害対策について。

10月にフィリピンカロリン諸島で発生した台風21号は、衆議院選挙投票日を控える中、日本列島への上陸は免れましたが、超大型台風が発達し各地に甚大な被害をもたらしました。美浜町も初めて土砂災害警戒情報が発令され、避難勧告も出されました。

今議会にも復旧、復興にかかわる莫大な金額の専決補正予算が上程されていますが、改めて自然災害の中でも、地震・津波などの災害に比べ予測・事前対策・対応が可能と思われる風水害について、町の対策・対応等について質問をさせていただきます。

1、大雨、洪水、高潮等災害の危険が予測される時点での事前対策、対応はどのようになっていますか。

2、避難指示、避難勧告等発令時の緊急対応、体制は確立されていますか。

先ほどの質問との違いは、要するに危険が予測される、要するに2日前とか、3日前とか、2番目は、その発令時と受けとめていただきたいと思っております。

大きな2点目ではありますが、浸水・冠水対策についてお伺いいたします。

美浜町地域防災計画に基づいて質問しますと、大変範囲が広いので要点を絞り確認のために以下質問をさせていただきます。

1、雨水出水浸水想定区域は把握していますか。

2、今回の台風21号での浸水・冠水した場所は11カ所と説明がありましたが、その箇所ですべて事前に危険の可能性があると思われる箇所は何カ所でしたか。

3、美浜町の雨水排水処理設備、排水路・側溝等は万全に機能していると思われませんか、また、一時的な浸水・冠水は仕方ないと考えますか。

4、町道、県道等幹線道路での浸水・冠水に伴う事故が発生した場合の町の対応はどのようになっていますか。

大きな3番目です。都市計画税の使い方を含めた既成市街地整備事業についてお伺いいたします。

運動公園整備事業の必要性は認めるところでありますが、総合公園整備とあわせて多額の都市計画税が充当されることにより、市街地再編整備事業を初めとする他の都市計画事業の実施に支障を来すのではないかと心配をしています。

現在実施している既成市街地整備事業を含む都市計画事業の実施状況、今後の具体的な計画及び財政計画についてどのようになっているかお伺いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、森川元晴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、風水害対策についての御質問の1点目、大雨、洪水、高潮等災害の危険が予測された時点での事前対策・対応はどうなっているかと、御質問の2点目、避難指示、避難勧告等発令時の緊急対応・体制は確立されているかについては、関連がございますのであわせてお答えをさせていただきます。

本町内に災害が発生するおそれがあると認められるときは、美浜町災害対策実施要綱に基づき、美浜町災害対策本部を設置いたします。具体的に申し上げますと、大雨、暴風、洪水、高潮及び津波に関する警報が発表されると災害対策本部が設置され、その本部員会議におきまして非常配備体制の決定等を行います。

非常配備には、7名1班の第1非常配備、職員の半数が対象の第2非常配備、全職員が対象の第3非常配備があり、本部員会議において現状並びに予想データをもとに対策等を決定した上で配備いたします。また、避難所の開設につきましても同様に本部員会議にて協議決定いたします。

避難指示等の発令基準等については、美浜町防災計画に規定されておりますし、また、避難が必要となる場合に備えて毎年役場職員のみならず学校の先生方とも合同で防災訓練や避難所運営訓練を行っており、緊急対応の体制は確立されておるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、浸水・冠水対策についての御質問の1点目、雨水出水浸水想定区域は把握しているかについてでございますが、雨水出水浸水想定区域とは、公共下水道等において大雨などにより相当な被害が発生するおそれがあるものとして指定された排水施設で、雨水が排除できなくなり、浸水が想定される区域を指定したものであります。現在、本町では指定した排水施設等がありませんので、雨水出水浸水想定区域の指定はございません。

次に、御質問の2点目、今回の台風21号で浸水・冠水した場所は11カ所と説明があつたが、その箇所ですべて事前に

危険の可能性があると思われた箇所は何カ所かについてでございますが、台風21号の被害として町内11カ所で一時的な冠水が発生し、県道2路線で通行どめが行われました。

豪雨などによる浸水・冠水の危険性につきましては、降り始めからの雨量、時間降雨量など雨の降り方や地形、排水施設等により道路の冠水状況が変化するため、事前に危険性の判断は難しいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、御質問の3点目、美浜町の雨水排水処理設備・排水路等は万全に機能していると思われるか、また、一時的な浸水・冠水は仕方ないと考えるかについてでございますが、本町の河川改修事業では、5年に一度の確率で、時間当たり53.9ミリの雨量があった場合の値を用いて設計を行っております。

河川改修事業の実施後では、台風や集中豪雨による河川等の氾濫による家屋の床上・床下浸水の被害報告等はありませんので、河川等の排水能力は確保されているものと思われま。

また、短期間に狭い地域に大量の雨が降るゲリラ豪雨などでは、雨水が道路側溝や排水路に一気に流れ込み、下流への排水能力以上の雨水が集まり、排水し切れず道路が冠水してしまうことがあります。豪雨が治まれば下流への排水能力が回復し冠水が解消されることから、冠水は一時的な現象であると考えております。

次に、御質問の4点目、町道、県道等幹線道路での浸水・冠水に伴う事故が発生した場合の町の対応はどのようにしているかについてでございますが、道路の設置・管理等による事故が発生した場合、事故の状況を検証し、原因究明・再発防止に取り組んでおります。

また、事故に際し、道路管理等に瑕疵が認められる場合には、適切に対応いたしますが、車等を運転される方におきましても、安易に冠水道路に侵入しないよう御注意いただければ幸いかと考えております。

次に、都市計画税の使い方を含めた既成市街地整備事業についての御質問でございますが、現在実施しております都市計画事業は、運動公園整備及び総合公園拡張の都市公園事業のみでございます。

これまでも申し上げておりますように、現在の都市計画税を例にとりますと1億9,000万円のうち1億円を公園事業の事業費及び借入金の返済に充ててまいりますが、残りの9,000万円については、今後、都市計画税を充てるべき事業に使っていきたくと考えております。

さて、既成市街地整備事業は、既成市街地における課題の対策として行う事業で、次のような目的を持っております。

1つには、防災・減災の面で、避難経路や避難空間の確保などがございます。

2つ目に、防犯・環境の面で、空家の老朽化による倒壊や火災の防止、公園・広場の確保などがございます。

3つ目は、地域の活性化の面で、生活道路の拡幅や空家の利活用による転出人口減少への対応や定住人口の確保などがございます。

昨年度の業務で検討した路線を該当する区に今年度お示しをいたしまして意見を伺いました。その中から要望のあった2地区について、基本計画の策定業務を行っているところでございます。

まずは、地域の広範囲を整備する面的整備ではなく、防災面と生活面から路線整備を行うもので、地元と調整しながら計画を立てたいと考えております。

財源といたしましては、狭あい道路整備促進事業、空家再生等推進事業、住宅・建築物耐震改修等事業の補助メニューを有効に活用したいと考えております。

ほかの地区につきましても事業可能な路線が選定できれば、順次計画立案から着手していく考えでおりますので、よろしく願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（森川元晴君）

じゃ、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目ではありますが、日ごろより防災意識が高く、町の発行しているハザードマップ等を把握している方、また、日ごろより地域のコミュニティに参加されている方は、事前の避難行動がとれると思いますが、正直言いますと、大方の住民の方は、実際、事前にどのような行動をとるか、また、自分の住む地区が避難区域なのかすらわからないのが実情ではないかと思っております。

また、お年寄り世帯や要支援者の方は、避難行動をとることさえ困難であると考えますが、そこで、改めてそのような住民の方に対しまして、町の対応をお聞きします。

先ほどの答弁で、ちょっと抜けているなと思ったのが、壇上で言わせてもらった2日前ぐらいに予測できるというところが何かちょっと答弁が足らなかったような気がするので、その辺も踏まえてお答えをお願いいたします。

○防災安全課長（石濱克彦君）

森川議員の御質問にお答えさせていただきます。

2日前に予測できるということも含めての御質問だったと思います。

台風等の進路につきましては、気象庁の予想進路等は私どもも防災安全課で把握できますので、雨雲、雨量等事前に把握することがほぼ予想されます。

今回の台風におきましても、愛知県に直撃するという方向ではなく、静岡に行くという予想が幾分早く出ておりましたので、それを含めましていろいろな対応を行ったところでございます。

それで、先ほどの御質問の中で、お年寄りや要支援者の方の避難行動をとることの御質問だったと思いますが、けれども、要支援者もしくはお年寄り等の方につきましては、昨年発足しました自主防災組織連絡協議会を通じましていただいま検討しているところでございます。

今の検討内容の例を申しますと、各回覧板を回す組長さんがおられるかと思っておりますけれども、その組長さん等を通じまして順にふだんから声かけをしていただく関係をつくっていただきまして、その災害時には、要支援者の方のところへ寄っていただく等お願いをできる範囲内でお願いをしていただけたらと思っております。

また、要支援者、お年寄り等は、福祉部局との連携も必要だと私ども感じておりますので、そちらも含めまして今、いろいろな対応を考えておるところでございます。よろしくをお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

今の答弁で、予測された時点での対応がいろいろな対応を行ったというような答弁がありました。ちょっと具体的にその内容を教えていただけますか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

昨日の町長の答弁でもございましたとおり、夕方に早目の避難所開設を2カ所行っておる。あとそれに伴いまして、防災行政無線等で鳴らしておったり、町内の見回りを行っておるを含めたところでございます。よろしくをお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

二、三日と聞いたんですけれども、いいです。

今回の台風21号接近時に避難勧告が発令されました。住民の皆様の対応、行動に対しまして、どのように感じましたか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

住民の皆様のどのように感じたかという御質問だったかと思います。

私ども、今回の台風等の中におきまして、順次詰めておるわけですがけれども、避難所の設営等に関しまして、近いところというような御質問もいただいておりますけれども、今後におきましても、そのような状況をよく把握しまして、できることはいろいろな意味で多くの事前対応を心がけていきたいと、そのように感じたところでございます。よろしく申し上げます。

○1番（森川元晴君）

それでは、避難指示、避難周知、また、避難所開設等行政側の対応は万全であると思えますか。教訓、反省点等がありますか。

○防災安全課長（石濱克彦君）

避難指示等が万全であったかという御質問だったかと思います。

先ほども言いましたけれども、今回、割合早い時点での避難所開設を行っております。先ほど、私申しましたように、台風の進路等、雨雲等の予想はそれるという予想だったんですけれども、深夜になりまして、避難指示情報が出たのは非常に、今回初めてだったものですから、非常に驚いております。

それは、最初、南知多町のほうが出まして、その次に、たしか常滑市が出ました。それで、美浜町が飛んで出たという状況もありまして、その中で来るだろうという予想はしておったところです。深夜になりましたけれども、6地区を開設したところでございますけれども、それにつきましても、先日町長が答弁申し上げたとおり、突然というか、今回特殊なケースであったのではなかろうかと思っております。

今後におきましても、早目早目の対応に心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○総務部長（本多孝行君）

先ほどの二、三日前ということもございましたので、あわせて補足になりますが、まず、二、三日前に予測される場合につきましても、ある意味では、こういうコースで台風が来るよと。そうすると、じゃ、二、三日後にはこのあたりに来ますというのがまず大事になります。そのときの予測の勢力、台風の方向、そういったものも含めて、仮に直撃コースだったという場合になれば、当然のことながら、今回の台風よりも早く影響が出ると。であれば、いつも申し上げておりますように、勢力、そういったものを考えると避難所を全箇所配置するだとか、そういったことが出てまいります。

ですが、今回でも二、三日前から担当は常に情報を見ておりまして、勢力、コース、そういったものを考えて接近するまではあえて全避難所を開設するとか、そういったことはしておりません。ですので、どんなときでも今の時代でございますので、情報は早目にわかります。そのために、そのときの危険性、そういったものを総合的に判断して早く施設的なものをオープンする場合はしてまいりますし、今回のように海岸に来るような場合については、やらなかった。そういったようなことをやってまいりますので、二、三日前にわかったときであっても、ちょっとうまいことお伝えできないので申しわけないんですけれども、情報を適切に判断した上で、必要に応じて準備は進めてまいりたいと考えております。

また、住民の皆さんの今回の反応はどうかということですがけれども、その後の反省点と重なるかもしれませんが、課長が申し上げたように、今回、土砂災害の初めての情報が出ました。正直な話、これ初めてですの

で、私どももびっくりしたというのが正直でございます。

ただ、美浜町の場合につきましては、台風がまいりますと、雨よりも風の心配が正直言って強いかと思っております。河川の氾濫ということも、決壊というものはございませんので、そういった意味では、風に対する対応というのは、結構早目に考えることはしておりましたけれども、今回の雨のほう、土砂災害警戒情報ですか、こういったものは私ども初めてです。多分住民の方々もこんなの初めて出たものですから、かなり不安になったかと思っております。

ですので、まず、住民の方々もどうしたらいいんだということは、不安になられたということは思っております。それが一つの反応だったとも思っております。

そして、深夜遅くなってからの避難所開設に対しても、やっぱりこんなに遅くなってというお声もいただいておりますけれども、このお声、反応に対しまして、私どもが考えたいのは、避難所へ避難するだけが避難ではないと、避難することが危険を生じさせるということも、やはりある面では言えます。

そうしますと、御自宅の中で、例えば1階よりも2階と、そういったことも避難になります。そういったことの情報も全て含めて事前に皆様に周知して、やはり私どもが町内2万3,000人の住民の方全ての方に、あなたはこうしてください、こうしてくださいと言えるものも、これは現実には無理です。

ということは、まず情報、それから知識、そういったものを得ていただいた上で、適切な判断をしていただくことの広報等はしてまいりたいと思っております。その上で、今回の土砂災害警戒情報等を見て、私どもも避難所の開設、準備というものは進めるべきところは進めるということは必要だと思っております。その点は反省点だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（森川元晴君）

何が言いたかったかということ、先ほども聞きましたけれども、なぜ事前というか、2日前、予測ができる、そういう災害に対して、先ほども言いましたお年寄り世帯とか、要支援者等、やはり避難すること自体が困難であるという方も見えると思います。一般の方も含めてですけれども、やはり早い周知が必要だと感じておりますので、そういう意味での2日前という質問をさせていただいたというわけでございます。

この件に関しては、昨日も荒井議員が聞かれていますし、予測可能な災害に対して、事前の対策、対応ができれば、地震等突然襲いかかってくる災害等には対応できないのではないかなと感じていますし、今、避難ということが大切だというのは、こんなことを言っているのかわかりませんが、今、いつ空からいろいろなものが降ってくるようなアジア情勢でもあります。本当に行政主導で、やはりこういう避難指示、避難周知というものは今後大切だと感じておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の美浜町地域防災計画に基づいてちょっとお伺いいたします。

先ほども答弁がありました。雨水出水浸水想定区域というのが美浜町にはないという答弁でございました。今回、11カ所の浸水・冠水した箇所があるという説明がありました中で、その11カ所というものはどのような状況であったのかということをお聞きいたします。

○建設課長（鈴木 学君）

それでは、11カ所の浸水・冠水状況でございますが、まず、ここで、言葉でございますけれども、浸水と冠水という言葉の使い方が、我々の場合ですと、浸水につきましては家屋、冠水につきましては田畑・道路、こういう形で使い分けがされておるものですから、この辺を踏まえて御説明をさせていただきます。

今回、11カ所の冠水があったという旨で報告がございました。実際、このものにつきましては、災害対策本部に入ってきておる情報で私のほうは周知してございます。

これにつきましては、町内の県道、町道、至る部分での冠水ということで聞いておりますが、そのうち2カ所につきましては——これは県道でございますけれども——車の通行が一時的にできないほどの冠水状況だった、水がかなり水深があったということを知っております。2カ所について一時的に通行止めをしたと、あと、ほか9カ所につきましては、これは全て道路の冠水でございます、通行等、これについては、通行止めをしたとは聞いてございませんので、よろしく願いいたします。

○1番（森川元晴君）

2カ所ということで、11カ所中通行止めしたのが2カ所だということでありました。

私、北方地区に住んでおりますので、ちょっとお伺いしたいことがあります、まず、台風接近時のときの冠水した地域でございますが、皆さんも御存じのとおり、北方の東側に当たります、店の名前を言っているのかな、スギ薬局の前、あそこは地盤がとても低いところであって、北方、排水ポンプも設置していただいている場所があります。

でも、正直なことを言いますと、一番雨量が多かった時期には、地域の人のお話を聞きますと、やはり一時的にも50センチぐらい水がたまったというお話も聞いております。

それと、もう一つ、今度北方の西側に当たります、これは、北方の山鼻地区というのか、ちょうど美浜クリニックがあって、えびせんべいの里に行く路線であります、あそこの地域におかれましては、カーブ部分が多い。また、カーブ部分に関して非常に地盤が低いということで、どうしても水がたまりやすいという地域だと思っております。

これは、今回の台風21号に限らず過去にもやはり冠水している場所で、我々地域としては把握している場所がありました。

特にこの2カ所というのは、主要な北方区にとりましてもそうですし、美浜町にとっても主要な幹線道路だと思っております。東側の道に関しては、やはり南進で抜ける交通量のとても多い道であり、西側に関しては、知多半島道路、美浜インター、美浜の玄関口です。また、総合体育館、総合公園に向かう道でもあります。大変重要な道であると思っております、そのときの状況はどのような状況であったと把握していますか。

○建設課長（鈴木 学君）

北方山鼻地区の冠水のことだと思います。

先ほども言いましたように、災害対策本部への連絡で御回答をする形になるかと思いますが、雨が降り、車の通行に支障が出てきて、1台車がとまってしまったということから、警察で通行止めにしたと伺っております。

以上です。

○1番（森川元晴君）

ちょっと率直に聞きますけれども、そのような危険場所、今後どのような対策等を考えておられますか。

○建設課長（鈴木 学君）

今後の対策はどのようにということでございますが、雨が降るたびに冠水をするという部分でもございません。今回の場合、かなり多くの雨が降ったということから、一時的なる冠水と考えております。

また、冠水と言いましても、浸水深度によりまして、まだまだ車が通れるということもございまして。ただ、現状の確認をその後私もさせていただいております。近くには圃場整備で整備されました排水路もかなり大きなものが整備されております。にもかかわらず今回のような冠水が起きたということは、何らかの形での要因が考えられると思っております。

道路を管理します愛知県にも、今回このような事案が発生したところについては、既に報告はしてございます

が、対応につきましては、現状を精査した上の中で、既存の水路の状況の確認等々を含めた中で対応していきたいと考えております。

○1番（森川元晴君）

ぜひその危険箇所、結構、指定区域はないということではありますが、やはり事故が起きてからでは遅過ぎますので、水路等の整備等は大変お金もかかるし、時間もかかることだと理解していますので、せめて危険を示すような標識や、回転灯とか、そういうものを設置していただいて、やっぱり危険の周知をしていただきたいなということを考えておりますので、その点もよろしく願いいたします。

それでは、次にいきます。

3番目の既成市街地のことであります。また都市計画税ということに今回こだわっていますが、一般財源も本来でいけば、同じ税金でありますので、含めておりますので、よろしく願いいたします。

まず、前回の答弁の続きになると思いますが、確認のためお伺いいたします。

まず、公園整備事業費を抜いた総合公園、運動公園、35億円と言われていますが、それを抜いた今年度の都市計画税に係る事業費というのは、先ほどの町長の答弁ではありましたが、都市計画税を充当するのは、この公園整備事業だけだということですので、本来でいけば、ほかにないのかということがお聞きしたかったんですけども、今後、どのような計画を持たれているかお答えを願います。

○建設部長（石川喜次君）

それでは、再度確認の意味でお話しさせていただきます。

まず、都市計画税が使える事業、これは、都市計画法に基づく都市計画事業及び区画整理法に基づく土地区画整理事業及びそれに係るお金の借り入れの返済金です。

よく一般的に都市計画事業と言われるものがどういうものかと申しますと、公園も道路もいろいろな施設がございます。しかしながら、現在進めておるのは、今まで過去においても、うちが進めてきたのは土地区画整理事業、あと都市下水路事業、あと都市公園事業でございます。

ですので、現在のところ、公園事業しかやってございませんので、先ほど町長から公園事業に充当すると、ほかには充当しないというお話をしております。

今後、都市計画事業がどうなっておるかということがございます。

まずは、都市計画決定されている都市下水路の未整備の地区が2カ所ございます。これは、地域の状況にあわせてまた今後整備することになるかと思えます。また、今後、既成市街地の整備についても、道路をつくるに当たりまして、新たに、例えば空家等があれば、それを取り壊して空き地ができるわけです。それが地区にとって、例えば一時的な避難場所にしたいとか、公園とするというお話が出てくれば、それを都市公園事業として購入するときの費用に充てることができます。

ただ、道路については、都市計画事業でございませんので、そのような事業には充当できませんので、今後におきましては、現在におきましては、今進めている公園事業と今後進める既成市街地整備事業の一部に充当する予定をしております。

○1番（森川元晴君）

では、ちょっと細かくお聞きしますが、今説明があった公園整備事業の中の35億円とも言われておりますが、その中で、要するに都市計画税が充当できる工事内容なのか、範囲なのか、それはどの部分に当たるんですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

都市計画税の充当ができる施設ということでございますが、今、部長申し上げましたように、今回やっております運動公園事業、総合公園事業、都市計画事業で都市計画決定されております事業ですので、公園事業として行うものにつきましては、基本的には全て対象となります。ですので、運動公園の現在進めております用地の購入費、今後行います造成、上物の整備、公園に係るものについては全て対象となりますし、都市計画税と、あと国から借り入れする起債の返済につきましても都市計画税の対象となります。

以上です。

○1番（森川元晴君）

今言われた内容が基本的に35億円と言われる内容であるというふうに、運動公園整備に関しては、正確なことを言うと、28億円ぐらいの予定をされているということでありますので、今言われた内容に充当できるという理解でよろしいでしょうか。

ということで、結局何が言いたいかと言いますと、この事業、トータル的に陸上競技場をつくりますよね。公園もつくりますよね。また、自分が一番大切だと思っている、要するに僕は基本的に開発事業だと思っていますので、道路、河川の整備というのが一番重要であると踏んでおります。

やはり、先ほどの横田議員が言われた、やはりにぎわいのあるまちづくりをしていく、どちらかという、正直なことを言うと、陸上競技場よりもやはりそういうことを重点に思っていたきたいなということが僕の正直な気持ちであります。トータルしてこの事業というのは、維持管理はつくってからの話ですので、維持管理を抜いて、この事業費というのは幾らかかるんですか。要するに河川、道路も含めて。

○建設部長（石川喜次君）

議員のおっしゃるとおり、運動公園につきましては、現在のところ、現時点では28億円ということで、算出予定しております。

そのほか、まず河川につきましては、これは、県が管理する河川でございますので、町が施工することはできませんので、事業費は算出してございません。

あと、道路及び、実は水道もこの事業とあわせて整備をいたします。2つあわせると、まだこれから、実は、道路につきましては今年度実施設計をつくっております。水道管の申請につきましては、来年度実施設計をつくりますので、詳細な事業費はわかっておりませんが、今の時点で申しますと4億6,000万円ほど必要かと思っております。

合わせて32億6,000万円ほどになるかと思っております。

以上でございます。

○1番（森川元晴君）

そうですね。現実それぐらいかかると思っております。ただ、この間も町政懇談会等も執行部が出向いてお話もされていますが、多くの住民の方が、やはりそれだけの事業費が今からかかっていくんだということは、なかなか理解している人は少ないのではないかなと思っておりますので、やはりそういうことの細かいことも含めて今後住民の方に周知していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

前回も言いましたが、誤解のないようお願いいたします。

私自身、この公園整備事業、奥田駅前開発事業は、美浜町にとりましても、また、奥田地区にとりましても大変重要で、大切な事業である、将来の美浜町を左右する事業であると思っております。

ただ、現実的に、先ほども言いましたけれども、都市計画税を納められておる人、また、若い世代の人たちがどの程度理解、この事業を理解しているかというのは、大変心配でもありますし、10年か15年の借金をするわけ

でございますので、やはり、先ほども言いました、特に若い人たちの世代の人には理解をして、知っていただいて、事業を進めていただきたいなということを感じておりますが、その点に関しまして、最後になります、町長の考え、思いがあれば一言お願いいたします。

○町長（神谷信行君）

ただいまの森川議員さんのお話でございますけれども、確かに若い方たちに理解をしていただくということも大変大切なことと思っております。

ただ、これは、逆に若い方たちにまた今から世代も使っていただく大切な施設だと思っておりますので、その辺もよくPRしながらも進めてまいりたいと思っております。

ただ、今、やはりこの事業費のことだけを捉えますと、大変大きな事業費がかかり、また、そうした中で進めさせていただくわけでございますけれども、何と言いましても、先ほど一番のコンセプト自体は、地域のにぎわい、そして、今、こういった人口減少、少子高齢化の中で若い方たちの定住人口をふやし、そして、また、若い方たちを外からも呼び寄せ、そして、地域の経済の産業を活性化させようというのが本来の狙いでございます。そうした中で、この運動公園、これ自体がそういったものに寄与するための私は施設だと考えております。

またこの施設によって、スポーツのまち、そして、もう一つは、スポーツを通し健康のまちだという健康づくり、そういったものも今からお年寄りの皆様方も非常に多くふえてきます。そういった中でも医療費がかなり大きくなっていく見通しが出てきております。

そうした中でも、全てグラウンドだけではありませんので、中にそういったお年寄りの皆様方が施設を利用していただけるような、そういったものも当然今回の中では計画させていただいておりますし、その中でお年寄りの皆様方が多く利用していただいて、そして、健康づくりに寄与していただければと、それによって、また医療に係る時期が少しでも短くなり、そういった保険関係においてもこれに寄与することができればと考えておりますので、それと、また時期的な問題としましても、よく今言われますのは、今なのかということと言われますが、私も今の人口減少、少子高齢化の中で、そして、また、今何とか財源的にも、10年、15年先にはこういった税収も減少していく、また、この10年、15年先には、今の人口よりもまたさらに減少していくという、こういった傾向が見られます。

それを時期として、今、やはり食いとめていかななくては、これが進んでからでは、もうこういった事業もこれから到底私はできないであろうと思っております。また、大学側もそうした中で、今、スポーツのまちとしてスポーツ科学部もでき、そうした中でも民間の力を活用する最もいいタイミングの時期ではないかなとも思っておりますし、もう一つは、地方創生で若い方たちの定住促進等々、今PRし、また、事業も取り組んでおります。

これらを全て絡み合わせた中で、やはり今の時期が一番、何でもタイミングがございますが、今の時期が一番最高ではないかなと思っております。

また、議員が御心配される他の事業につきましても、今の中ではこういった既存の住宅地の整備、そして、また、美浜の里構想、こういったものも事業の進捗に合わせながら、また、事業費も見合わせながら、今現在も進めていっております。

そして、また、住民の皆様方、直に生活に必要な場面、買い物弱者の関係、そして、老人世帯のこういったごみ出しの問題、また、それぞれの医療の関係、そういったものも現実的に現在既に終わっておるものもありますし、今現在他の関係者の皆様方と協議をしておる問題もございます。

そういったものも順次、全て合わせて進めておりますので、また、そうした中でも、議員の皆様方にも御理解、御協力を賜りたいと思っております。

また、住民の皆様方にも御理解をいただきながら、皆様方の笑顔があふれる、そういった、また、将来を展望できる、未来を見据えることができるような、そういったまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

〔1番 森川元晴君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩したいと思います。再開を11時10分といたします。

〔午前10時50分 休憩〕

〔午前11時10分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 江元梅彦議員の質問を許可します。江元梅彦議員、質問してください。

〔6番 江元梅彦君 登席〕

○6番（江元梅彦君）

6番 江元梅彦でございます。

事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って質問いたします。

初めに、美浜町の特性を生かした事業展開についてでございます。

地価の下落、空家、遊休農地の増大、いずれも本町が抱える課題であります。

しかし、これらの課題は、新たに農業を志す若者の目から見れば、とても魅力的なまちと言えるのではないのでしょうか。若い夫婦が美浜町で空家と遊休農地を利用して子育てをしてもらえれば、本町の抱える空家、遊休農地、少子化の問題を同時に解決することが期待できます。

また、現在、本町の情報発信は、広報、ホームページは秘書広報課、みはまデイズの発行は企画政策課、観光・ツーリズムは産業振興課と多部局にわたっております。

全国の先進市町では、まちの魅力を発信する担当を設置している例がございます。例えば、尼崎市では、都市魅力創造発信課においてシティプロモーション推進の企画・立案、都市魅力の創造、観光、地域の文化、まちの見どころやイベント情報などの収集・提供及び発信、文化振興に係る施策の企画・調整、文化活動の奨励、都市提携、その他外国との交流推進及び友好親善などを総合的に担当しています。

これらを踏まえて、以下2点質問をいたします。

1点目に、新規就農を目指す、特に若い夫婦に向けた家屋、農地の借り入れ、もしくは取得に対し、本町独自の助成制度、農協と一体となった営農指導といった事業を実施する考えはありませんか。

2点目に、秘書広報課、企画政策課、産業振興課にまたがる現在の体制を見直し一本化することにより、積極的に本町の魅力を発信する考えはございませんか。

次に、2項目めの町政懇談会における意見・要望についてでございます。

町内6小学校区で実施をされました町政懇談会について、町民から寄せられた御意見、御要望はどのようなものがあり、今後どのように対応していく予定であるのか、お聞かせください。

平成29年12月議会最後の質問者です。気合いの入った御答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、江元梅彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町の特性を生かした事業展開についての御質問の1点目、新規就農を志す、特に若い夫婦に向けた家屋・農地の借り入れ、もしくは取得に対し、町独自の助成制度、農協と一体となった営農指導といった事業を実施する考えはあるかについてでございますが、家屋の借り入れ・取得につきましては、空家情報バンク制度がありますので、活用していただきたいと考えております。

また、農地の借り入れ・取得についてでございますが、まず農地の現状を申し上げますと、平成27年度に農業委員による本町の農地の状況調査を実施いたしましたところ、多くの遊休農地があることが判明し、今後は今以上にふえていくことが予想されております。本町のみならず全国的に深刻な問題となっているのが現状であります。

このような状況の中、この問題を解決するための施策として、国が提唱している、農業を始めたい方を対象とした農業次世代人材投資事業を、本町も進めているところであります。

この農業次世代人材投資事業は、経営・栽培技術、営農資金の確保、農地の確保のそれぞれの立場から給付対象者に対し、農協とも一体となったチームで定期的に新規就農者の営農状況の把握・指導を行い、徹底的にサポートするものでございます。

本町といたしましても、国が展開するこの事業を最大限活用し、一人でも多くの若者が本町に定住し就農できるよう努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、秘書広報課、企画政策課、産業振興課にまたがる現在の体制を見直し一本化することにより、積極的に町の魅力を発信する考えはあるかについてでございますが、本町の規模や職員数では新たな部署をつくることは難しく、今のところ考えてはおりません。

しかし、町の魅力を発信するシティプロモーションについて、私も一本化する必要性を強く感じており、現在、横断的なプロジェクトチームを設置し、広報、観光、農漁業、子育て、空家などの情報の共有化に努めているところでございます。今後においても、この横断的な連携を充実させ、本町の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、町政懇談会における意見・要望についての御質問でございますが、この町政懇談会は、私と町民の皆様が直接対話を行い、それぞれの御要望や御意見をお聞きするとともに、町政に関する情報を提供することを通して、町民の皆様の御理解と御協力をいただくため、町内6小学校区ごとに開催したものでございます。

今回の町政懇談会では、合計276名の町民の皆様に御参加いただき、町政に対する多岐多様な御意見や御要望を多数お聞きすることができました。

なお、開催に当たりまして、区長さんを初め区会の役員の方々にはいろいろと御協力をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御意見・御要望の内容につきましては、行財政運営関係が3件、防災・交通関係が9件、福祉・保健・医療関係が3件、産業・観光関係が3件、建設関係が11件、教育・文化関係が2件の合計で37件ございました。

町民の皆様からお寄せいただきました御意見・御要望につきましては、しっかりと検討させていただき、対応してまいりたいと考えております。

また、町民の皆さんへの周知につきましては、「広報みはま 2月号」並びにホームページで内容等の掲載を予定いたしております。

今後とも、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指して、町民の皆さんとともにまちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。江元議員。

○6番（江元梅彦君）

1点目の御答弁でございます。家屋の借り入れ・取得については、空家情報バンク制度があって、それを活用していただきたいということでございました。

これまでに何組の御夫婦、また若者が利用され、定着をされたのか、お知らせください。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

空家バンクの利用状況でございますが、件数は、今、把握しておりますが、ちょっと若者世帯であるとかというのはちょっと把握しておりませんので、件数のみ答弁させていただきます。

平成28年度末現在、主要施策にも載っておりますけれども、延べ件数でこれまで登録物件が31件ございました。利用者側、借りたい、買いたいという利用者側が82件ございました。28年度までの成約者数、借りる、買うというのが成約された方が13人お見えになります。今年度の状況でございますが、現段階で、今、物件として登録されておりますのが3件でございます。利用者登録をされておる方が、今現在27件でございます。今年度、29年度において成約したのが4件という状況でございます。

以上です。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。それなりの成果は上がっておるようでございます。若者の件数というものはちょっと未定というか、わからないということでございますが、この制度を利用して美浜町に定住をしていただくことは望ましいことだなと考えております。

そして、農業を目指す人にとっての農地の借り入れ、また取得については、平成27年度に調査をされた結果、多くの遊休農地があるということが判明したそうでございます。今後、また今以上にふえていくだろうということが予想されるそのような中で、国が推進といいますか、提唱している事業、農業を始めたい人を対象とした農業次世代人材投資事業というものを本町も進めているということでございます。

そして、この農業次世代人材投資事業というものは、新しく農業に就業、就農したい方を徹底的にサポートする体制ということになっているそうでございますが、お一人でも多くの若い人が本町に定住をして就農できるように努力をされているということでございますが、その徹底的にサポートする体制というのは、何をどこまでサポートといいますか、支援されるのか、お聞かせください。

○産業振興課長（小島康資君）

ただいまの江元議員の質問にお答えさせていただきます。

こちら、今、お話しさせていただきました農業次世代人材投資事業についてでございますが、こちらの事業といたしましては、次世代を担う農業者となることを目指す45歳未満の方に対しまして、就農前の研修を後押しする準備型の資金として年間150万円を最長2年間、また、就農直後の経営拡張を支援する経営開始型の資金とし

て年間150万円を最長5年間給付するものでございます。

先ほど答弁の中でもありました経営栽培技術、営農資金の確保、農地の確保等で、こちらのほうはそれぞれ県の専門家及び金融機関の担当者、それと農地の、農業委員会等ですね、こちらの方々がそれぞれ専門分野の中で3人が1組のチームをつくりまして、その就農する方に対してのサポートをしていくという事業になりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○6番（江元梅彦君）

45歳未満の方が対象ということで、2年間、勉強する時間ですかね、2年間150万円が支給をされるということで、その後5年間、また150万円が支給をされるということで、かなり手厚いお金といいますか、助成金が出ることがわかります。

これで、このお金というのは、どうなのでしょう。例えば、収益が上がってきてもずっと助成される金額ということでもいいのでしょうか。

○産業振興課長（小島康資君）

先ほどの準備型の2年間に関しましては、研修先を見つけまして、そちらの研修の2年間に対しての給付になります。5年間の150万円に関しましては、最長5年間なんですけれども、先ほど、1年目に関しましては満額の150万円が支払いがされますが、2年目以降、それぞれ農業収入等で計算式がありまして、こちらのほうの差し引きをした中で計算した中で最高150万円というような形で、もしそこで収益が上がっていけば、その分を差し引きさせていただくというような形になります。なので、2年目に既に収益がもう500万円とか600万円というような形で上がってきた場合には、給付が厳しくなるというような状況になりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。収益が上がれば、この給付金も給付の条件が厳しくなるということがわかります。

私のこの生半可で単純な考え方の中で、現に立派な農家であっても、例えば跡継ぎさんとか担い手がなくて離農するという事例も散見される中で、新しく農業を始めようという方は奇特な方だと感じております。その方々の志を成就してもらうために必要な課題といいますか、美浜町が努力をされている本町独自の助成制度というものについてお聞かせください。

○産業振興課長（小島康資君）

町独自の制度ということになりますが、先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたように、町としましては、農業次世代人材投資事業、こちらを国・県の指導のもと、施策として展開をしていきたいと考えております。なので、新たな事業展開、町の助成というような形では、今のところ考えてはおりませんので、よろしくをお願いします。

○6番（江元梅彦君）

町独自の助成制度というものは特段にないということだそうでございます。

新しく就農される方が、最初の質問でも申し上げましたけれども、定住をしていただいて、特に子育てをしていただけるような若い夫婦が美浜町に来ていただけるというのは、少子化についてもそうですが、空家、または遊休農地の利用について大いに役立つものと思っております。助成制度も今はなくても、改めて何か必要なものがあれば、できるだけ助成をして、成就させていただけたらありがたいと思っております。

そこで、昨年の平成28年度の決算の中で、新規就農総合支援事業補助金として1,200万円が支出をされてお

ますが、この補助金について、内容をいま一度、御説明いただけたらと思います。

○産業振興課長（小島康資君）

先ほどの決算の中で、新規就農者の支援事業ということで支払いをさせていただいております。

これまで、実は平成24年からこの事業はスタートいたしまして、28年度、昨年度までの実績としましては、13名の方がこの対象となりまして給付を受けられております。

就農状況の内訳としましては、施設野菜の方が5名、路地野菜の方が7名、水稲の方が1名ということで就農いたしております。また新たに、平成29年度におきましては、準備型ということで、新たに6名の方がこちらの給付対象ということで、今、事業を進めていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。29年度、準備型ですか、その対象者がお見えということで、私たちも期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、先ほども言いましたが、この就農していただく方々について、必要な課題という、これまで課題と思われること、また、助成といいますか、何か必要なもので何かお気づきの点というものがございましたらお答えください。

○経済環境部長（天木孝利君）

江元議員のおっしゃります新規就農者の課題といいますか、我々の感じておるところについて、若干述べさせていただきます。

まず、美浜町へ、新しく農業を始めたいんだけどということ窓口に相談にお見えになります。そういった方自身、まず、一から始めたい、自分たちとして理想の農業をという夢を持ってお見えになります。そうしたときに一番感じる面でございます。今、はやりのこと言ったらちょっと語弊がございますが、有機農業、オーガニック、そういったことで、それこそ、先ほど横田全博議員の御質問の中にもあったように、販路の特定、販路先もないのに、ただ農業をやりたいということでお見えになって、まずは自分たちの生活、生活の基盤となるものを農業の中でまず考えていただいて、それからそういった自分たちの夢につながっていくのが本来ではないでしょうかということで、御相談のほう、かけさせていただきます。

そういったものに対しまして、先輩方といいますか、この新規就農でなられた方の中には、もうそういった面で、ある程度、3年、4年、5年をかけてそういった販路を確保し、何とかそういうふうな有機のほうで何とかやっていけるようになってきたというのが実態でございます。そういった方をまねしてということは語弊がございますが、そういった夢を持ってやっていただけるのは本当にありがたいんですが、ただ、最初からそのまま、先ほども言いましたように、どうしても夢ばっかを追いかけて、どうしてもそうしたときに、我々、資金の面でどうのこうのという話、先ほどもございましたが、あいち知多農協、JAのほうでは、親元就農であるとか、農機の買い上げ、そういったものについての単独の助成がございます。これがまさに必要としている国・県の助成制度から落ちるようなものについて、このJAあいち知多では独自の助成制度を使っていただいております。その辺についての御利用もしていただければありがたいんですが、新規就農の方について、どうしてもそういう夢ばっかで、生活ということをもまず考えずに飛び込んでくるということが本当に心配しておりますのでございます。その中で成功しておる方が今現在も定住しておるというような格好かと考えております。

以上です。

○6番（江元梅彦君）

夢を持って就農される方、現実に成就された方もお見えの中で、まだ夢で終わったという人もお見えのようで

ございます。できるだけ就農したいという人の夢をかなえていただくように、また、援助といえますか助成等、助言等をまたしていただけたらと思っております。

この新規就農について、私たちの会派、杉浦議員、石田議員、お見えてございます。専門家のお話を聞いて、なかなか大変だなということはわかっておりつつ、このように質問をしております。

そして、お聞きしたいのが、秘書広報課、企画政策課、産業振興課にまたがる現在の体制を見直して、積極的に町の魅力を発信する考えはございませんかということでございますが、本町の規模、職員数などを考えて、新たな部署をつくるということは考えていないということでございます。

しかし、町長御自身も、シティプロモーションというものについては情報の発信の共有化に努めておられるということでございます。

本町の魅力を発信するシティプロモーションについてでございますが、設置をされた横断的なプロジェクトチームという御答弁もございましたが、どのような構成の組織であるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

江元議員のプロジェクトチームについての御答弁をいたします。

シティプロモーションのプロジェクトにつきましては、横断的ということ、特に江元議員がおっしゃいました人口減少・少子化対策に向けた、空き地だとか空家ですとか遊休農地の増大、そういったものに関して、みんなと魅力のある情報発信に向けてということで、一応担当課といたしましては、秘書広報課、産業振興課、子育て支援課、そして都市整備等を絡めまして建設課、それと健康推進課で今後の子育て等についても含めていくというようなメンバーで構成をいたしているものでございます。

以上でございます。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。私は、今の体制がだめだよと言って、このような質問をしておるわけではございません。魅力的な発信をされていると思っております。これまでもすばらしいビデオとかホームページの制作、小冊子の発行など、随分外に向けての発信はされておると考えております。

そこで、この発信というものは、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、かなり難しいところがあると思っておりますが、この際、町職員の総力を挙げて、例えば、先ほどからの新規就農を愛知・美浜町でどうぞというような発信を全国に向けてしたらどうかという質問についてのお答えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（天木孝利君）

全国に向けて新規就農といえますか、美浜町の魅力を発信してはどうかということでございます。

私の担当しております農地の部分、これについて、今の現在の若者たちが本当に取り組んでいただける農地、十分にございます。反面、遊休農地ということで、ちょっと寂しいことですが、こういった面も、反面、逆にこれが魅力になるんだという意識の中で全国的に本当に発信をしていかなければならないと考えております。

新たに就農していただける方、今の農地を守っていただける方、本当に美浜町として必要でございますので、その辺について、本当に十分な発信をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○企画部長（沼田治義君）

私、企画部ということで、町の情報発信の総合窓口を担当しております。

今、江元議員がおっしゃるとおりでございますが、今、全国の市町村もシティプロモーション事業、要は、まちの魅力を掘り出して、その魅力を町内外に発信していくと、こういうのを、要は、いわゆる自治体の宣伝活動といいたいでしょうか、こういう活動をしっかりやっていくと。当然、国も、今、地方創生という事業を展開してお

りまして、そういった中で、どの団体も自分たちのまちを、すばらしいまちなんだと、魅力あるまちなんだという部分を発信する取り組みをしっかりと今、力入れてやっております。

美浜町におきましても、「みはまデイズ」というような形で、地方創生事業を使いまして、ナンバー1、ナンバー2と既に発行させていただいておりますし、ホームページの動画コーナーにおきまして、その状況も発信を全国にほうにさせていただいております。

本年度につきましては、テーマを子育てというように形で絞りまして、子育てしやすいまちをPRしていきたいと。そういった「みはまデイズ」の第3番目のものも本年度中にはつくって、全国に発信をしていきたいと思っていますので、また皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。かなり力を入れて発信をしていただいておりますことは、私自身も十分理解しております。

自治体には営業というものはないわけで、これが何か発信ということについても、営業の心構えといいますか、そのようなものが必要だと思いますが、総力を挙げて美浜町を発信していただきたいと考えております。

次に、町政懇談会における意見・要望についての質問に移っていきます。

町政懇談会は6会場で、合計が、数が何かちょっと違っておったかなと思いますが、6会場で276名が御参加をされ、37件の御意見ということでしたが、町長の御答弁では数が少ないのかなとも思いましたが、それはそれで、それぞれの地区とか、また個々の課題についての御意見とか御要望であったと思っておりますが、その町長の御答弁の中で、行財政運営関係が3件ありましたという御答弁でございました。それについての概要をお聞かせいただけたらと思います。

○企画部長（沼田治義君）

江元議員の御質問にお答えする前に、先ほどの町長の答弁の中身でございますけれども、一部訂正をさせていただきますと思います。

町政懇談会の内訳を町長が先ほど答弁の中で述べました。その中で、環境関係6件という部分が抜けておりましたので、その6件を合わせていただきますと合計37件になるというものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今の御質問でございますが、行財政関係につきましては、先ほど来、一般質問の中でも話に出ていますように、運動公園の関係の事業、これについての御心配をいただいている町民の方もたくさん見えますので、そうした中でこの事業を展開する中で、財政的な状況はどうなんだと、心配ないかという質問が3点あったという状況でございます。

以上でございます。

○6番（江元梅彦君）

運動公園事業といいますか、それについて御心配があったということでございますが、先ほども町長、この事業についてしっかりと説明をされておりますが、まだ周知が足りないのかなと思いますので、今後もこの事業の必要性についてしっかりと広報していただきますように、よろしくお願いいたします。

そして、町民の皆さんへの周知については、広報、そしてホームページで内容等掲載をして周知をされるということでございます。このことについて私が一般質問したのは、このような御意見・御要望はどのようなものがあつたかということ町に広く周知していただきたいということが目的のうちでございます。町民にとって丁寧でわかりやすく掲載されることを期待いたします。

この質問の最初にも述べましたけれども、地価の下落とか空家、遊休農地の増大、これらはいずれも本町が抱

える問題でございます。先ほど部長がおっしゃいましたが、これらの課題は見方、発想を変えれば、とても魅力のあるまち美浜町と言えるものだと捉えております。そして、町長の御答弁にもありましたが、視今後とも「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指して、町民の皆さんとともにまちづくりを進めていくという町長の御答弁とともに、強いリーダーシップを発揮され、来年度、新年、平成30年が文字どおり「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」になることを期待を申し上げます。

一年の締めくくり、また、新しい年を迎える今の心境、何か町長、ございましたら御発言をください。

○町長（神谷信行君）

今、ただいま江元議員さんのほうから、本年度、また来年度に向けてということでございまして、本当に今年度につきましては、議員の皆様方を初め本当に多くの住民の皆様方が、今の運動公園の事業関係につきましても大変関心を寄せていただき、また、そうした中で、地域の皆様方もこの事業に対して、確かに賛否両論ございますが、多くの皆様方にはこの事業に期待を寄せる、そういったお声も聞かせていただいております。

そうした中で、私自身もこの事業の着手した段階で非常に皆様方の期待を背負い、また、町としての今からの方向性を、しっかりとしたかじ取りをしていかなくてはならないというようなことで、非常に多くの責任に対しまして、自分自身、もう一回気を引き締め、この事業に対しましても、また、これからの町政の関係に対しましても、本当に先ほど江元議員さんがおっしゃっていただきましたように、私のテーマとして「明るく・健康で・笑顔のたえないまち」、こういった、皆様方が、私たちがどこの地域に行っても、本当に皆様方の笑顔が見られるようなそんなすばらしいまちにしていきたいなと思っております。

また、今年につきましては、先ほど申し上げましたが、本当に多くの皆様方にそういったお力添えをいただきましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

そしてまた、来年度、30年につきましては、こういった、今、課題として挙げさせていただいております多様な事業につきましても、皆様方のまたお力をかりながら、また御相談をしながら、そして町にとって、これからの子供たちに、胸を張って私は美浜っ子だと言えるようなそんなまちをつくってまいりたいと考えておりますので、また来年におきましても、私を初め執行部一同、本当に力いっぱいこのまちづくりに対しまして取り組んでまいりますので、また皆様方のお力添えを、そしてまた御理解をいただきますことを切にお願い申し上げまして、私のことし、来年に対する自分の取り組みの気持ちとしてお話をさせていただきました。本当にありがとうございました。

○6番（江元梅彦君）

神谷町長の力強い御答弁を頂戴いたしました。

私ども、明るい行政というものを、神谷町政に期待して、御期待を申し上げながら、政和会、江元梅彦の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、江元梅彦議員の質問を終わります。江元議員は自席に戻ってください。

〔6番 江元梅彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月11日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月9日から12月11日までの3日間を休会することに決定しました。

来る12月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前11時53分 散会〕

平成29年12月12日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第6号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第2 承認第7号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

- 追加日程第1 報告第4号 専決処分事項の報告について
- 議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 追加日程第2 議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第5 議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第6 議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第7 議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君

7番 横田 貴次君
9番 大岩 靖君
11番 野田 増男君
13番 丸田 博雅君

8番 荒井 勝彦君
10番 横田 全博君
12番 大崎 卓夫君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長 神谷 信行君
教 育 長 山本 敬君
総 務 部 長 本多 孝行君
厚 生 部 長 西田 林治君
建 設 部 長 石川 喜次君
総 務 課 長 杉本 康寿君
税 務 課 長 夏目 勉君
秘書広報課長 日比 郁夫君
福 祉 課 長 高橋 ふじ美君
健康推進課長 久網 勇君
環境保全課長 藪井 幹久君
都市整備課長 宮原 佳伸君
学校教育課長 竹内 与七君
学 校 給 食
センター所長 夏目 明房君

副 町 長 永田 哲弥君
会 計 管 理 者 坂本 順一君
企 画 部 長 沼田 治義君
経 済 環 境 部 長 天木 孝利君
教 育 部 長 竹内 康雄君
防 災 安 全 課 長 石濱 克彦君
企 画 政 策 課 長 磯貝 尚美君
住 民 課 長 茶谷 佳宏君
子 育 て 支 援 課 長 宮崎 典人君
産 業 振 興 課 長 小島 康資君
建 設 課 長 鈴木 学君
水 道 課 長 鈴木 晴雄君
生 涯 学 習 課 長 河村 伸吉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 八谷 充則君

局 長 補 佐 山下 美幸君
兼 議 会 係 長

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

それでは皆さん、おはようございます。

けさは寒い朝になりました。

この時期にふさわしいイベントが12月9日土曜日に美浜町総合公園で交通安全&地域PR一体型チャリティーイベントとしてサンタランが開催され、御当地キャラ、知多半島のおいしいもの、珍しい乗り物が登場し、中でもサンタライダーが登場し盛り上げたようでございます。私は所用があり最後までいられなかったのが残念でございましたが、今の時期に合ったいいイベントだったと思います。

次の10日には、まちの音楽会が開催され、皆さん楽しい一日を過ごしたようでございます。また、この音楽会に協賛していただいた企業16社の皆様、ありがとうございます。

会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

平成29年11月29日提出、国民健康保険国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書については、平成29年12月1日、提出者より事件撤回請求書が提出されましたので、これを許可いたしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

○議長（野田増男君）

日程第1、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第2 承認第7号 専決処分事項の報告承認について

○議長（野田増男君）

日程第2、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第3 議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

基本的に給料の改定の問題は何も問題ないと思いますが、都市公園整備事業、予算書で35ページになりますが、

説明ではもう土地購入の交渉に入っていて、7割方が仮契約というんですかね、仮の調印した、それから9割方がもうその方向でということですから、率直に言って私は今この時勢、いわゆる農地だとか農地の売買あるいは転売について、売りたいって売れるような状況でない中で、町が買って、買ってという言葉は正しくないですけども、購入してもらえるとということですから、言葉は悪いですが千載一遇のチャンスだと思って賛成している人が多いのではないかと。正しい事業そのもの、とりわけ陸上競技場について、多分一人一人と細かい折衝の中で、いいですか、悪いですかということにはしてないと思いますけれども、私は率直にほかの地権者じゃない人たちから見たときに、いろんな形の利用条件だとかそのほかの維持管理費も含めて、町民が利用する施設になるのかということのはすごい心配なものですから、率直に土地購入している方たちの評価を、評価というか受けとめ方が9割方が賛成というのは、購入についてはそうだと思うんですけども、事業そのものについてはどうという評価をしていますでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの用地交渉における事業そのものへの御意見ということでございますが、まず用地交渉に当たりまして、担当する職員、建設部以外の課長・主幹の職員に当たっていただいておりますが、まず用地交渉に入る前に、事業の説明を再度しっかりしていただくということにしております。事業そのものの賛同を得た後に、初めて用地の交渉に入るという手順で進めております。したがって、事業自体に疑問があるという方につきましては、用地交渉に入らないという形でやっておりますので、これまで用地について御承認いただいた方、または一部契約いただいた方につきましては、事業の説明に御納得いただいたものとして、その先の用地の提供ということに進んでいただいております。

ですので、山本議員御指摘のように、事業そのものにつきましてまだ納得がいけないという方、確かにおみえになります。そういった方はまだその先の用地交渉には進めていなくて、改めてまた事業の説明に何うということで、まだ途中ということになっておる方もおみえになります。ですので、事業のことを置いておいて土地の話をとということにはしておりませんので、今、契約を含めて用地交渉を承認していただいている方につきましては、事業の運動公園、陸上協議場を含む運動公園のことについては納得していただいたものと受けとめております。

○2番（山本辰見君）

もう一点、これに関連して、ひょっとしたら補正予算とは少し離れるかもしれませんが、土地購入を前提として地盤の調査をした結果、当初の予定よりも軟弱だということがわかって、相当工事費が上がるのではないかと、実は先日の運動公園の調査委員会、特別委員会の中で報告がありましたけれども、議員全員に説明しているわけじゃありませんし、それからもう一点、総合公園のグラウンドから運んでくる土についても、土質の関係で運べないのが相当数あるのではないかと、数量とかなんかはありませんでしたけれども、そういう内容がきちっと全員に報告していく、このことと関連すると思うんですが、そういう要諦はどうでしょうか。

○議長（野田増男君）

山本議員、美浜町議会会議規則第53条に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、また範囲を超えてはならないとあります。ただいまの発言は議題外にわたっていますので、注意いたします。答弁はできないということです。議題外ということでお願いします。

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第6 議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第10、発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 山本辰見議員、説明願います。山本議員。

○2番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、意見書の提案をさせていただきます。

発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について。

市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子でございます。

提案理由は、県において、市町村国民健康保険への県の事業費補助金を復活ように要望する必要があるからでございます。

案文、添付をしてございますので、短いので読み上げて、提案に改めてかえさせていただきます。

市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書（案）。

国の国民健康保険制度改革が2018年から本格的に始動するが、この改革を通じて、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国民健康保険制度の「構造的問題」を解決することが求められている。

しかしながら、愛知県は、県独自に構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国民健康保険への事業費補助金を2014年度から廃止した。

この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で、「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。当該事業費補助金の復活は、市町村国民健康保険への支援として重要な意義を持つものである。

したがって、愛知県においては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記。

市町村国民健康保険への県の事業費補助金を復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日。これは最終日の採決の日になりますけれども、こういう形で意見書を県に上げて、ぜひ県のほうから支援をお願いしたい、こう思っておりますので、皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。横田貴次議員。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

提案者に2点、質問をさせていただきたいのですが、私はこれ2018年度からの制度改革をしっかりと見守る中で、この意見書の提出というのはちょっと反対の立場でいます。その中で2点お伺いをいたします。

「構造的問題を解消する」というふうに提案者は書かれておりますが、この「所得水準が低い」「保険料負担

が重い」、これ以外に提案者でどのようなことを問題視されているのかということと、あと県の2013年度事務事業評価調書で、必要性が高いというのは私も理解できるんですけども、廃止の影響は大きいとだけここに書き記してあります。どのような影響が大きいと感じておられるのか、この2点聞きたいと思います。お願いします。

○2番（山本辰見君）

それでは、御質問にお答えします。

構造的危機感といいますのは、市町村の場合は各市町において保険料の負担そのものが、各市町によってもさまざまでございます。それは年齢構成もあるでしょうし、あるいは保険料の、実際医療費が相当高いところもあればそうではないところ、たくさんありますが、それを県のほうとしては先ほども言いましたように2014年までは順次減らしてきたんですが、2014年度に結果として廃止をして、2015年からゼロ円になったわけですけども、県のほうがそれぞれの市町村を支える上で、先ほど言いました市町村によって特に町村のほうで大きいんですけども、保険料が高くて大変困っていると、そういうところを県としても全体を見直して、見回して対策をとってきました。ところが、平均しますと最終的には1人当たり24円ぐらいだからもう要らないんじゃないか、これは必要がなくなったのではなくて、どんどん減らしてきて予算としてすごい規模が小さくなったものですから、そういう形で県は必要ないということですが、他の都道府県を見ますと、しっかりそういう形で都道府県が市町村を支えている形が、全部ではありませんけれども残っておりますので、ぜひこれを復活するべきだということをおもうわけです。

2点目の質問の休廃止の影響は大きいということは、今のよう形で県のほうからの補助がなくなることによって、市町村のそれぞれの負担が大きくなっている。結果として市町村も努力をして、一般会計から国保への支援をするというか、一般会計で補填をして助けているという状況でございますので、これは県全体がそれぞれの市町村を見て、大変なところについてはきちっと補助をしていくという制度が、ぜひ復活してほしいということがございます。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

ここで暫時休憩します。

〔午前9時22分 休憩〕

〔午前9時45分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。町長から報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第44号 平成29年度美浜町水

道事業会計補正予算（第3号）まで、以上7件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上7件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 報告第4号 専決処分事項の報告についてから
議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

追加日程第1、報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上7件を一括議題とします。

以上7件について提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩後にこの追加提案の関係につきまして上程をさせていただきますので、御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日追加上程いたしますのは、報告第4号 専決処分事項の報告についてを初め7件でございます。早速、提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第4号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る11月6日月曜日午後2時30分ごろ、美浜町大字北方字山鼻77-7地先の県道小鈴谷河和線におきまして、町職員が草刈りをしたところ、飛び石で町外の法人が所有する自動車の窓ガラスを破損する事故が発生をいたしました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の全額5万6,052円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、12月5日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせてご報告をいたします。

次に、議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を受けて、美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間3.30月に改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、第1条については平成29年12月1日から適用し、第2条については平成30年4月1日から施行とするものでございます。

次に、議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ

いてでございますが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間3.30月に改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、第1条については平成29年12月1日から適用し、第2条については平成30年4月1日から施行とするものでございます。

次に、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、給料表を400円の引き上げを基本に、1,000円から400円の範囲での引き上げ、勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げ、年間1.8月に改正するものでございます。

また、55歳を超える職員の給与減額規定の削除を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、第1条については平成29年4月1日から適用し、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定については、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2,425万8,000円を増額し、補正後の予算総額を81億2,770万8,000円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、各款にわたり本年度の人事院勧告に基づき、特別職を含む職員給与の改定を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では、ふるさと納税寄附運営事業において、ふるさと納税寄附件数の増に伴い、返礼品に要する経費を計上いたしました。

6款農業水産費、1項農業費では、農地事務において、本年度の人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う繰出金に要する経費を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、17款寄附金、1項寄附金においては、ふるさと納税の増を計上いたしました。

また、本補正により18款繰入金、2項基金繰入金においては、財政調整基金繰入金の増を計上いたしました。

次に、議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3万9,000円を増額し、補正後の予算総額を2,940万6,000円とするものでございます。

歳出については、本年度の人事院勧告に基づく職員給与の改定を計上いたしました。

歳入については、一般会計繰入金及び水道会計負担金の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的支出につきましては19万7,000円を増額するものでございます。

資本的支出につきましては、10万3,000円を増額するものでございます。

内容でございますが、本年度の人事院勧告に基づく職員給与の改定を計上いたしました。

これにより、補正後の収益的支出は5億1,616万9,000円となり、資本的支出は1億9,281万6,000円となるものでございます。

以上、提出案件7件について、慎重に御審議をいただき、全案お認めくださるよう重ねてお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

〔午前 9 時 56 分 休憩〕

〔午前 10 時 50 分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第 39 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 44 号 平成 29 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで、以上 6 件を順次日程に追加し、追加日程第 2 から追加日程第 7 とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。以上 6 件を日程に追加し、追加日程第 2 から追加日程第 7 とし、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 2 議案第 39 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

追加日程第 2、議案第 39 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第 3 議案第 40 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

追加日程第 3、議案第 40 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第 4 議案第 41 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

追加日程第4、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第5 議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（野田増男君）

追加日程第5、議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第6 議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

追加日程第6、議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第7 議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

追加日程第7、議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月13日から12月18日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月13日から12月18日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月19日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時55分 散会〕

平成29年12月19日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月19日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）
議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について
- 日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第6 までの各事件
- 追加日程第1 議案第45号 財産の取得について
議案第46号 財産の取得について
議案第47号 財産の取得について
- 日程第7

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君

9番 大岩 靖 君
11番 野田 増 男 君
13番 丸田 博 雅 君

10番 横田 全 博 君
12番 大崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神谷 信行 君	副 町 長	永田 哲弥 君
教 育 長	山本 敬 君	会 計 管 理 者	坂本 順一 君
総 務 部 長	本多 孝行 君	企 画 部 長	沼田 治義 君
厚 生 部 長	西田 林治 君	経 済 環 境 部 長	天木 孝利 君
建 設 部 長	石川 喜次 君	教 育 部 長	竹内 康雄 君
総 務 課 長	杉本 康寿 君	防 災 安 全 課 長	石濱 克彦 君
税 務 課 長	夏目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯貝 尚美 君
秘書広報課長	日比 郁夫 君	住 民 課 長	茶谷 佳宏 君
福 祉 課 長	高橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮崎 典人 君
健康推進課長	久網 勇 君	産 業 振 興 課 長	小島 康資 君
環境保全課長	藪井 幹久 君	建 設 課 長	鈴木 学 君
都市整備課長	宮原 佳伸 君	水 道 課 長	鈴木 晴雄 君
学校教育課長	竹内 与七 君	生 涯 学 習 課 長	河村 伸吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏目 明房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷 充則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山下 美幸 君
--------	---------	----------------------	---------

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆様、おはようございます。

ことしも残すところわずかとなり、新しい年を迎えようとしております。また、寒さの厳しい日が続いております。皆様には体調管理にお気をつけていただき、よい年を迎えていただきますよう御祈念申し上げます。

県内、半田所管内交通事故が連続発生している状態でございます。その中、交通死亡事故多発警報が発令されました。美浜町でも本年3名の交通死亡事故が発生しました。皆様におかれましても、年の暮れ、何かとせわしくなってきますが、交通安全に努めていただき、2018年は死亡事故、飲酒運転がゼロになるよう願っております。

会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。
委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇]

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。それでは、今御指名がございましたので、御報告申し上げます。
総務産業常任委員会は、去る12月13日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。
ただいま議題となりました議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。
なお、質疑及び討論はありませんでした。
以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。
これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより議案第32号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇]

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月14日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

母子家庭等とは、どのような家庭を指すかとの質疑があり、父子家庭、母子家庭及び両親のいない家庭であるとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

運動公園の用地購入に当たり、地権者より事業に対する同意書等をもらっているかとの質疑があり、用地交渉に当たっては、地権者に対し事業の内容を説明し、事業の実施に承諾をしてもらった後、用地購入に係る交渉、契約を進めていることから、改めて同意書等をもらうことはしていないとの答弁がありました。

また、ふるさと納税事業について、謝礼品を減額し、委託料を増額しているのはどういうことかとの質疑があり、委託料で処理しているインターネットを通して行われるふるさと納税の増加に対処したものであるとの答弁がありました。

また、道路新設改良事業について、国庫補助事業から町単独事業に振りかえたのはどういうことかとの質疑があり、町の要望額に対し、国庫補助事業として採択された事業費が低く、事業費を圧縮したが、古布矢梨切山線については路面状態が悪いため、国の補助対象とはならないが、町単独でも舗装のオーバーレイを実施する必要があると判断した。なお、歳入には起債を充てるとの答弁がございました。ここのオーバーレイというのは、舗装をする場合に、下の地盤が極端に悪い場合は改良しなければいけないんですが、それをしなくても、いわゆる表面上だけする、できるということの意味でございます。

また、町営住宅を取り壊すのは、跡地を売却するためか、老朽化等によるものかとの質疑があり、上前田町営住宅は昭和29年の建築で老朽化しており、利用者が退去する都度取り壊してきた。跡地については売却する方向で検討していくとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

小中学校運営事業、施設整備事業の具体的内容はとの質疑があり、身体的に不自由な児童・生徒の入学に対応するための備品及び施設の改修等であるとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

システム改修は毎年実施するのか、それとも改定の都度、システムが変わるから実施するのかとの質疑があり、今回の改修は制度改正に伴うもので毎年ではないとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）から
議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）まで9件一括

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）から議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）、以上9件を一括議題とします。

以上9件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、質疑及び討論はありませんでした。

次に、議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑及び討論はありませんでした。

次に、議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

国の人事院勧告に伴いとの説明だが、その勧告に準じて改正する根拠は何かとの質疑があり、人事委員会を持たない市町村は、国からの通達により国の人事院勧告に準じて改正しているとの答弁がありました。

なお、アベノミクスによる恩恵を受けているのは、一部の高額所得者、大企業である。近隣と比べ議員報酬は高くはないが、一般住民は景気回復を実感しておらず、引き上げには賛成できないとの趣旨で反対討論がありました。

また、報酬の改正については、人事院勧告に従い引き上げだけでなく、引き下げも準じて実施しているとの説

明であったとの趣旨で賛成討論がありました。

次に、議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

質疑はありませんでした。

なお、議案第39号の議員報酬と同様の理由で賛成できないとの趣旨で反対討論がありました。

次に、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）の4議案につきましては、審査、採決の結果、4議案とも全員賛成により可決しました。

なお、4議案とも質疑及び討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第36号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 平成29年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第6、発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

2018年から国民健康保険制度は県単位の運営に移行します。国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることであり、そのために国は2015年から保険者支援制度など財政的支援を拡充し、新たな基金も造成しているが、一方では市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰り入れの削減、解消を求めている。このような改革は結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。さて、国の国民健康保険改革が2018年度から本格的に始動しますが、この改革を通じて、所得水準が低い、保険料負担が重いなど、国民健康保険制度の構造的問題を解決することが求められています。

しかしながら、愛知県は県独自に構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国民健康保険への事業費補助金を2014年度から廃止しました。この補助金の廃止の影響は大きく、市町村当局も保険料引き上げを考えざるを得ない厳しい状況にあります。この補助金事業は2013年度事務事業評価調書で、必要性は高い、休廃止の影響は大きいと評価されています。この補助金を復活してほしいという声は市町村からも大きく、この事業費補助金の復活は市町村国民健康保険への支援として重要な意義を持つものであります。国民健康保険は住民の健康を守るための命綱であり、行政としてはできるだけ住民の負担が重くならないように努めるべきであり、補助金の復活はどうしても必要であると考えます。ぜひ美浜町民を守る議会として県に意見書を提出することに皆さんの賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第9号 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前9時35分 休憩〕

〔午前9時36分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から議案第45号 財産の取得についてから議案第47号 財産の取得についてまで、以上3件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 財産の取得についてから議案第47号 財産の取得についてまで、以上3件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第45号 財産の取得についてから

議案第47号 財産の取得についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

追加日程第1、議案第45号 財産の取得についてから議案第47号 財産の取得についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆様、おはようございます。

先ほども議長よりお話がございましたが、今、交通事故に対します非常事態宣言ということでございまして、皆様も御存じのように、今月の12日、朝6時10分でございますが、この北奥田で交通死亡事故が発生いたしました。これを受け、今月の14日に1市5町の首長が半田警察署に集められまして、この1市5町交通死亡事故多発非常事態宣言ということで、この関係におきまして発表させていただきました。この非常事態宣言につきましては、12月14日から12月31日までの18日間ということでございますので、また議員の皆様方におかれましても、私ども執行部につきましても、この交通安全運転の励行に対しまして取り組んでまいりたいと考えております。何にしましても、年の瀬ということで慌ただしい中ではございますが、またお酒を口にする機会も非常に多くある時期でもございますが、この交通安全、また安全運転をしっかりと肝に銘じ、推進してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、本日、追加上程いたしますのは、議案第45号 財産の取得についてを初め3件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

まず初めに、議案第45号 財産の取得についてでございますが、この議案と議案第46号の財産の取得について及び議案第47号の財産の取得については関連がありますので、あわせて御説明いたします。

現在、総合公園拡張事業及び運動公園整備事業の用地交渉を行っており、その結果、お手元の資料のとおり、議会の議決に付すべき契約案件5,000平方メートル以上の土地について3件の用地交渉がまとまりましたので、12月13日付で仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提出案件3件について慎重に御審議をいただき、全案お認めくださるよう重ねてお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議事を進めます。

初めに、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。横田議員。

○7番（横田貴次君）

失礼いたします。大変広大な土地を購入されるということで、昨今私の友人の事例であったことなのですが、太陽光発電の第三者と仮契約みたいなものを結んでおまして、登記移設の際に電力会社との仮契約を地主の方が結んでいたということで、その契約破棄にまつわる補償金みたいなものを請求される事案があったと聞きました。今、地図を見ますと、本当にソーラー等も移設されている中で、各土地の持ち主の方には、このような契約等を一切結んでいないという確認はとられているのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今回の契約の中で、そういった別の契約をするというようなことを禁ずるような文言はないです。ですので、特別そういったほかのところとは契約しないでくださいという説明までちょっとしておりません。

○議長（野田増男君）

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 財産の取得についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 財産の取得についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第47号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

先ほどの45号、46号については、所有者が1名ということですから問題ないと思うんですが、この47号については所有者が3名で持ち分がそれぞれ分かれているということですが、1筆だったらわかりますけれども、そうじゃなくて合わせて5,261ありますから、面積的には先ほどの町の条例に該当するんですけども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○建設部長（石川喜次君）

条例によりますと、5,000平米以上の契約で議会に付すべき契約はどのようなものかという御質問だと思いますけれども、契約1件当たり5,000平米となりますので、買収者1件当たりではございませんので、今回契約1本で3名の方の共有のものを購入しておりますので、議会に付す必要がありますので上程させていただきましたのでよろしく願いいたします。

○2番（山本辰見君）

今の説明ですと、ほかのところにも該当するんじゃないですか。例えば奥田の駅前ですと8ヘクタールからあるわけですから、持ち主が1名でなくても5,000平米を超える場合は該当するという今の説明だと、じゃ、ほかのところも該当しませんかと思うんですけども、いかがですか。

○建設部長（石川喜次君）

運動公園につきましては、この方1件のみでございますので、ほかの方は該当いたしません。

○議長（野田増男君）

山本議員、3回目です。

○2番（山本辰見君）

3回目ですけども、じゃ、先ほどの部長の説明とちょっと食い違う。というのは、持ち主が1人じゃなくて5,000を超えれば該当すると言われました。ほかはそういうことを言うと、今の方3人の持ち分を合計すると5,000になるわけですね。その説明と、ほかのところ例えば1,000ずつで3人足したら5,000になる場合もあるんじゃないですか。そこの違いはどうですかということを聞いたんですけども。

○建設部長（石川喜次君）

再度お答えさせていただきます。

契約1件当たり5,000平米を超える場合には議会に付すことになります。ですので、例えば共有であったり、要するに共有の方が合計で例えば5,000平米を超えれば、1契約で契約すれば議会に付すことが必要になります。

また、例えば分けることが可能な契約もあると思いますけれども、今回うちのほうにつきましては、所有者別

ではございません。契約1本ですので、その関係している方をまとめて契約してございますので、今回はこの方が該当するというところでございます。ほかの方につきましては、総合公園につきましては、予定ですと3件、5,000平米を超える契約がございます。今回2件を上程させていただいております。運動公園につきましては、この方以外には超える方はお見えになりません。

○総務部長（本多孝行君）

直接関係ございませんが、固定資産税と同様の考え方でございますので、それをちょっと説明をしたいと思っております。

山本議員がおっしゃるのは、例えば神谷、永田、本多で共有物件があったと、これで1万2,000平米を買おうとすると、じゃ、神谷さんは4,000平米の持ち分があるでしょうと、永田さん、4,000平米でしょうと、私、4,000平米ですよと。ここで本多がほかに単独で3,000平米を持っておいたら、合わせて5,000平米になるじゃないかと、そういうような考え方を言われるんだと思いますけれども、あくまでも持ち分を分けるという考え方はないんですね。まずその所有者を構成する人間が誰かということ、この持ち分が例えば2分の1、4分の1、4分の1の神谷、永田、本多と、3分の1ずつの神谷、永田、本多というのは、これは別なんです。あくまでもこの所有する人と持ち分の率が一緒だった場合については、それを1つの人と考えるわけなんです。ですから、今、山本さんが言われるように、ほかにいろいろな土地を持っておいたら5,000を超えるんじゃないかということでは該当しないと。あくまでもその所有形態を考えて、今1つの契約でいきますと、そうしますとこの同じ持ち分で同じ人が持っていれば1つの契約で、どこの土地、どこの土地、どこの土地と買いますけれども、ここは持ち分が違うとなったら、これは別の契約になるものですから、その契約で5,000ないから乗らない、5,000あるから議会にかける、そういった考え方をすると固定資産税と同様に考えていただければいいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 財産の取得についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成29年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

定例会に御提案申し上げた承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを初めとする19案件のいずれにつきましても、慎重審議の上、全案御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

さて、冬本番の寒気の襲来により、朝晩の冷え込みはもちろん、日中の寒さも厳しくなってきました。また、インフルエンザの流行も始まり、1月、2月にピークを迎えるとお聞きしております。

慌ただしい年の瀬ではありますが、議員の皆様方におかれましても、体調管理に御留意の上、明るい新年をお迎えになられるよう切に願い、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成29年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時55分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月19日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 森 川 元 晴

議員 横 田 貴 次